

# 那須町こども計画

<計画素案>

令和7年3月  
那須町



# もくじ

第1章	計画策定にあたって	1
第1節	計画策定の趣旨	1
第2節	子ども・子育てに関わる社会情勢及び国の動向	2
第3節	こども計画に関わる法制度等の施行	3
第4節	那須町こども計画の概要	5
1	計画の位置づけ	5
2	計画の期間	6
3	計画の策定体制	7
第2章	那須町の子どもを取り巻く状況	8
第1節	データからみる町の状況	8
1	人口、世帯の傾向	8
2	子どもの数の傾向	11
3	ひとり親世帯の傾向	13
4	婚姻状況の傾向	14
5	就労状況の傾向	18
6	教育、保育施設の傾向	20
7	小学校、中学校の傾向	23
8	放課後児童クラブの傾向	25
第2節	アンケート調査からみる町の状況	27
1	調査の概要	27
2	調査結果	29
第3節	施設等調査からみる町の状況	60
1	調査の概要	60
2	調査の結果	61
第4節	子どもの意見聴取	65
1	調査の概要	65
2	調査の結果	65
第5節	第2期子ども・子育て支援事業計画等の点検・評価まとめ	67
1	第2期子ども・子育て支援事業計画の点検・評価	67
2	那須町子どもの貧困対策推進計画の点検・評価	69
第6節	現状と傾向、課題のまとめ	70
現状と傾向、課題1	地域性を踏まえた教育・保育の環境づくり	70
現状と傾向、課題2	就学児童・生徒の居場所づくりへの対応	70
現状と傾向、課題3	子どもたちとその保護者や家族の悩み・不安への対応	71

現状と傾向、課題4 生活困窮家庭とその子どもへの対応 .....	71
現状と傾向、課題5 発達や虐待、不登校、ヤングケアラーなどへの対応.....	72
<b>第3章 計画の基本的な方向性 .....</b>	<b>73</b>
第1節 計画の基本理念 .....	73
第2節 那須町が目指す“こどもまんなか”のまちづくり .....	74
第3節 計画の基本目標 .....	76
基本目標1 誕生前から幼児期までの支援 .....	76
基本目標2 就学後から18歳までの子どもへの支援 .....	76
基本目標3 18歳以降の若者への支援 .....	76
基本目標4 子どもの貧困の解消に向けた対策 .....	77
基本目標5 課題や困難を抱える子どもや家族への支援 .....	77
基本目標6 子育て当事者への支援 .....	77
基本目標7 子ども・若者・子育てにやさしい社会づくり .....	77
第4節 施策の体系 .....	78
<b>第4章 施策の展開 .....</b>	<b>80</b>
基本目標1 誕生前から幼児期までの支援 .....	80
施策1 妊娠前から妊娠、出産、幼児期までの保健・医療 .....	80
施策2 出産に関する支援、産前産後の支援の充実 .....	82
施策3 幼児教育・保育の質の向上 .....	84
施策4 特別な配慮を必要とする子どもへの支援 .....	86
基本目標2 就学後から18歳までの子どもへの支援 .....	88
施策1 学童期・思春期の保健対策 .....	88
施策2 生きる力を育む教育と多様な学びの機会の充実 .....	89
施策3 子どもの遊び場・催し・交流の場・居場所の充実 .....	91
基本目標3 18歳以降の若者への支援 .....	92
施策1 就労、生活基盤安定のための支援 .....	92
施策2 結婚・出産の希望をかなえる支援 .....	93
施策3 悩み・不安を持つ若者やその家族に対する相談体制 .....	93
基本目標4 子どもの貧困の解消に向けた対策 <第2期那須町子どもの貧困の解 消に向けた対策推進計画> .....	94
施策1 生活支援の充実 .....	94
施策2 教育支援の充実 .....	96
施策3 保護者に対する就労支援の充実 .....	97
施策4 経済的支援の充実 .....	98
基本目標5 課題や困難を抱える子どもや家族への支援 .....	100
施策1 児童虐待防止対策の充実 .....	100

施策2	ヤングケアラー対策の充実 .....	101
施策3	障がい児施策の充実 .....	102
施策4	いじめや不登校、自殺への対策と悩みや不安を抱える子どもたちへの支援 .....	103
施策5	権利に関する普及啓発 .....	104
基本目標6	子育て当事者への支援 .....	105
施策1	子育てや教育に関する経済的負担の軽減 .....	105
施策2	家庭や地域の教育力、コミュニティ力の向上 .....	107
基本目標7	子ども・若者・子育てにやさしい社会づくり .....	108
施策1	子どもの安全の確保 .....	108
施策2	子育てを支援する生活環境の整備 .....	109
<b>第5章</b>	<b>子ども・子育て支援事業計画 .....</b>	<b>111</b>
第1節	第3期那須町子ども・子育て支援事業計画とは .....	111
第2節	教育・保育提供区域の設定 .....	111
第3節	子ども・子育て支援事業計画に関わる法制度等の改正 .....	112
第4節	量の見込みの基本的な考え方と町の将来人口の推計 .....	114
1	量の見込みの基本的な考え方 .....	114
2	町の将来人口の推計（住民基本台帳によるコーホート変化率法に基づく推計） .....	114
第5節	教育・保育施設の量の見込み及び確保の方策 .....	115
1	子どもの認定区分 .....	115
2	子どものための教育・保育給付 .....	115
3	1号認定 .....	116
4	2号認定 .....	116
5	3号認定 .....	117
第6節	地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策 .....	118
1	利用者支援事業 .....	118
2	地域子育て支援拠点事業 .....	119
3	乳児家庭全戸訪問事業 .....	119
4	妊婦健康診査事業 .....	119
5	養育支援訪問事業 対象：要支援児童、特定妊婦、要保護児童 .....	119
6	子育て世帯訪問支援事業 .....	120
7	児童育成支援拠点事業 .....	120
8	親子関係形成支援事業 .....	121
9	子育て短期支援事業 .....	121
10	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター） .....	121
11	一時預かり事業 .....	122
12	時間外保育事業（延長保育・休日保育） 対象年齢：0～5歳 .....	123
13	病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業） .....	123

1 4	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） 対象年齢：就学児.....	124
1 5	産後ケア事業.....	124
1 6	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） 対象年齢：0歳6か月～2歳.....	125
1 7	実費徴収に係る補足給付を行う事業.....	126
1 8	多様な事業者の参入促進・能力活用事業.....	126
第7節	その他の基本的な取組.....	126
1	教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保.....	126
2	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保.....	126
第6章	計画の推進体制.....	<b>127</b>
第1節	地域及び関係機関等との連携.....	127
第2節	計画の達成状況の点検・評価.....	128

# 第1章 計画策定にあたって

## 第1節 計画策定の趣旨

### 少子化の 進行

日本の総人口は、平成20（2008）年に1億2,808万人のピークをむかえ、その後は減少傾向のまま推移しており、今後も増加傾向に転じることはない予測です。

また、年少人口といわれる0～14歳の子どもの人口を総人口で割った割合は長く減少傾向にあり、さらに、人口に対して生まれた子どもの数を表す指標の1つである合計特殊出生率も低下傾向にあります。特に、平成2（1990）年に公表された「1.57ショック」では、これまで合計特殊出生率が戦後最低だった昭和41（1966）年の1.58を下回り、平成元（1989）年に1.57となったことで、「少子化」が注目されるようになりました。

### 働く女性 の増加

一方、日本の女性の社会進出と活躍は、高度経済成長期以降のバブル景気を経て、昭和60（1985）年の「男女雇用機会均等法」成立を転機にめざましく進展し、年々小さい子どもをもつ子育て世帯の母親の就労者も増え続けています。それに伴い共働き家庭が増え、核家族化の進行で親族からの育児の手助けは望めず、また、長引く経済不況もあいまって、経済的な理由から、ますます子育て世帯の母親が就労せざるを得ない状況になっていることもあり、今日まで全国的に保育のニーズは高まり続けています。その結果、保育所（園）の定員を超えて入所（園）ができなくなる待機児童問題が注目され、平成27（2015）年前後から社会全体で“待機児童ゼロ”に向けた取組が進められてきました。

### 子育て 家庭の 困難状況

近年では、こうした取組の成果や出生数の減少もあり、待機児童数は徐々に減少していますが、人材不足や物価高騰など家計をひっ迫する社会的要因はいまだに多いことから、今後も共働き家庭が減ることは考えにくく、引き続き保育環境の整備を進めていく必要があります。

また、共働き家庭等の増加により、就学後の子どもたちの居場所づくりや、家庭での養育と教育を支援する取組の重要性はさらに増すと思われます。そのため、子どもが安全・安心に育つ環境づくりとともに、子どもの保護者（家族）が心身の余裕を持って子育てのできるよう周囲のサポート体制と支援制度の充実を図り、地域、学校、行政機関等がさらに連携を強め、まちが一体となって子育て環境の充実を進めていくことが求められます。

### 那須町 こども計 画の策定

本町では、平成27（2015）年度に「那須町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、町内の待機児童問題解消に向けた教育・保育施設の整備や支援制度・体制の整備のほか、各種子育て支援施策の取組を計画的に推進してきました。その後、令和2（2020）年3月に「第2期那須町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、取組内容の見直しとさらなる充実を図ってきました。

第2期計画が令和6（2024）年度で計画期間を満了すること、また、国が新たに定めた『こども基本法』に基づく『こども大綱』が施行され、これまで個別に推進していた子ども・子育て施策を全体的かつ統一的に推進する新しい体制が示されたことを踏まえ、本町においても、次代を担う全ての子どもたちが心身ともに健康で、安全・安心に育っていくためのまちづくりを推進するため、新たに「那須町こども計画」を策定することとしました。

## 第2節

## 子ども・子育てに関わる社会情勢及び国の動向

子どもたち  
や家庭への  
支援の充実

前述のとおり、全国的に少子化が進む中、核家族化の進行、女性の社会進出と活躍、経済不況などを背景に共働き家庭が増加することで、保育の需要と必要性は高いままとなっています。そのため、各市町村には、それぞれの実情を踏まえた上で、引き続き就学前の子どもたちの教育・保育提供量の充実を図ることに加えて、就学後の子どもたちの学校と家以外の居場所の確保と機能の充実が求められています。また、特に支援の必要性が高い子どもの発達や障がい、いじめ、不登校、ヤングケアラーなどの子ども自身の悩みや不安のほか、保護者（家族）の養育・教育力の低下やダブルケア、虐待、経済的生活の困窮、心身の障がい、ひとり親家庭などの子育て当事者の悩みや不安にも対応した、きめ細かな支援の充実を図るための法制度の整備が進められています。

市町村子ども・子育て  
支援事業計画の策定

市町村子ども・子育て支援事業計画と法制度の関連をみると、平成 24（2012）年に「子ども・子育て関連3法」の成立を受け、第1期の「子ども・子育て支援事業計画」が各自治体で策定され、地域の実情に応じた「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」が新制度として実施されました。また、平成 30（2018）年には全ての子育て家庭が身近な地域で安全にかつ安心して子育てができる環境を整備していくことが必要であるとして、「幼児教育・保育の無償化の実施のための子ども・子育て支援法改正」に伴い基本方針が改正され、これを踏まえ市町村第2期「子ども・子育て支援事業計画」が策定されました。

子ども・子育てに関連  
する各種法制度の施行

そのほかの子ども・子育てに関連する主な法制度の動向としては、少子化社会において講じられる施策の基本理念を明らかにし、少子化に的確に対処するための施策を総合的に推進するための「少子化社会対策基本法」が平成 15（2003）年9月に施行され、次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援する観点から、地方公共団体及び企業における取組を促進する「次世代育成支援対策推進法」が平成 17（2005）年4月に施行されました。

さらに、全ての子ども・若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会の実現に向け、子ども・若者の意見表明や社会参画を促進しつつ、分野を超えて社会総がかりで、子ども・若者の育成・支援の取組を推進する「子ども・若者育成支援推進法」が平成 22（2010）年4月に施行され、平成 26（2014）年1月には子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備し、教育の機会均等を図るための取組を推進する「子どもの貧困対策の推進に関する法律（令和6（2024）年6月の法律の一部改正により「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に名称変更）」が施行されています。

## こども基本法の施行

その後、国は令和5（2023）年4月にこども家庭庁を創設と同時に、こども施策を社会全体で総合的かつ強力で推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」を施行し、同年12月には上記の3法「少子化社会対策基本法」、「子ども・若者育成支援推進法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく各“大綱”を一元化した「こども大綱」を閣議決定しました。加えて、令和6（2024）年5月には、こども家庭庁が各省庁と連携して進めるこども政策の全体像であり、いわばこども版骨太方針とする「こどもまんなか実行計画 2024」を閣議決定しました。

## 第3節 こども計画に関わる法制度等の施行

### (1) こども基本法の施行

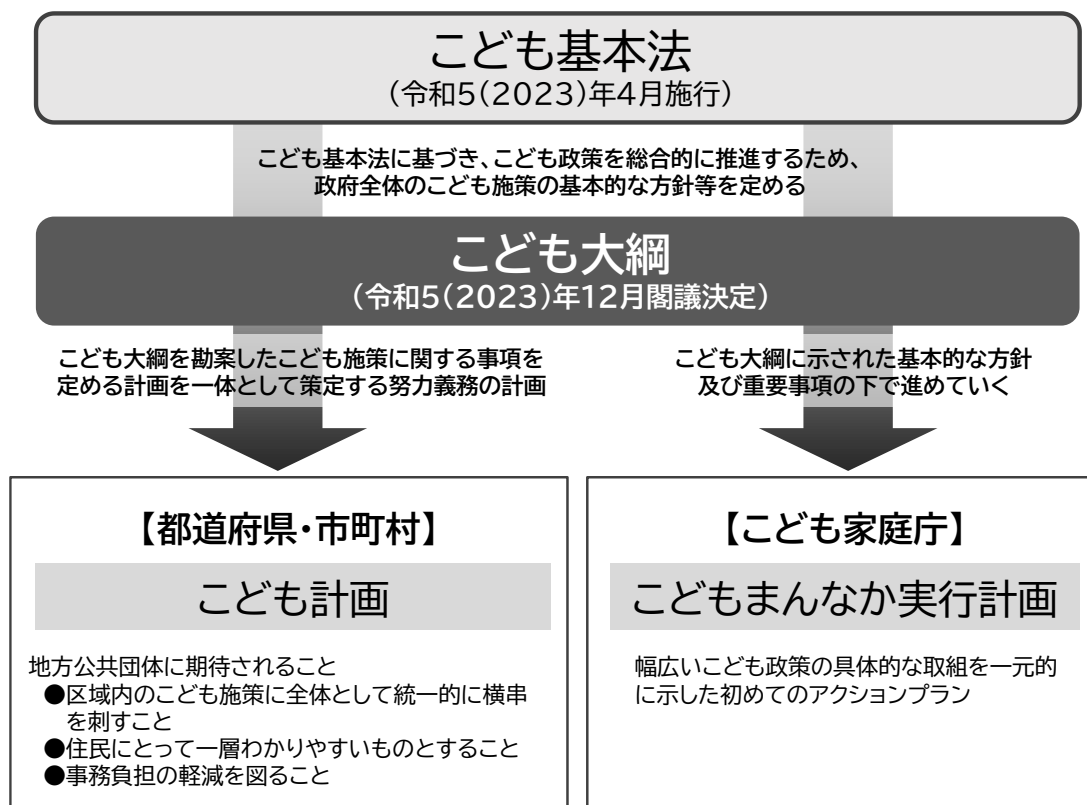
こども基本法は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4(2022)年6月に成立し、令和5(2023)年4月に施行されました。

同法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。また、同法は、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。

#### ■こども施策の推進に向けた6つの基本理念

1. すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
2. すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
3. 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。
4. すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
5. 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
6. 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

#### ■こども基本法とこども大綱、こどもまんなか実行計画 2024 (次ページ参照) の関係性



## (2)こども大綱及びこどもまんなか実行計画2024

こども大綱は、令和5（2023）年4月1日に施行された「こども基本法」の基本理念にのっとり、こども政策を総合的に策定・推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定めるものとして、令和5（2023）年12月22日に閣議決定されました。また、令和6（2024）年5月31日には、こども大綱に示された6つの基本的な方針及び重要事項のもと、幅広いこども政策の具体的な取組を一元的に示した初めてのアクションプランである「こどもまんなか実行計画2024」が、こども政策推進会議において決定しました。

### ■こども大綱におけるこども施策に関する6つの基本的な方針

- |   |  |
|---|--|
| <p>① こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る</p> <p>② こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく</p> <p>③ こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する</p> | <p>④ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする</p> <p>⑤ 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路(あいろ)の打破に取り組む</p> <p>⑥ 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する</p> |
|---|--|

### ■こどもまんなか実行計画2024におけるこども施策に関する重要事項

#### 1 ライフステージ別の重要事項

- (1)こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
- (2)多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
- (3)こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
- (4)こどもの貧困対策
- (5)障害児支援・医療的ケア児等への支援
- (6)児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
- (7)こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

#### 2 ライフステージを通じた重要事項

- (1)こどもの誕生前から幼児期まで
- (2)学童期・思春期
- (3)青年期

#### 3 子育て当事者への支援

- (1)子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- (2)地域子育て支援、家庭教育支援
- (3)共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- (4)ひとり親家庭への支援

## 第4節 那須町こども計画の概要

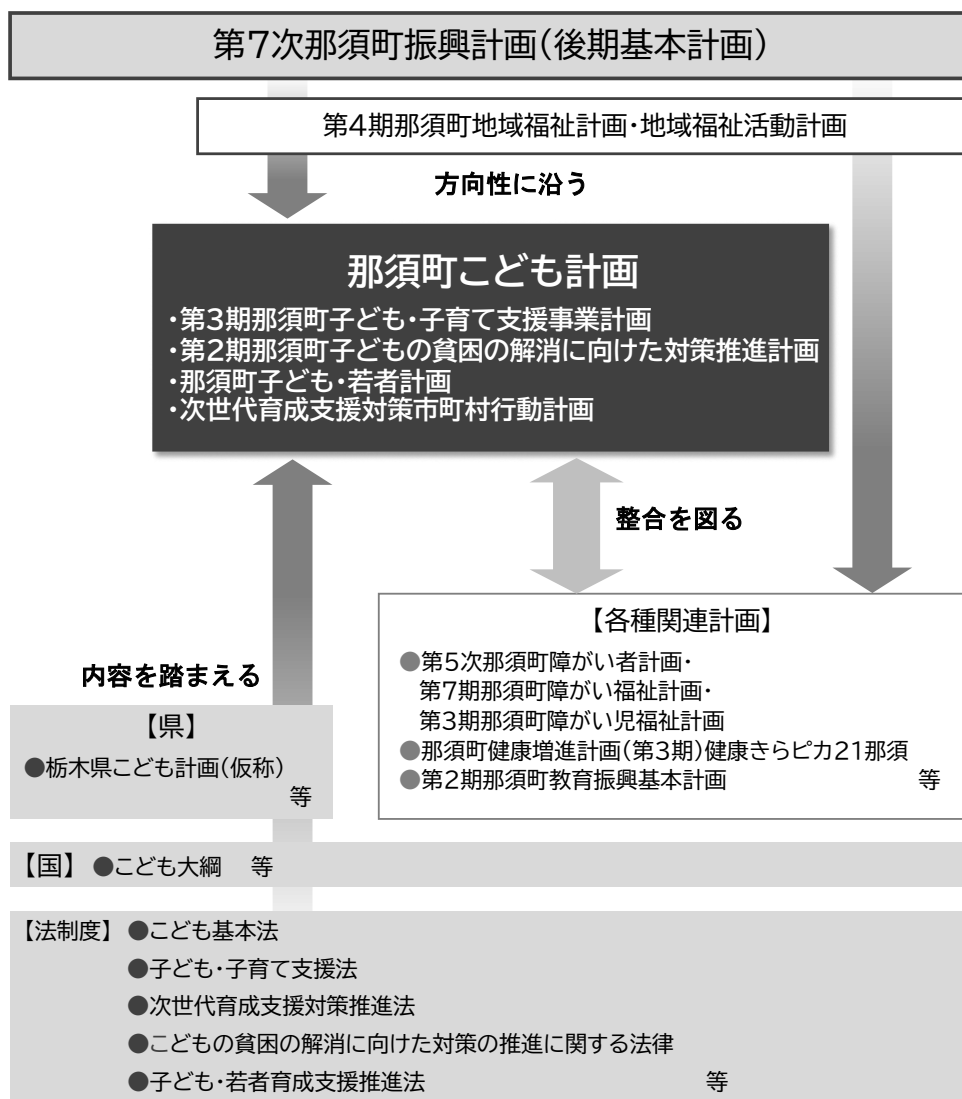
### 1 計画の位置付け

那須町こども計画（以下、「本計画」という）は、こども基本法第10条第2項に基づく「市町村こども計画」として策定するものです。

また、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に規定する①「市町村子ども・若者計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に規定する②「市町村計画」及び、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく③「（次世代育成支援対策）市町村行動計画」、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく④「市町村子ども・子育て支援事業計画」を一体的に策定し、子ども施策を全体的かつ統一的に推進するものです。

さらに、町の最上位計画である「第7次那須町振興計画（後期基本計画）」及び福祉分野の上位計画である「第4期那須町地域福祉計画・地域福祉活動計画」の方向性に沿ったものとします。また、町の各種関連計画と整合を図るとともに、県の「栃木県こども計画（仮称）」等の内容を踏まえて策定するものです。

#### ■本計画とその他の計画等との関係性



## 2 計画の期間

本計画の期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度の5年間とします。下記に個別計画との関係性を示します。

### ■本計画の計画期間及び各計画期間との関係性

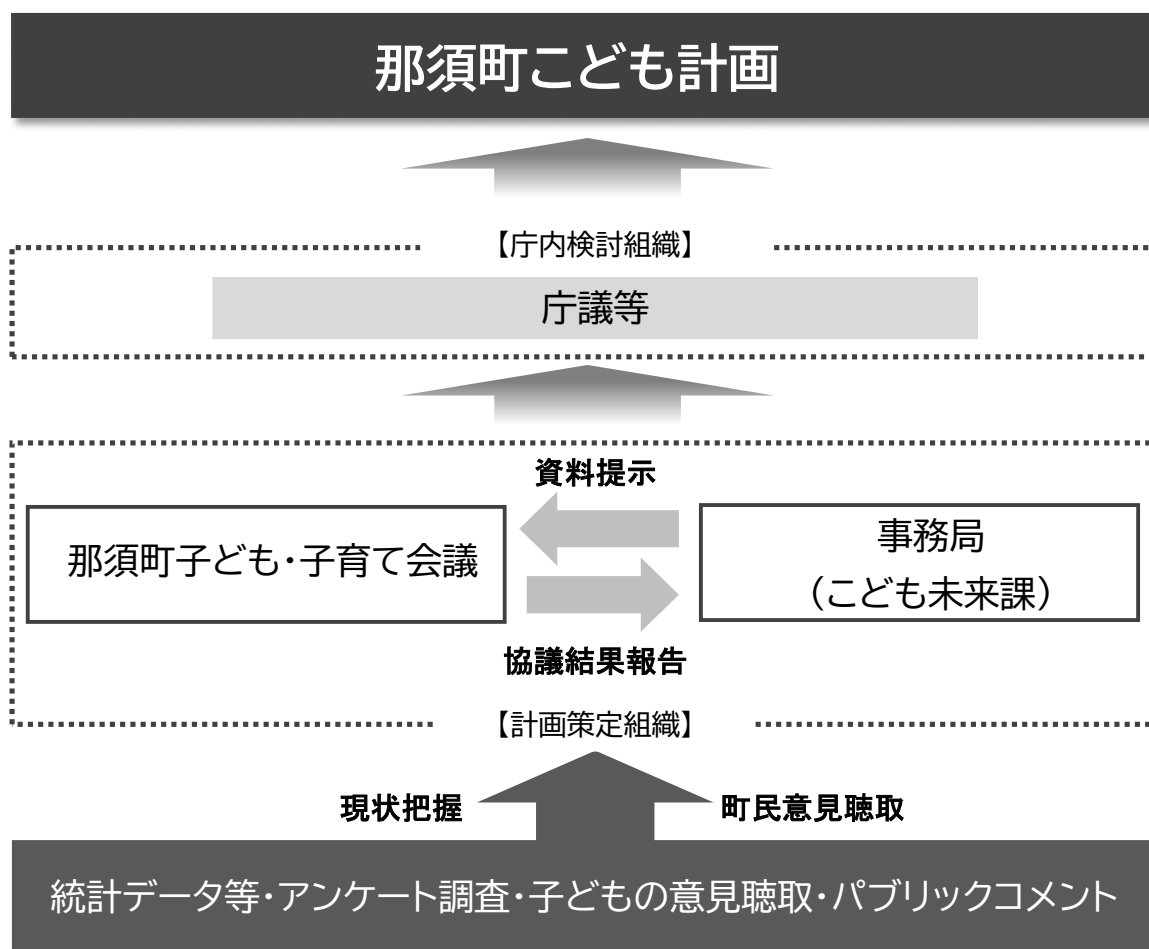


### 3 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては「那須町子ども・子育て会議」を設置し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項等についての協議を行いました。

また、就学前児童保護者や小学生保護者、並びに小学生児童、中学生生徒を対象としたアンケート調査の実施や町内の事業所や団体、施設等への実態調査、子どもへの意見聴取、パブリックコメントによる町民の声を聴く機会を設け、本町の子ども・子育てに関する状況やニーズ、生活困窮状況、子どもが必要とするものなどの把握に努めました。

#### ■計画の策定体制



# 第2章 那須町の子どもを取り巻く状況

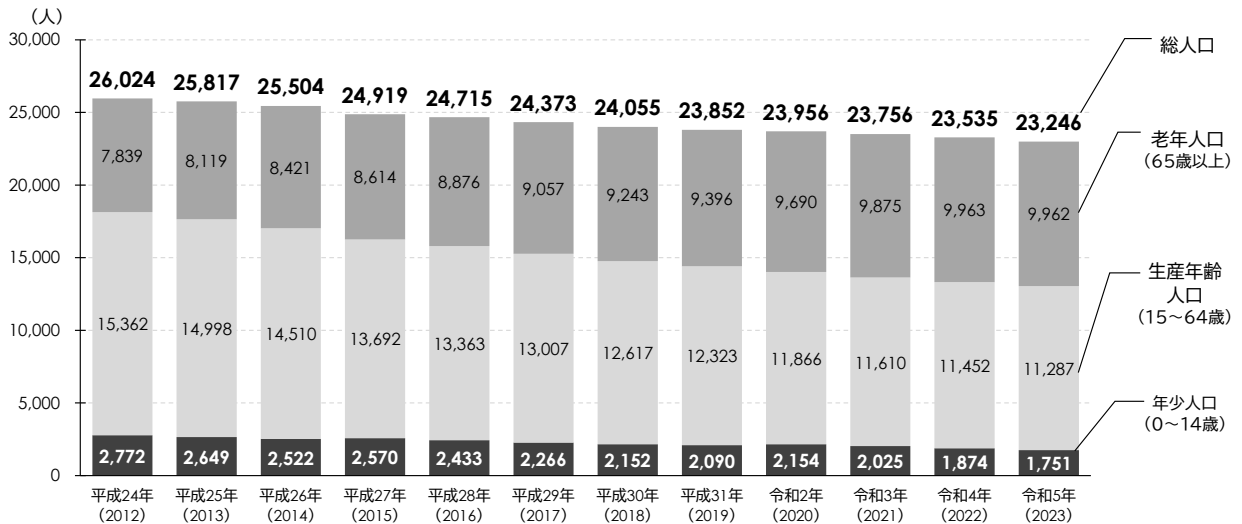
## 第1節 データからみる町の状況

### 1 人口、世帯の傾向

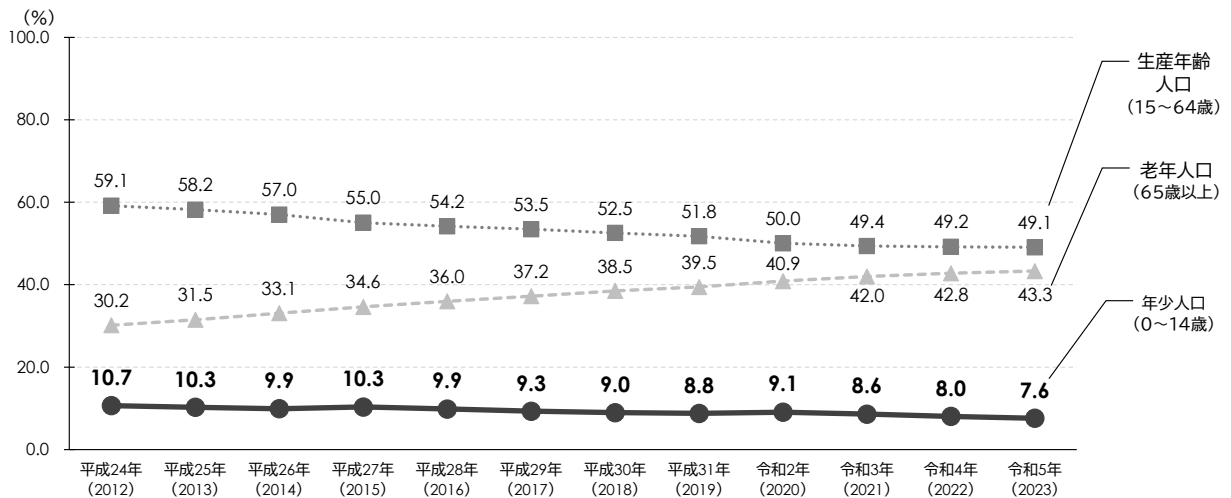
#### (1) 人口の推移

町の総人口は緩やかな減少傾向で推移しており、令和5（2023）年は23,246人となっています。年少人口（0～14歳）の人口推移をみると、平成24（2012）年の2,772人から令和5（2023）年には約1,000人減って1,751人となっており、総人口に占める割合は7.6%と1割を下回っています。

■那須町の人口の推移（年齢3区分別）



■那須町の人口割合の推移（年齢3区分別）



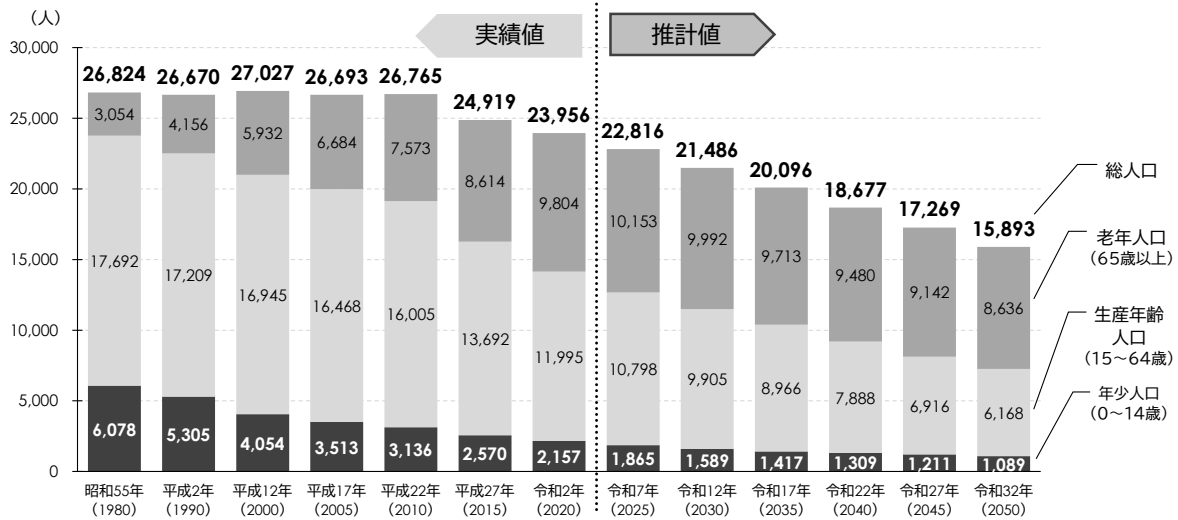
資料：栃木県常住人口調査（各年10月1日時点）

注）総人口は、「不詳」を加えた値のため、各年齢区分の合計と一致しません。

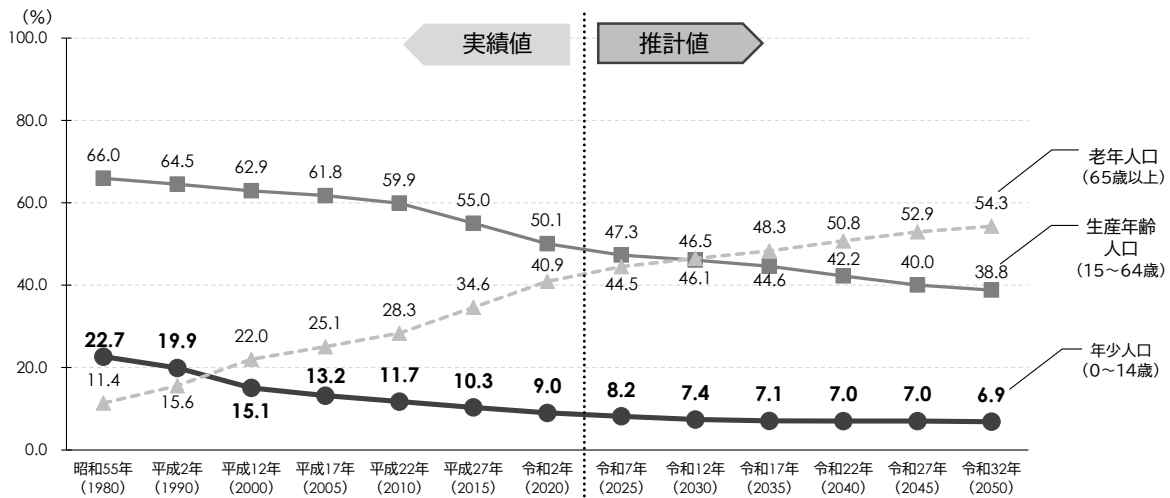
## (2) 人口の推計(国勢調査の統計データベースによる社人研推計)

町の人口推計について、国勢調査の統計データをベースにした国立社会保障・人口問題研究所(社人研)による推計をみると、総人口は令和7(2025)年以降減少傾向で推移し、令和32(2050)年には15,893人となる予測です。年少人口(0~14歳)の推移をみると、令和2(2020)年の2,157人が、令和32(2050)年には1,089人まで減少する予測です。

### ■那須町の人口推計(年齢3区分別)



### ■那須町の人口割合の推計(年齢3区分別)



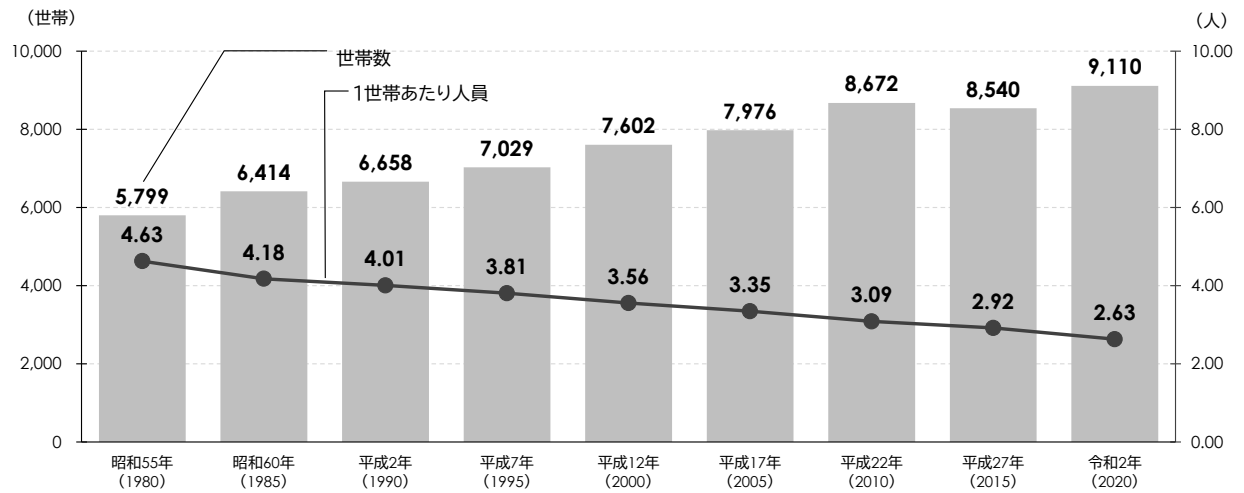
資料：昭和55(1980)~令和2(2020)年の人口は、国勢調査の実績値、令和7(2025)年以降の人口推計は、国立社会保障・人口問題研究所(社人研)による推計で、令和2(2020)年までの国勢調査の実績値を基にして算出された令和5(2023)年時点の公表データ  
 注) 総人口は、「不詳」を加えた値のため、各年齢区分の合計と一致しません。

### (3) 世帯の推移

町の世帯数は増加傾向で推移しており、令和2（2020）年には9,110世帯となっています。

一方、1世帯あたり人員は減少傾向で推移しており、令和2（2020）年には2.63人となっています。このことから、核家族化が進行していることが示唆されます。

#### ■那須町の世帯数、1世帯あたり人員の推移



資料：国勢調査（各年10月1日時点）

## 2 子どもの数の傾向

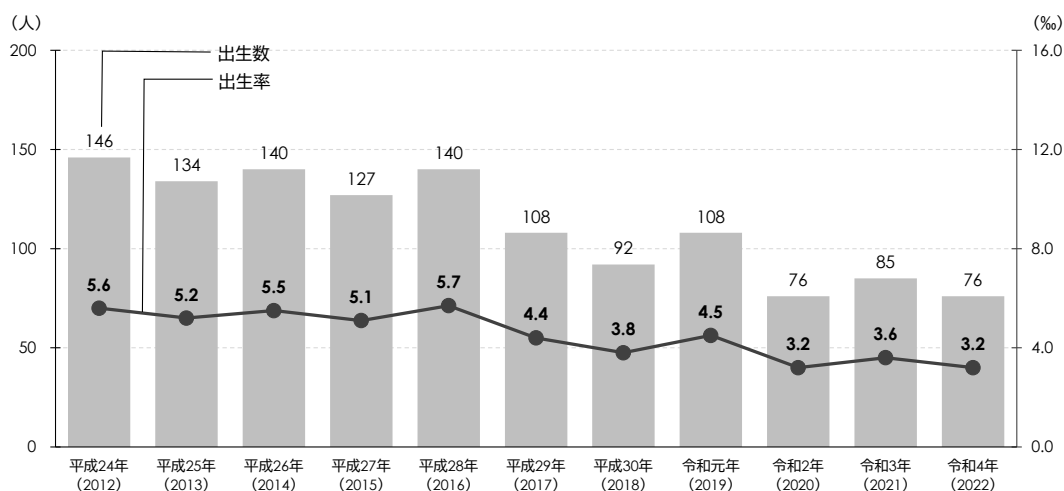
### (1) 出生数の推移

町の出生数は、年による増減はあるもののおおむね減少傾向で推移しており、平成24（2012）年の146人から令和4（2022）年では76人となっています。また、出生率も同様に減少傾向で推移しており、平成24（2012）年の5.6‰（パーミル）※から令和4（2022）年には3.2‰（パーミル）※となっています。

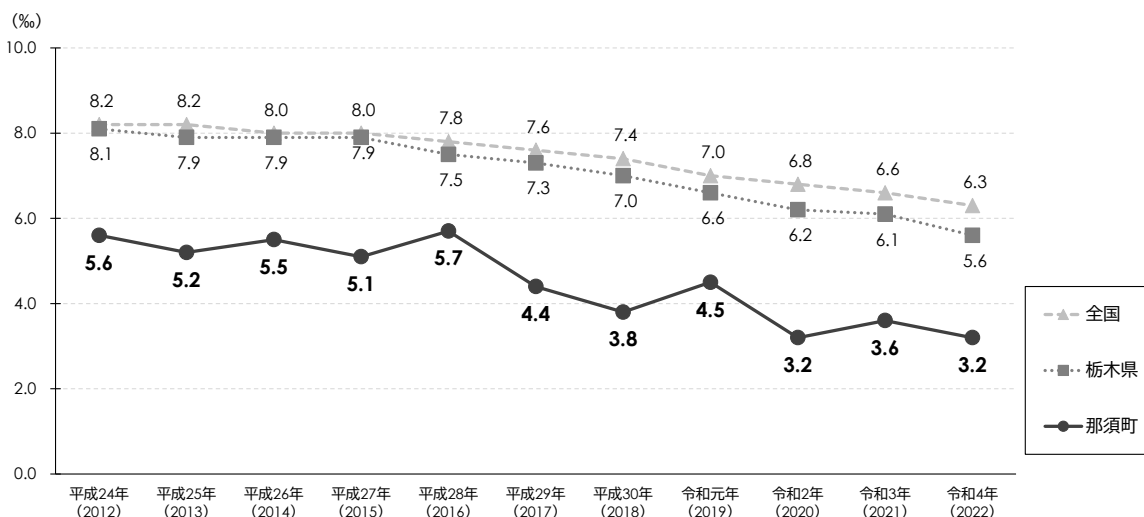
町の出生率を全国、栃木県と比較してみると、全国と栃木県より低い値で推移しています。

※‰（パーミル）とは、1,000分の1の単位で、%（パーセント）の10分の1

#### ■那須町の出生数、出生率の推移



#### ■全国、栃木県、那須町の出生率の推移

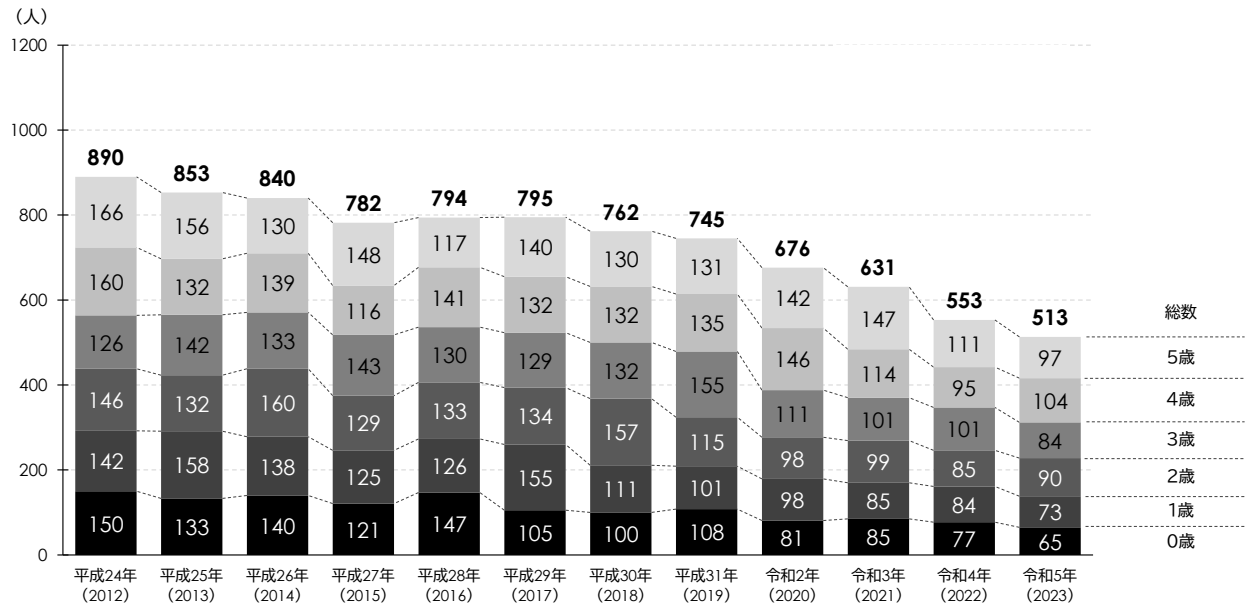


資料：栃木県保健統計年報（各年10月1日時点）

## (2) 就学前相当(0～5歳)児童数の推移

町の就学前相当(0～5歳)児童の数はおおむね減少傾向で推移しており、平成24(2012)年の890人から令和5(2023)年には377人減って513人となっています。

### ■那須町の年齢別、就学前相当(0～5歳)児童数の推移



資料：栃木県常住人口調査(各年10月1日時点)

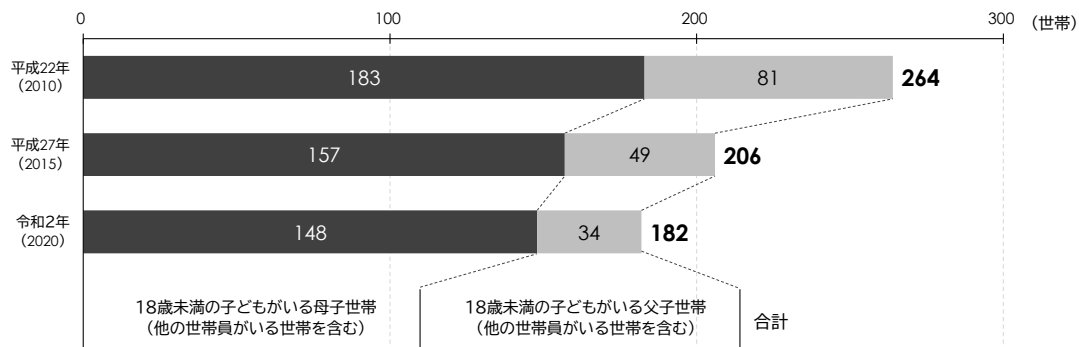
### 3 ひとり親世帯の傾向

#### (1) 18歳未満の子どもがいる母子・父子世帯の推移

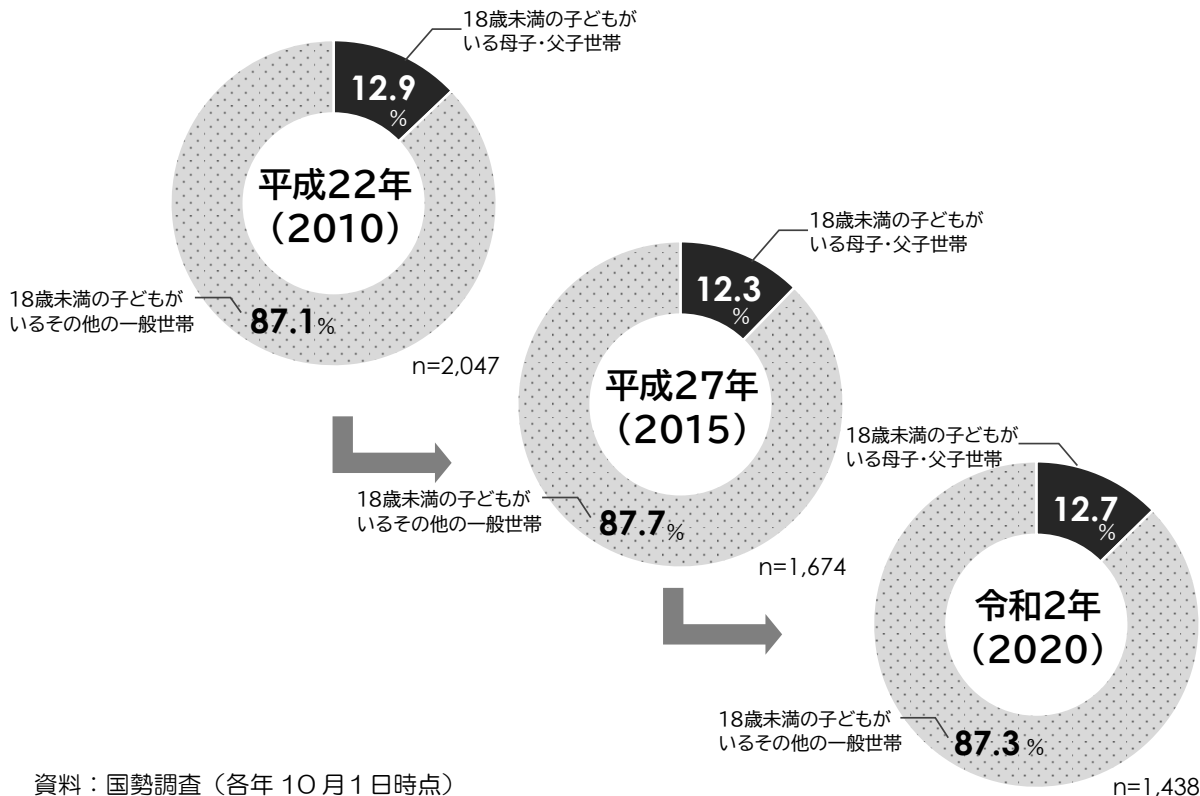
町の18歳未満の子どもがいる母子・父子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む）の推移をみると、平成22（2010）年の264世帯から令和2（2020）年には182世帯に減少しており、その内訳は、母子世帯が148世帯、父子世帯が34世帯となっています。

しかし、18歳未満の子どもがいる一般世帯に占める母子・父子世帯の割合は、平成22（2010）年に12.9%、平成27（2015）年に12.3%、令和2（2020）年に12.7%と同程度の割合で推移しています。

■那須町の18歳未満の子どもがいる母子・父子世帯の推移



■那須町の18歳未満の子どもがいる母子・父子世帯割合の推移



資料：国勢調査（各年10月1日時点）

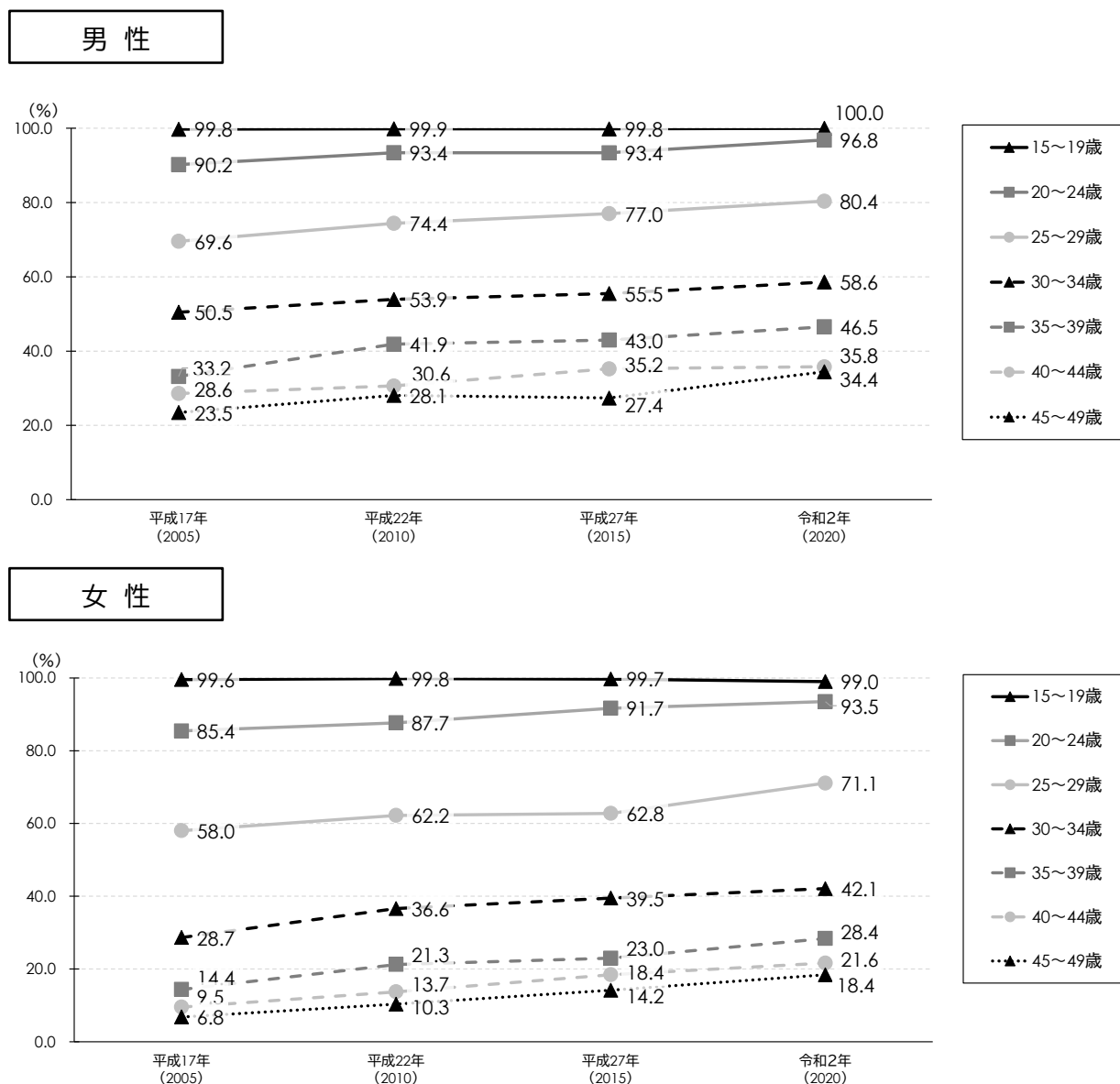
## 4 婚姻状況の傾向

### (1) 男性・女性の年齢別、未婚割合の推移

町の男性・女性の年齢別（10歳代～40歳代）にみた未婚率（結婚していない人の割合）をみると、男性・女性の各年齢ともおおむね増加傾向で推移しています。平成17（2005）年と令和2（2020）年と比較すると、男性は25～29歳、35～39歳、45～49歳で1割以上、一方、女性は25～49歳までの全ての年齢で1割以上増加しています。

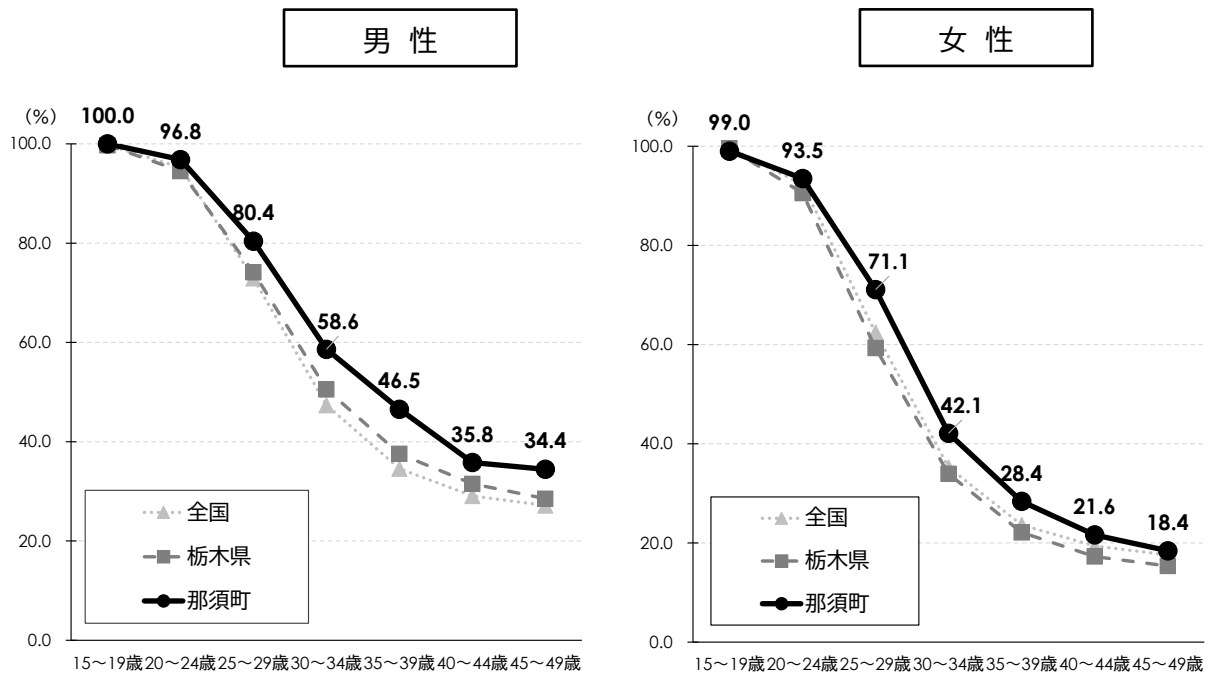
また、令和2（2020）年時点での町の男性・女性の年齢別の未婚率を全国、栃木県と比較すると、男性・女性のいずれの年齢でも全国や栃木県より高い値となっています。

■那須町の男性・女性の年齢別（10歳代～40歳代）、未婚率の推移



資料：国勢調査（各年10月1日時点）

■全国、栃木県、那須町、男性・女性の年齢別（10歳代～40歳代）、未婚率（令和2（2020）年）



資料：国勢調査

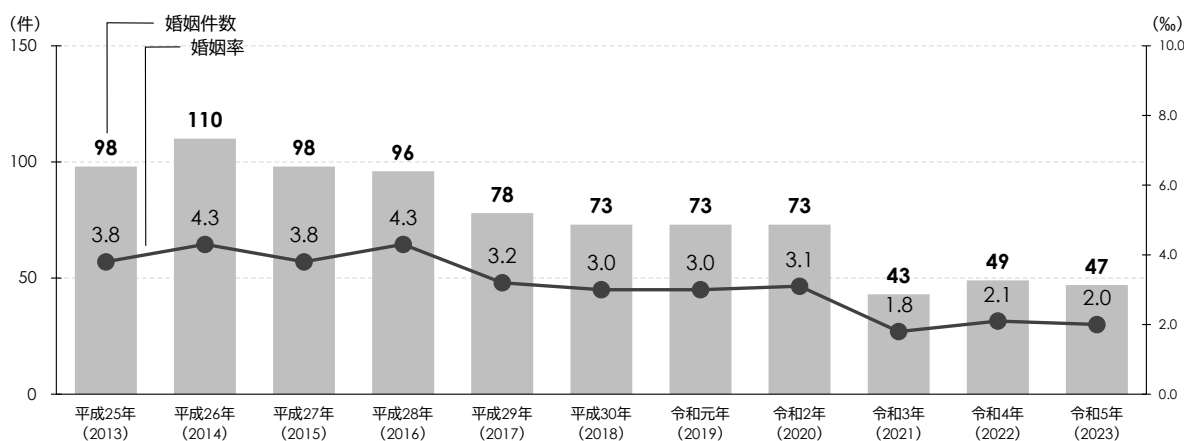
## (2) 婚姻、離婚の推移

町の婚姻件数（婚姻率）、離婚件数（離婚率）の推移をみると、婚姻件数（婚姻率）はおおむね減少傾向で推移しており、離婚件数（離婚率）は増減を繰り返しながら推移しています。

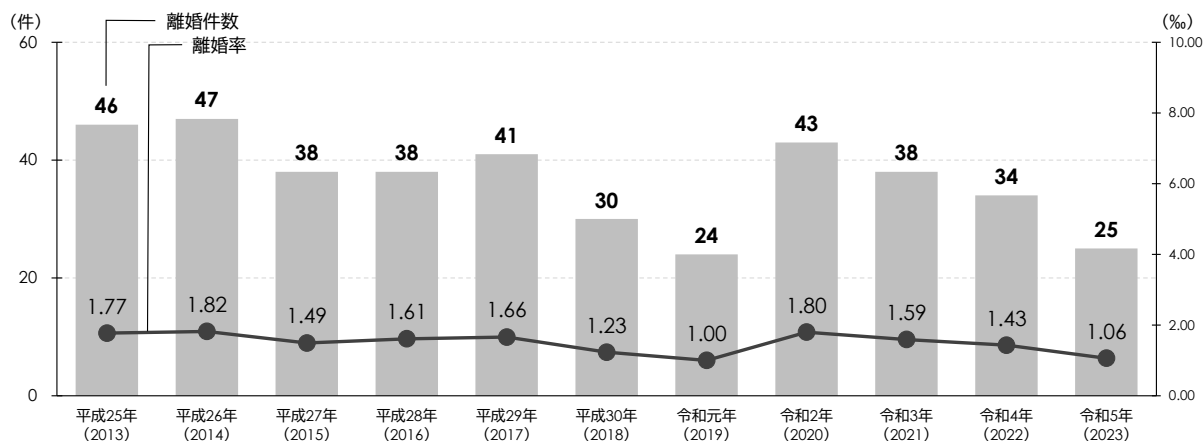
また、町の婚姻率、離婚率を全国、栃木県と比較すると、婚姻率は全国、栃木県より低い値で推移しており、離婚率は全国、栃木県の値より上下している年もありますが、おおむね同水準で推移しています。

### ■那須町の婚姻件数（婚姻率）、離婚件数（離婚率）の推移

#### 婚姻件数(婚姻率)

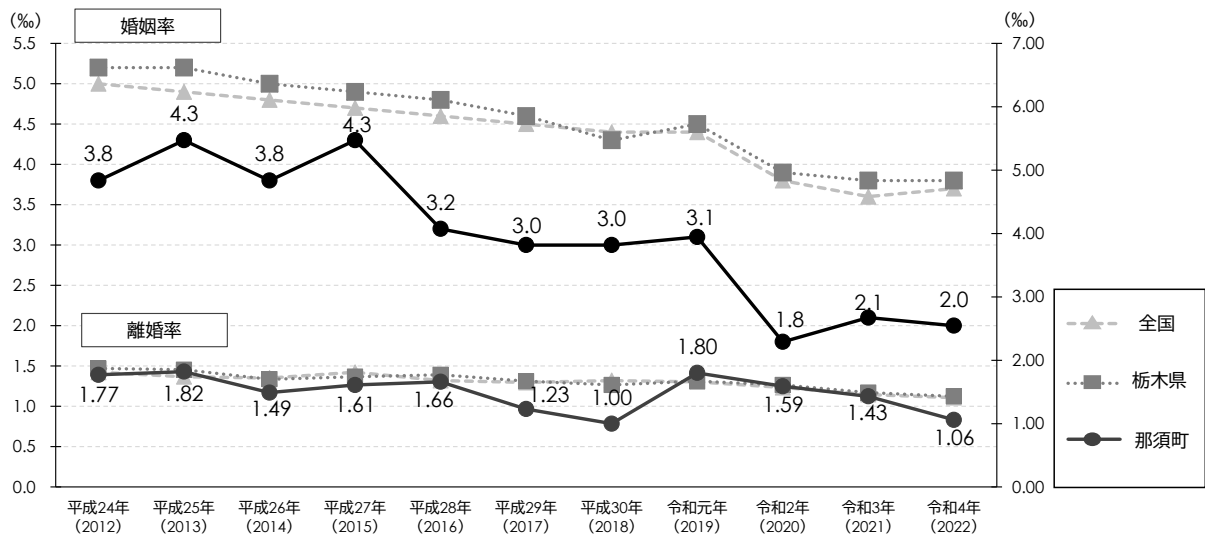


#### 離婚件数(離婚率)



資料：栃木県保健統計年報（各年1月1日時点）

■全国、栃木県、那須町の婚姻率、離婚率の推移



資料：栃木県保健統計年報（各年1月1日時点）

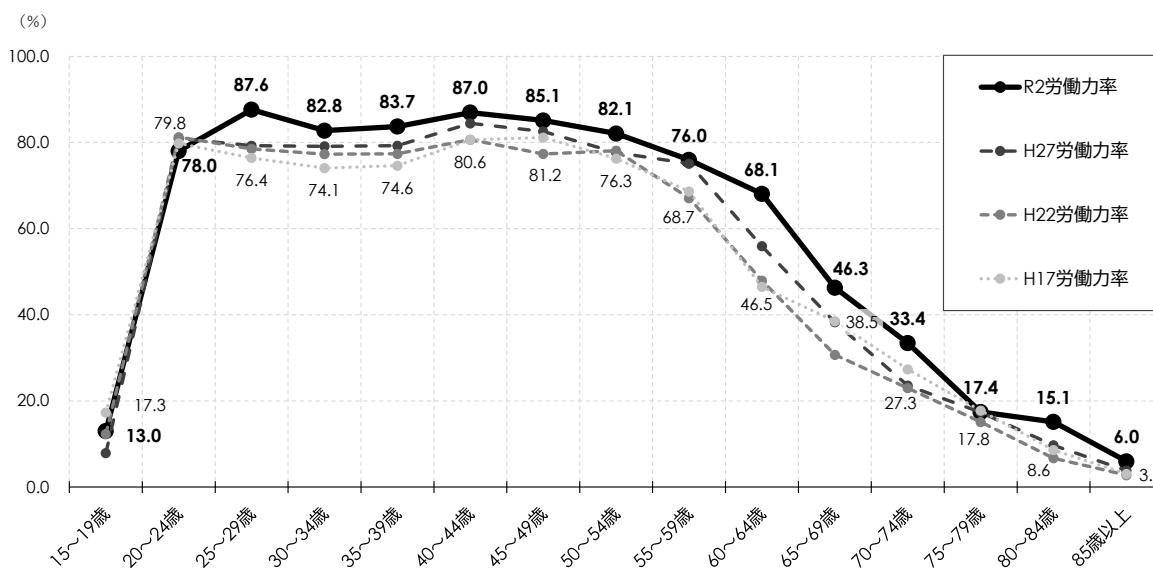
## 5 就労状況の傾向

### (1) 年齢別女性の労働力率の推移

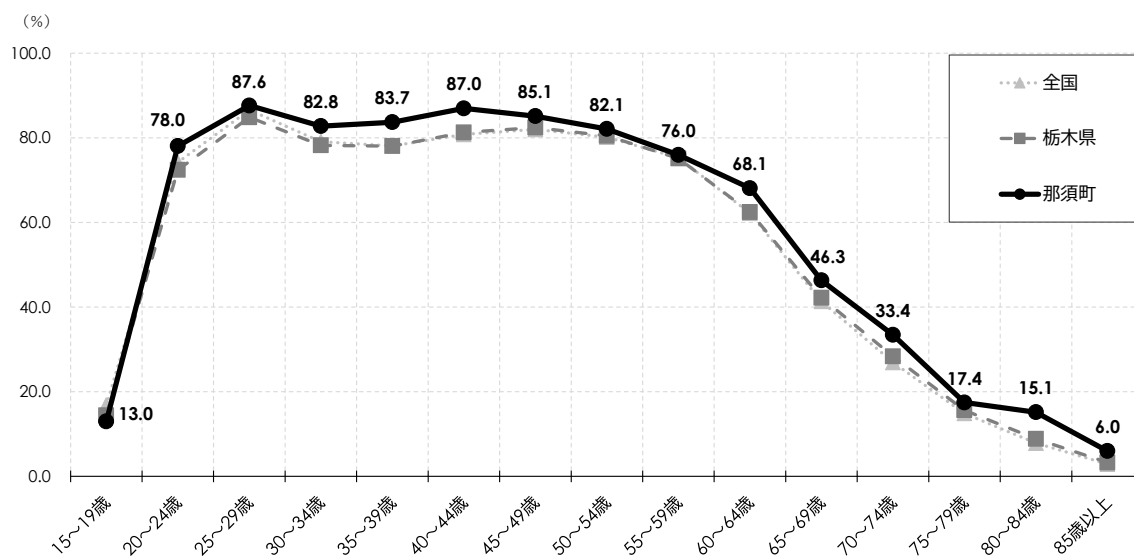
町の年齢別女性の労働力率（就労している女性の割合）をみると、平成17（2005）年から令和2（2020）年にかけて、15～19歳、20～24歳を除くほとんど全ての年齢層で増加の傾向がみられます。特に、結婚、出産、育児期の年齢層にあたる20歳代後半～40歳代をみると、段階的に増加している傾向がみられます。

また、令和2（2020）年時点での町の年齢別女性の労働力率を全国、栃木県と比較すると、おおむね同じ傾向ですが、30歳代～40歳代では、全国、栃木県よりわずかに高い値となっています。

■那須町の年齢別、女性の労働力率の推移



■全国、栃木県、那須町の年齢別、女性の労働力率（令和2（2020）年時点）



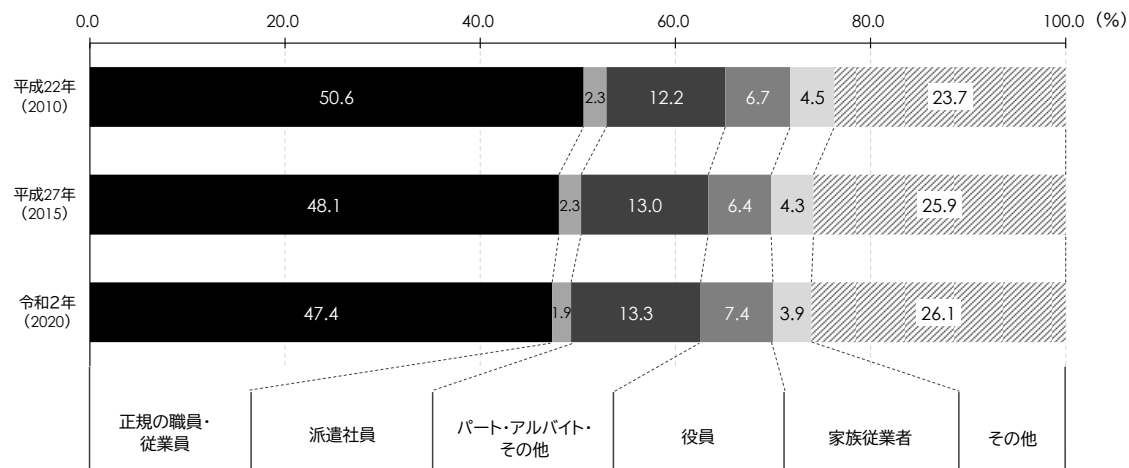
資料：国勢調査（各年10月1日時点）

## (2) 地位別従業者数の割合の推移

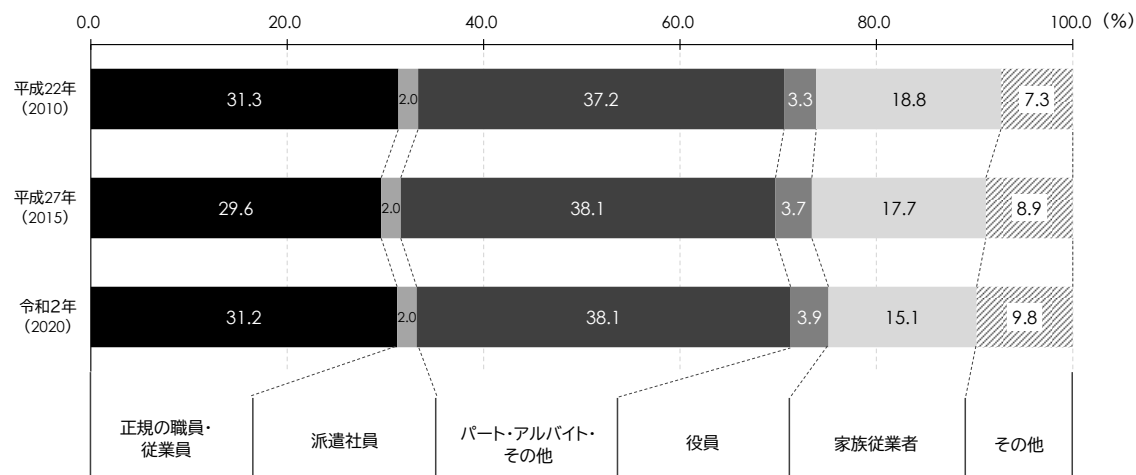
町の男性・女性の地位別従業者数の割合の推移をみると、平成22(2010)年から令和2(2020)年にかけて、男性では「正規の職員・従業員」が5割前後を占めて最も多いものの、わずかに減少傾向で推移しており、「その他※」がわずかに増加傾向で推移しています。

女性では、「パート・アルバイト・その他」が4割近くを占めて最も多く、次いで「正規の職員・従業員」も3割前後となっています。また、「家族従業者」がわずかに減少傾向で、「その他※」がわずかに増加傾向で推移しています。

■ 那須町の男性の地位別、従業者数の割合の推移



■ 那須町の女性の地位別、従業者数の割合の推移



資料：国勢調査（各年10月1日時点）

注）「その他」には、「雇人のある業主」、「雇人のない業主」、「家庭内職者」があります。

## 6 教育、保育施設の傾向

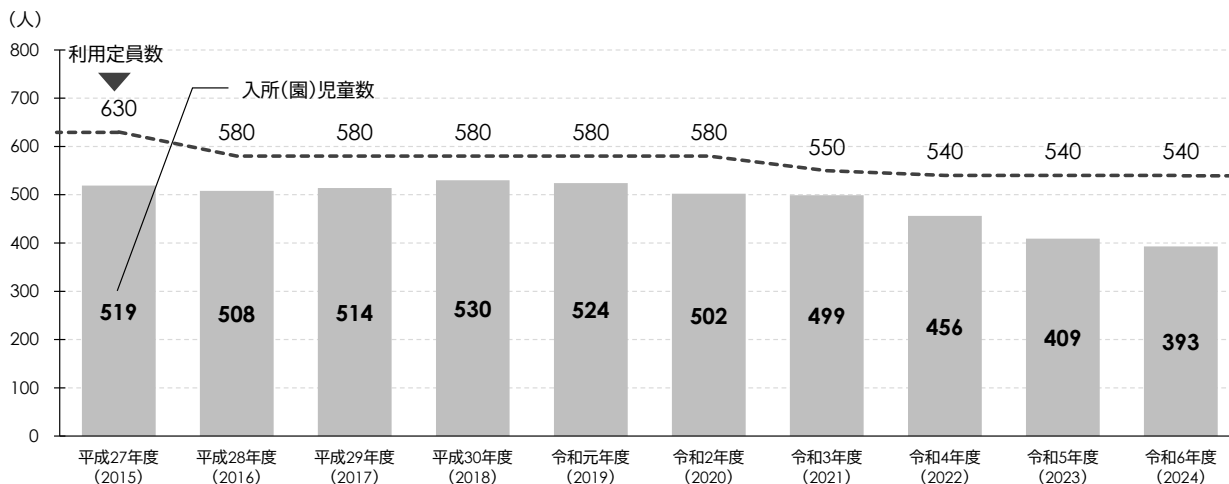
### (1) 保育所(園)の推移

町内の公立保育所(園)は令和3(2021)年度にそれまでの7か所から1か所減り、さらに翌年には2か所減って、令和6(2024)年度現在は4か所となっています。私立保育所(園)は令和3(2021)年度に1か所新設され、さらに翌年にはまた1か所増えて、令和6(2024)年度現在は2か所となっています。

公立、私立を合わせた入所(園)児童数は令和2(2020)年度まで500人台とほぼ横ばいで推移していましたが、以降は減少傾向で推移しており、令和6(2024)年度は393人となっています。

また、平成27(2015)年度以降、保育所(園)の入所(園)児童数が利用定員数を上回った年度はありません。

■那須町の保育所(園)の入所(園)児童数と利用定員数の推移



	平成27年度(2015)	平成28年度(2016)	平成29年度(2017)	平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)
公立保育所(園)施設数	7か所	7か所	7か所	7か所	7か所	7か所	6か所	4か所	4か所	4か所
私立保育所(園)施設数	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所	1か所	2か所	2か所	2か所

資料：こども未来課(各年度5月1日時点)

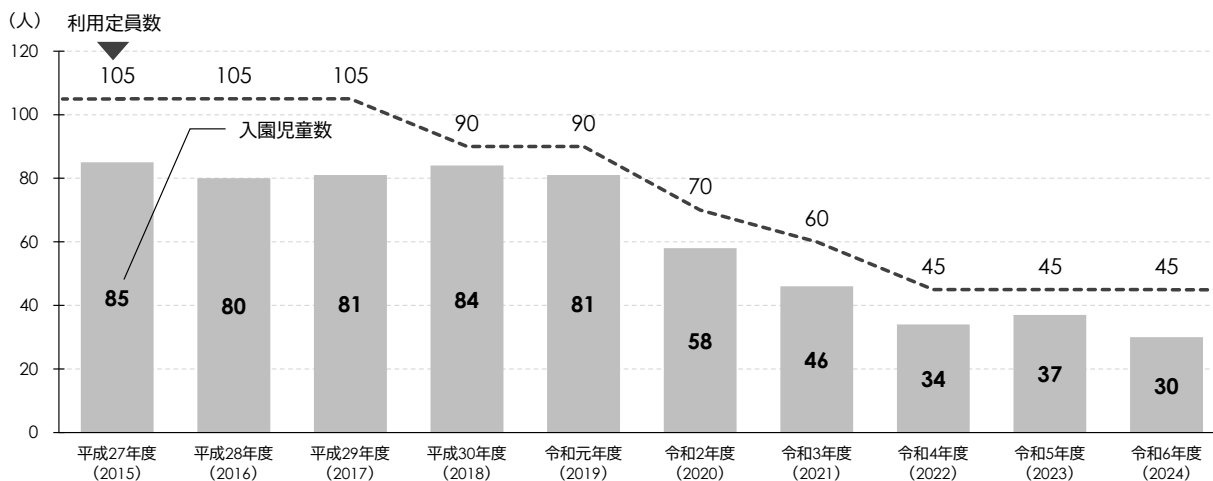
## (2) 幼稚園の推移

町内の私立幼稚園は令和6（2024）年度まで1か所を維持しています。

入園児童数は令和2（2020）年度に大きく減少して以降、減少傾向で推移しており、令和6（2024）年度は30人となっています。

また、平成27（2015）年度以降、入園児童数が利用定員数を上回った年度はありません。

■那須町の幼稚園の入園児童数と利用定員数の推移



	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
私立 幼稚園 施設数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

資料：こども未来課（各年度5月1日時点）

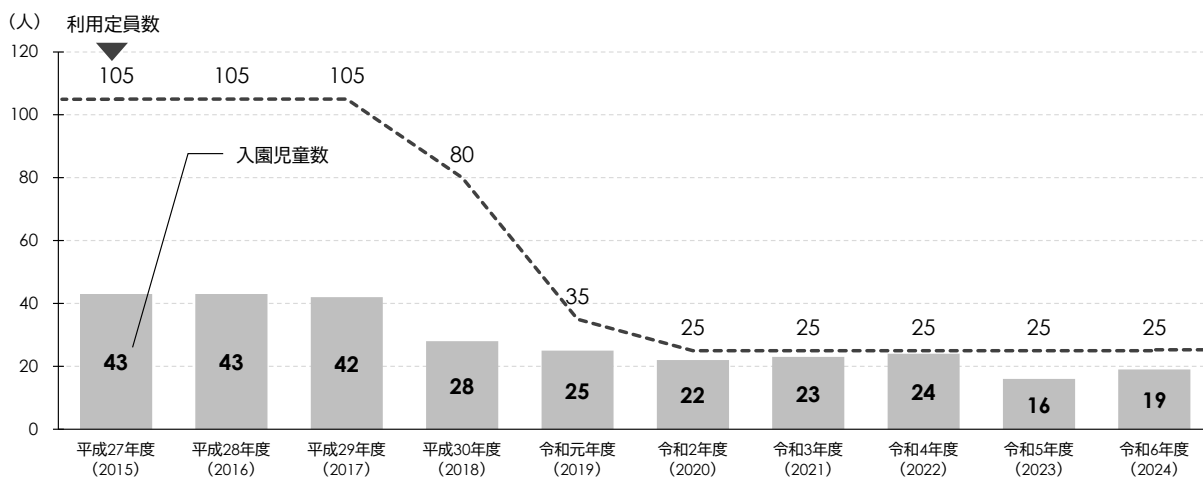
### (3) 認定こども園の推移

町内の私立認定こども園は令和6（2024）年度まで1か所を維持しています。

入園児童数は平成30（2018）年度に大きく減少して以降、ほぼ横ばいで推移していましたが、令和5（2023）年度に再び減少し20人を下回り、令和6（2024）年度は19人となっています。

また、平成27（2015）年度以降、入園児童数が利用定員数を上回った年度はありません。

■那須町の認定こども園の入園児童数と利用定員数の推移



	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
私立認定 こども園 施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

資料：こども未来課（各年度5月1日時点）

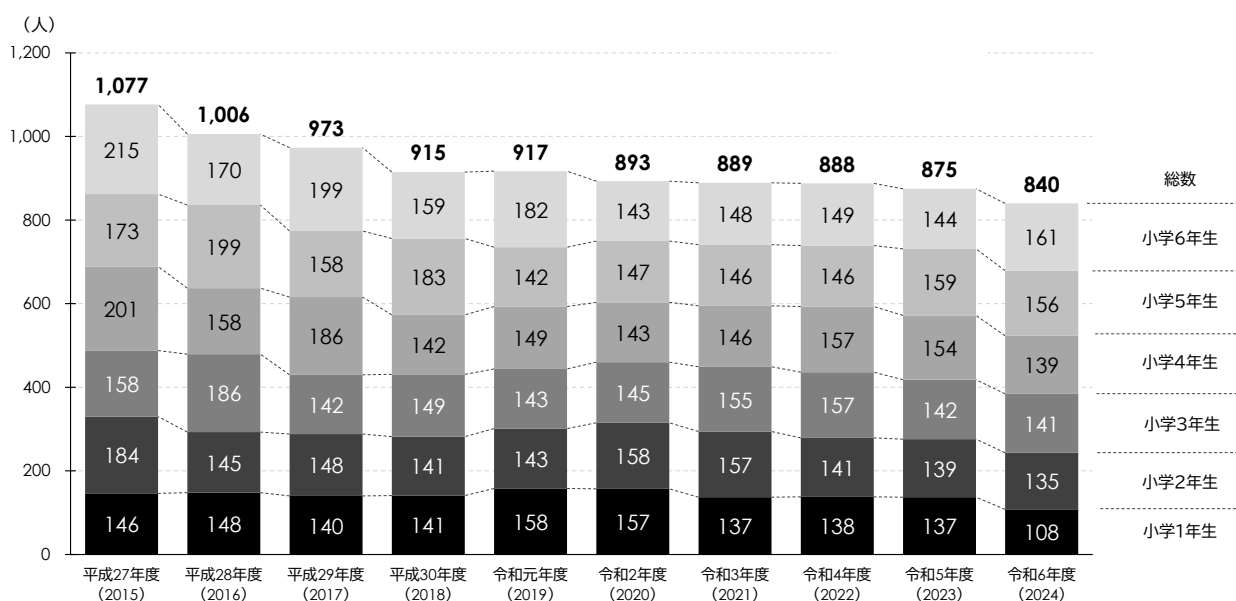
## 7 小学校、中学校の傾向

### (1) 小学校の児童数の推移

町内の小学校は平成 28（2016）年度にそれまでの 10 校から 3 校減って 7 校になり、その後、令和元（2019）年度にも 1 校減り、令和 6（2024）年度現在、6 校となっています。児童数はおおむね減少傾向で推移していますが、平成 30（2018）年度以降は減少が緩やかになり、令和 6（2024）年度現在、840 人となっています。

学級数も学校数の減少に伴い減っており、平成 27（2015）年度の 61 学級から令和 6（2024）年度は 56 学級となっています。一方、特別支援学級は増加傾向で、平成 27（2015）年度の 12 学級から令和 6（2024）年度は 14 学級となっています。

■ 那須町の学年別、小学生児童数の推移



	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
小学校数	10 校	7 校	7 校	7 校	6 校	6 校	6 校	6 校	6 校	6 校
学級数 (うち特別支援学級数)	61 学級 (12 学級)	60 学級 (13 学級)	59 学級 (13 学級)	59 学級 (13 学級)	55 学級 (13 学級)	56 学級 (14 学級)	55 学級 (13 学級)	54 学級 (12 学級)	55 学級 (13 学級)	56 学級 (14 学級)

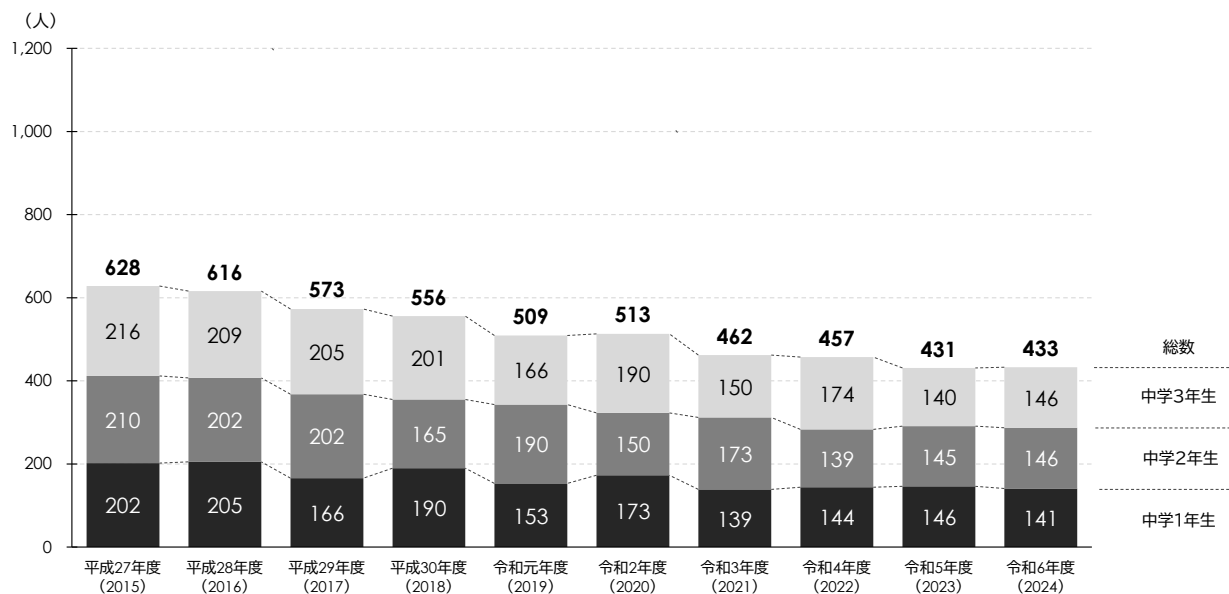
資料：学校教育課（各年5月1日時点）

## (2) 中学校の生徒数の推移

町内の中学校は平成 29（2017）年度にそれまでの3校から1校減り、令和6（2024）年度現在、2校を維持しています。生徒数は緩やかな減少傾向で推移しており、平成 27（2015）年度の628人から令和6（2024）年度は433人となっています。

学級数も生徒数の減少に伴い減っており、平成 27（2015）年度の28学級から令和6（2024）年度は21学級となっています。一方、特別支援学級は4～7学級の間で増減を繰り返しながら推移しています。

### ■那須町の学年別、中学生生徒数の推移



	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
小学校数	3校	3校	2校	2校	2校	2校	2校	2校	2校	2校
学級数 (うち特別支援学級数)	28学級 (6学級)	28学級 (6学級)	22学級 (4学級)	21学級 (4学級)	22学級 (6学級)	21学級 (5学級)	21学級 (6学級)	21学級 (6学級)	22学級 (7学級)	21学級 (6学級)

資料：学校教育課（各年5月1日時点）

## 8 放課後児童クラブの傾向

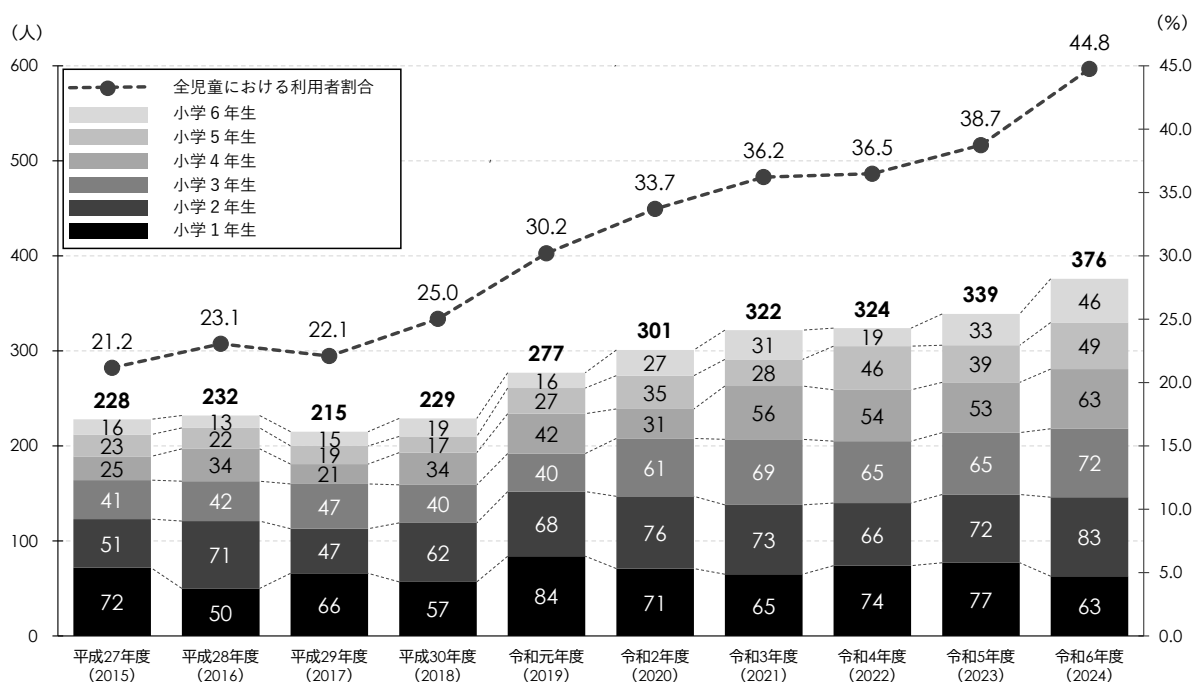
### (1) 放課後児童クラブ利用者数の推移

放課後児童クラブは平成 27（2015）年度から8か所と9か所の増減を繰り返しており、令和6（2024）年度現在は9か所となっています。

また、利用者数はおおむね増加傾向で推移しており、令和6（2024）年度は376人となっています。また、全児童における利用者割合では、平成 27（2015）年度の 21.2%から令和6（2024）年度には 23.6ポイント増加して 44.8%となっています。

利用者数を学年別にみると、小学1年生は増減を繰り返しながら 50～80人台で推移していますが、そのほかの学年はおおむね増加傾向にあります。

■那須町の学年別、放課後児童クラブ利用者数及び全児童における利用者割合の推移



	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
施設数	8 か所	8 か所	8 か所	9 か所	8 か所	8 か所	8 か所	8 か所	8 か所	9 か所

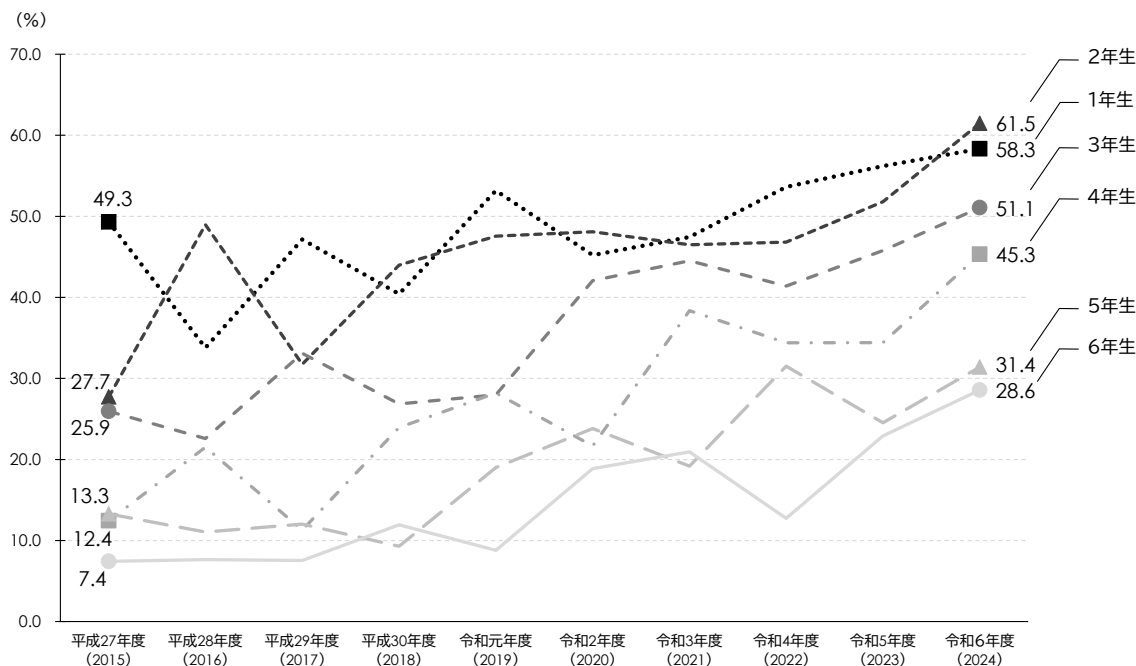
資料：こども未来課（各年5月1日時点）

## (2) 全児童に占める放課後児童クラブ利用者割合の推移

10年間の動向を学年別にみると、いずれの学年でも利用者割合はおおむね増加傾向で推移しており、低学年（小学1～3年生）は令和6（2024）年度では全児童の半数以上が利用しています。そのうち、小学1年生と小学2年生は、それぞれ58.3%と61.5%で高い割合となっています。

また、高学年（小学4～6年生）は平成27（2015）年度では各学年とも1割前後の利用状況でしたが、令和6（2024）年度には小学4年生が45.3%、小学5年生が31.4%、小学6年生が28.6%と、高学年の子どもにも利用ニーズが高まっていることがうかがえます。

■那須町の学年別、放課後児童クラブ利用者割合の推移



	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
1年生	49.3%	33.8%	47.1%	40.4%	53.2%	45.2%	47.4%	53.6%	56.2%	58.3%
2年生	27.7%	49.0%	31.8%	44.0%	47.6%	48.1%	46.5%	46.8%	51.8%	61.5%
3年生	25.9%	22.6%	33.1%	26.8%	28.0%	42.1%	44.5%	41.4%	45.8%	51.1%
4年生	12.4%	21.5%	11.3%	23.9%	28.2%	21.7%	38.4%	34.4%	34.4%	45.3%
5年生	13.3%	11.1%	12.0%	9.3%	19.0%	23.8%	19.2%	31.5%	24.5%	31.4%
6年生	7.4%	7.6%	7.5%	11.9%	8.8%	18.9%	20.9%	12.8%	22.9%	28.6%

資料：こども未来課（各年5月1日時点）

注）学年別の放課後児童クラブ利用者数（P25 参照）を学年別児童数（P23 参照）で除した値

## 第2節

## アンケート調査からみる町の状況

## 1 調査の概要

## (1) 調査の目的

本計画の策定を進めるにあたり、子育て家庭の生活状況や町の施策に対する保護者の意見・要望を計画に反映させるため、『「那須町こども計画」策定のためのアンケート調査（以下、「ニーズ調査」という）』と『那須町子どもの生活実態調査（以下、「生活実態調査」という）』の2種類の調査を実施しました。

## (2) 調査の対象

## ■ニーズ調査

調査票名	調査対象の概要
就学前児童保護者票	就学前のお子さんがある家庭（令和6年1月1日現在）
小学生保護者票	小学生のお子さんがある家庭（令和6年1月1日現在）

## ■生活実態調査

調査票名	調査対象の概要
大人票	町内の小学校5、6年生と中学校1～3年生のお子さんをもつ家庭（令和6年1月1日現在）
子ども票	町内の小学校5、6年生と中学校1～3年生

## (3) 調査の時期及び方法

【調査期間】令和6（2024）年2月13日（火）～令和6年2月29日（木）

【調査方法】ニーズ調査：郵送配付・回収／WEB調査

生活実態調査：大人票は学校配付・学校回収（調査票を自宅で記入の場合）／WEB調査、子ども票はWEB調査（学校内で実施）

## (4) 配付・回収状況

## ■ニーズ調査

調査対象	配付数	有効回収数	有効回収率
就学前児童保護者票	693票	470票	67.8%
小学生保護者票	950票	707票	74.4%

## ■生活実態調査

調査対象	配付数	有効回収数	有効回収率
大人票	727票	569票	78.3%
子ども票	727票	650票	89.4%

## (5) 経済的な状況の分類

生活実態調査では、大人票で「世帯全体のおおよその年間収入（税込）」の設問を設けています。結果においては、「経済的な状況別」として、「子どもと同居し、生計を同一にしている家族の人数」への回答結果も踏まえて、下記のような処理を行い、「等価世帯収入」による分類を行っています。

○年間収入に関する回答の各選択肢の中央値をその世帯の収入の値とする（例えば、「50万円未満」であれば25万円、「50～100万円未満」であれば75万円とする。なお、「1,000万円以上」は1,050万円とする）。

○上記の値を、大人票（保護者）で把握される同居家族の人数の平方根をとったもので除す。

○上記の方法で算出した値（等価世帯収入）を金額が低いものから順に並べ、厚生労働省が行っている『国民生活基礎調査（令和4年）』の結果に基づき、「中央値の2分の1未満」の世帯を“低所得層”「中央値の2分の1（127万円）以上」の世帯を“低所得層以外”として分類する。

○なお、グラフの見やすさを考慮し、調査結果では、“低所得層”をA層、“低所得層以外”をB層として表している。

### ■区分ごとの該当数及び割合

【大人票】		
区 分	該当数	割合
A層“低所得層”（中央値の2分の1未満）	94票	16.5%
B層“低所得層以外”（中央値の2分の1以上）	371票	65.2%
不詳	104票	18.3%
合計	569票	100.0%

【子ども票】		
区 分	該当数	割合
A層“低所得層”（中央値の2分の1未満）	81票	15.4%
B層“低所得層以外”（中央値の2分の1以上）	351票	66.7%
不詳	94票	17.9%
合計	526票	100.0%

注) 分類を行うにあたり必要な2設問（世帯の年間収入、家族の人数）で、無回答や“わからない”と回答した世帯は「不詳」として扱っています。

注) 子ども票の合計は、大人票とマッチングしなかった（子ども票のみの回答）124票を子ども票の有効回答票650票から引いた526票としています。

## 2 調査結果

### (1) 保護者の就労形態の変化に伴う教育・保育ニーズの変化について

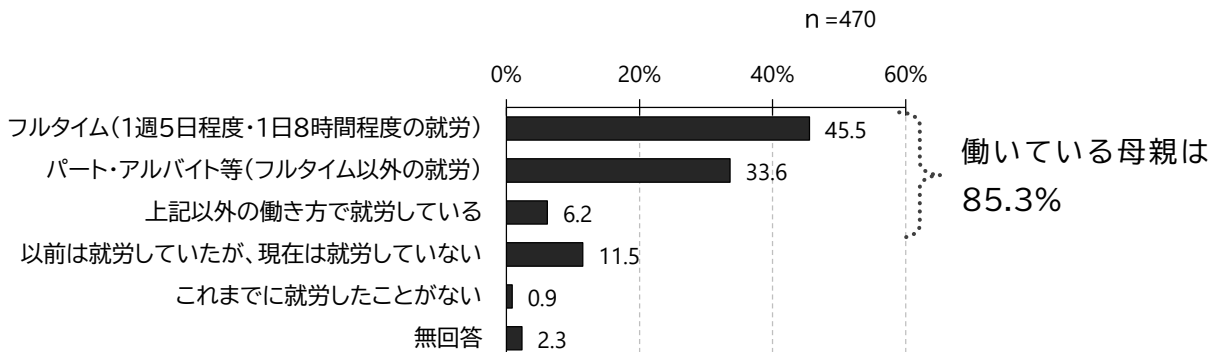
#### <ニーズ調査結果の抜粋>

#### ▼母親の就労形態について

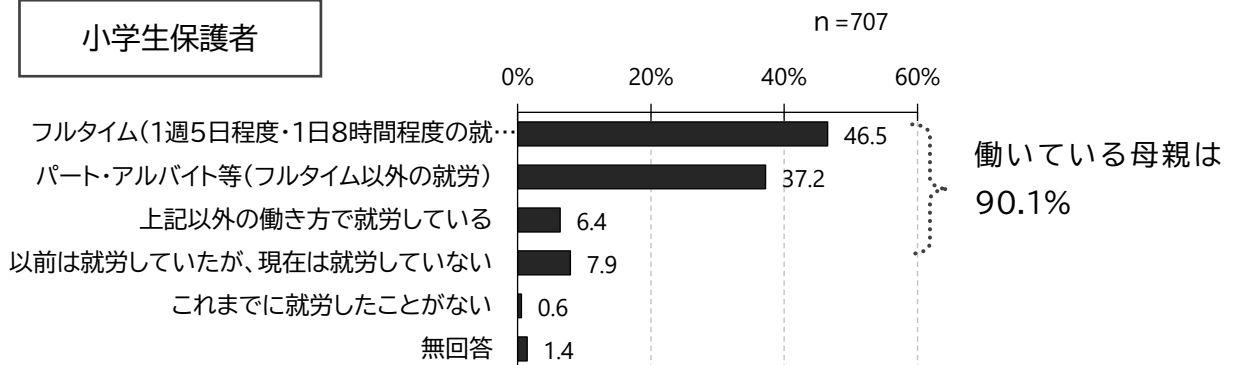
母親の就労形態について、就学前児童保護者は「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）」が45.5%と最も多く、次いで「パート・アルバイト等（フルタイム以外の就労）」が33.6%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が11.5%となっています。

小学生保護者は「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）」が46.5%と最も多く、次いで「パート・アルバイト等（フルタイム以外の就労）」が37.2%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が7.9%となっています。

#### 就学前児童保護者



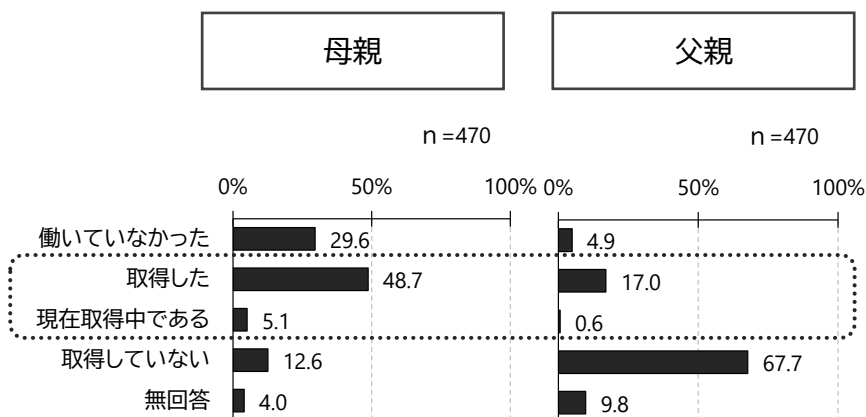
#### 小学生保護者



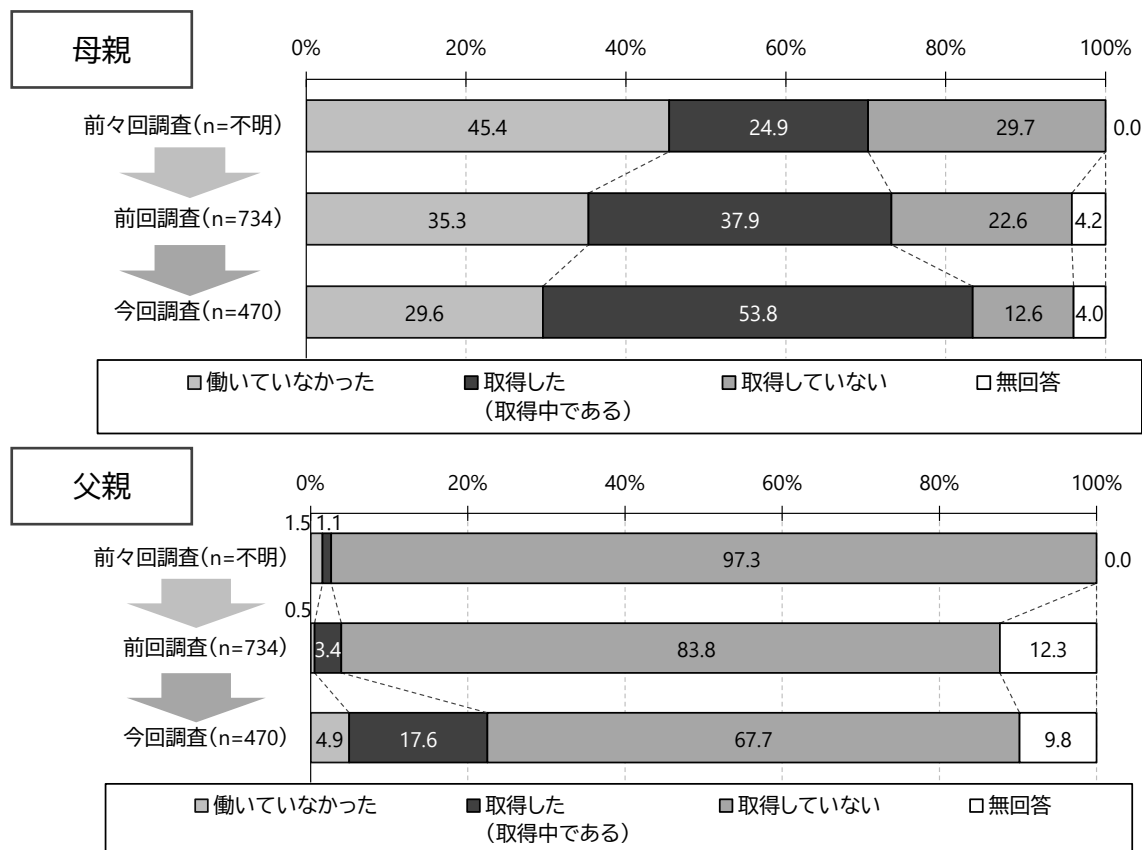
▼育児休業の取得状況について（複数回答）＜就学前児童保護者のみ＞

育児休業制度利用の有無について、母親は『取得した』（「取得した」と「現在取得中である」の合計）が53.8%、父親は『取得した』（「取得した」と「現在取得中である」の合計）が17.6%となっています。

『前々回調査結果（H25年）、前回調査結果（H30年）との比較』をみると、「取得した（取得中である）」は母親、父親とも増加傾向がみられ、母親は前々回調査結果から2倍以上、父親は1%未満から1割以上に増加しています。



（参考）前々回調査結果（H25年）、前回調査結果（H30年）との比較



注) 前々回調査、前回調査結果に合わせて、「取得した」と「現在取得中である」を足した割合で表記。

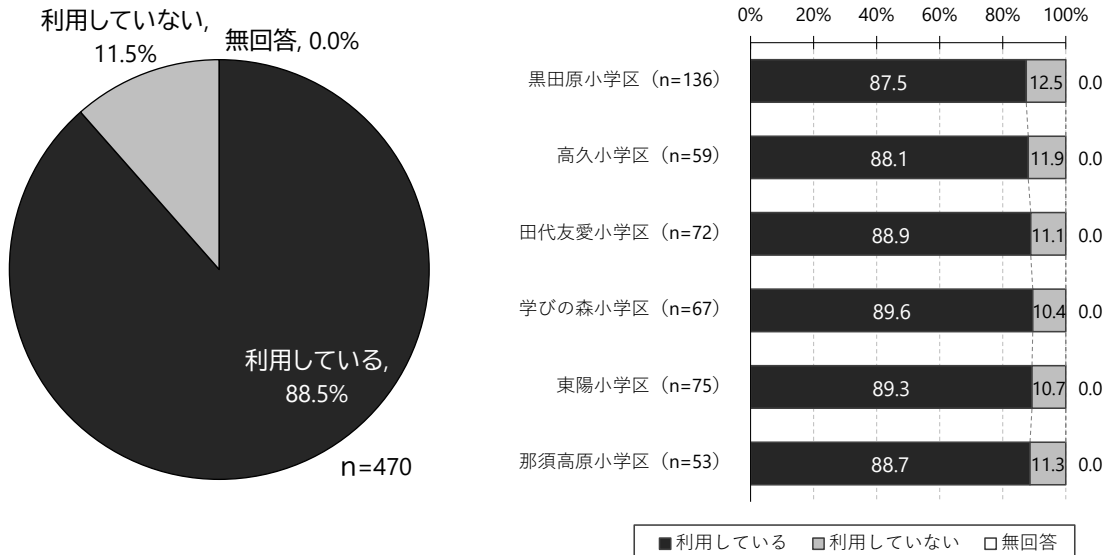
▼「定期的な」教育・保育の利用状況について<就学前児童保護者のみ>

保育所（園）や認定こども園などの教育・保育の利用の有無について「利用している」は88.5%となっています。小学校区別にみると、全てで9割近くの利用状況となっています。

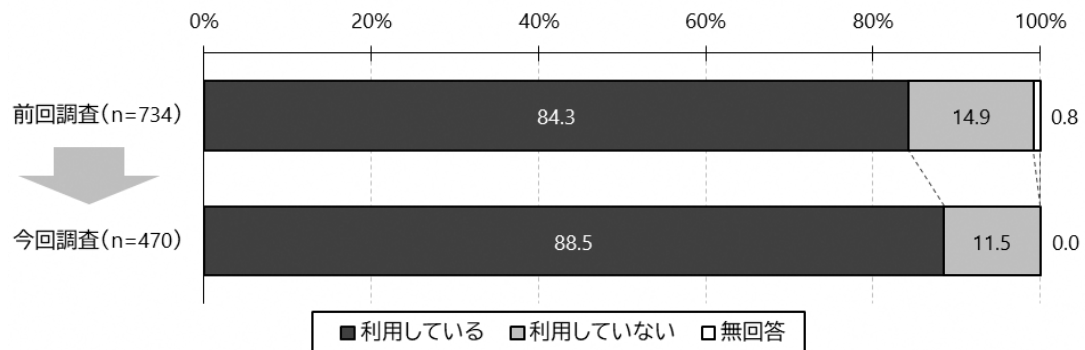
『前回調査結果（H30年）との比較』をみると、「利用している」は前回調査結果が84.3%、今回調査結果が88.5%で、わずかに増加しています。

また、子どもの年齢別にみると、“4～6歳”は98.8%が「利用している」と回答しています。

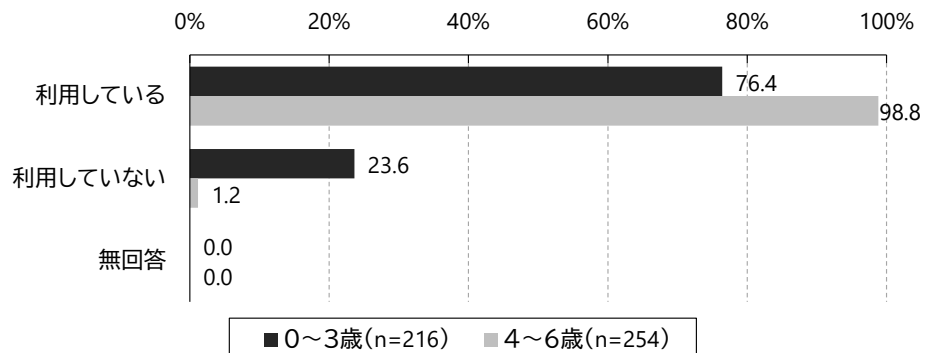
【小学校区別クロス集計】



(参考)前回調査結果(H30年)との比較



【子どもの年齢別クロス集計】

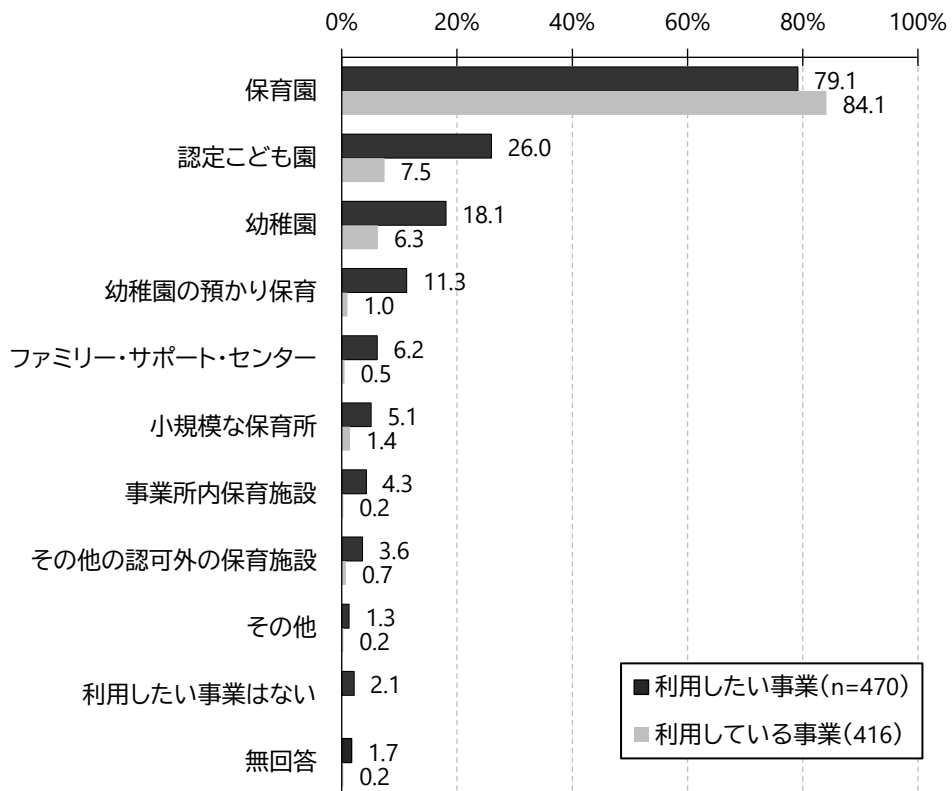


▼平日に利用している・利用したい教育・保育について<就学前児童保護者のみ>

平日利用している教育・保育は、「保育園（国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けたもの）」が84.1%と最も多く、次いで「認定こども園（幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設）」が7.5%、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」が6.3%となっています。

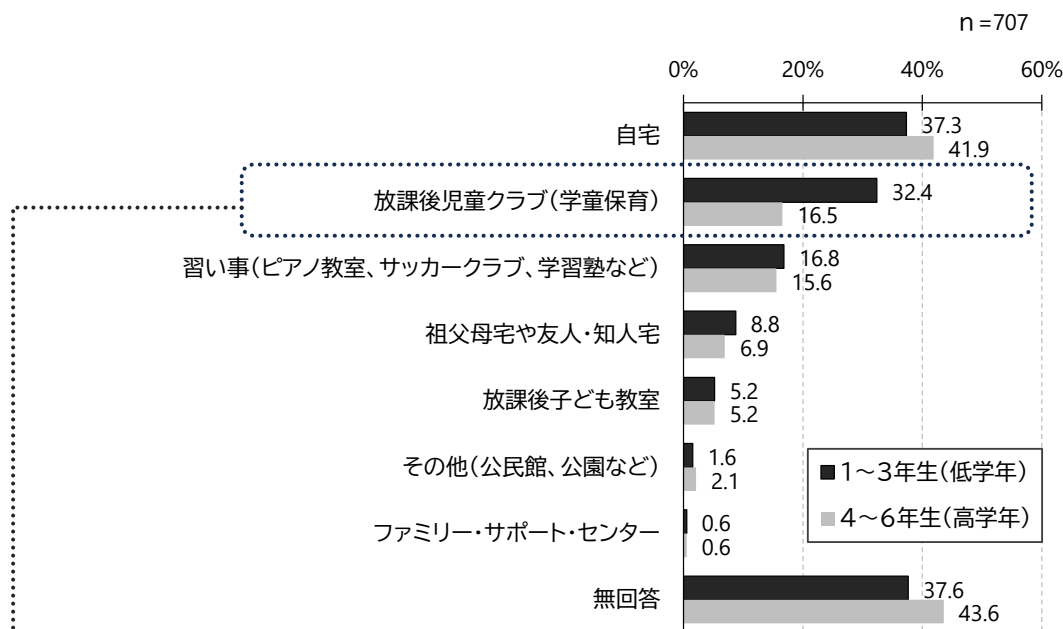
また、平日利用したい教育・保育と比べてみると、「保育園」は利用している事業と利用したい事業の割合が同程度となっており、その他の事業ではいずれも“利用したい”が“利用している”を上回っています。

平日に利用している教育・保育と利用したい教育・保育との比較



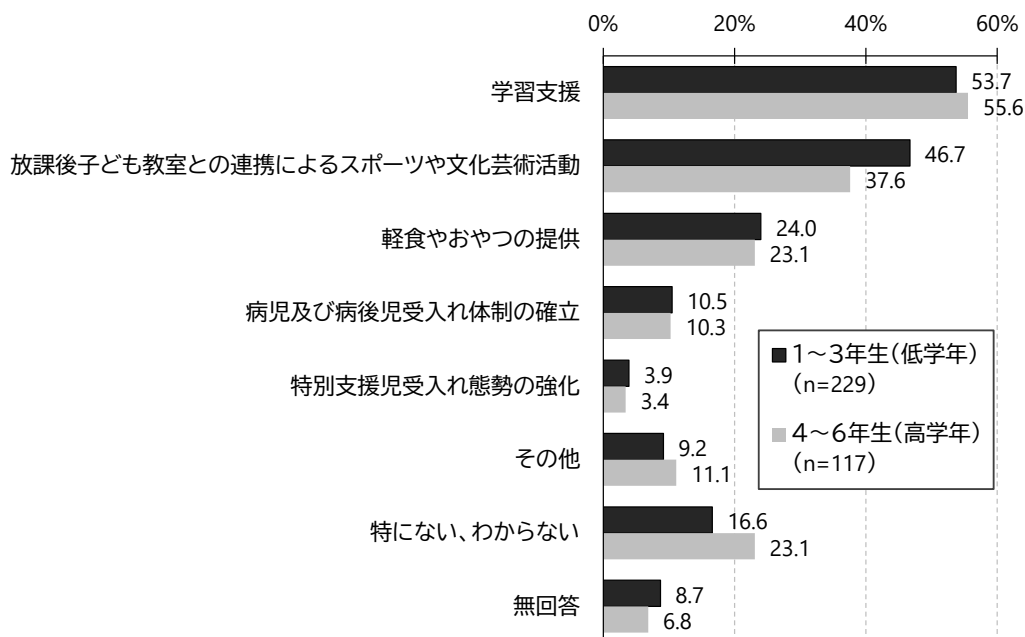
▼放課後の子どもの過ごし方について（複数回答）＜小学生保護者のみ＞

子どもたちの放課後の過ごし方について、1～3年生（低学年）、4～6年生（高学年）ともに「自宅」が4割前後で最も多く、次いで「放課後児童クラブ（学童保育）」となっていますが、「放課後児童クラブ（学童保育）」は1～3年生（低学年）が32.4%、4～6年生（高学年）が16.5%と開きがあります。



「放課後児童クラブ(学童保育)」を選んだ方が今後、充実してほしいと思う内容

放課後児童クラブ（学童保育）で今後、充実してほしい内容について、1～3年生（低学年）、4～6年生（高学年）ともに「学習支援」が5割以上で最も多く、次いで「放課後子ども教室との連携によるスポーツや文化芸術活動」が4割前後で多くなっています。

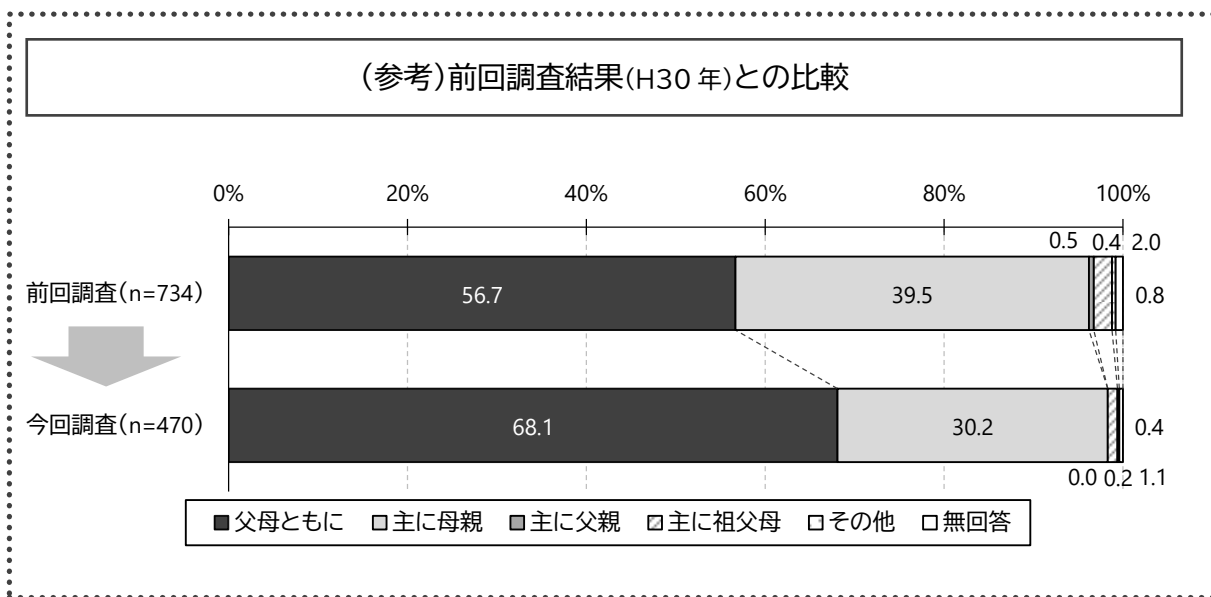
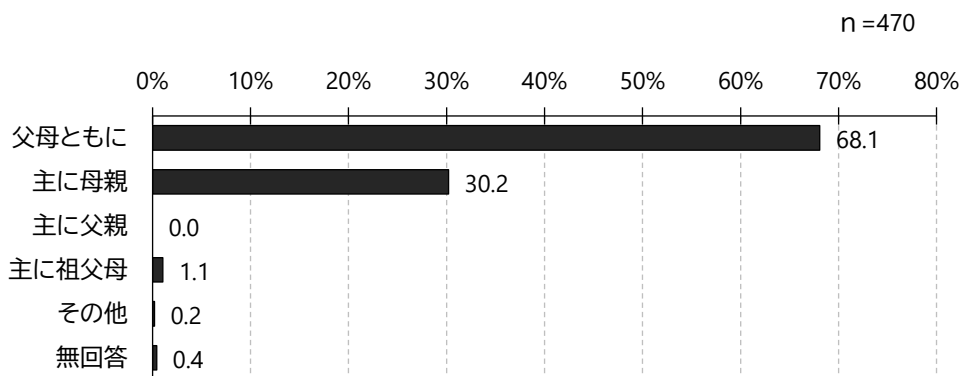


## (2) 日頃子育てで感じていることについて<ニーズ調査結果>

### ▼子育て（教育を含む）を主に行っている人<就学前児童保護者のみ>

教育を含む子育てを主に行っている人について、「父母ともに」が68.1%と最も多く、次いで「主に母親」が30.2%、「主に祖父母」が1.1%となっています。

『前回調査結果（H30年）との比較』をみると、「父母ともに」は前回調査結果が56.7%、今回調査結果が68.1%で、1割以上の増加となっています。

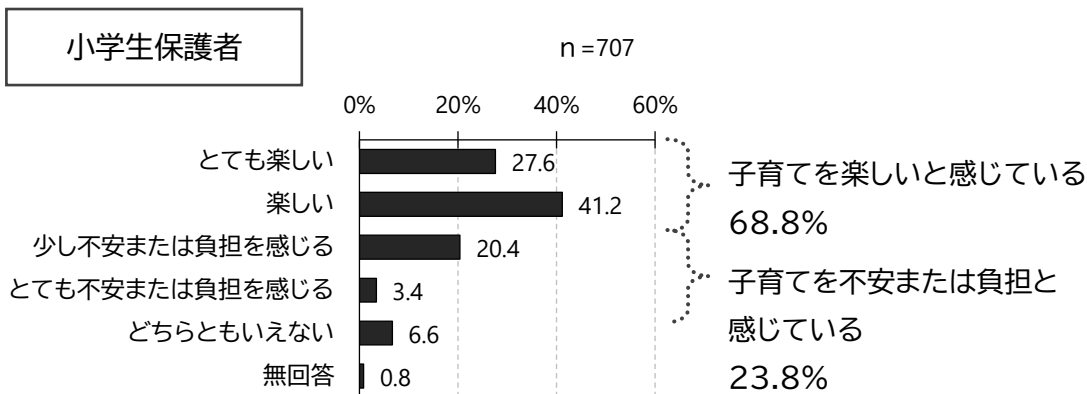
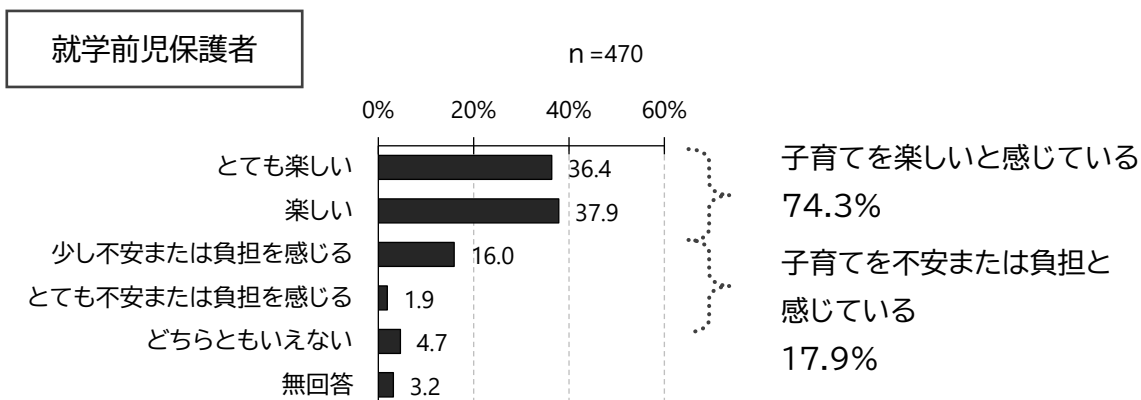


▼子育てで感じていることについて

子育てで感じていることについて、「とても楽しい」と「楽しい」を合わせた『楽しい』は、就学前児保護者は74.3%で、小学生保護者は68.8となっています。また、「少し不安または負担を感じる」と「とても不安または負担を感じる」を合わせた『不安または負担を感じる』は、就学前児保護者は17.9%で、小学生保護者は23.8となっています。

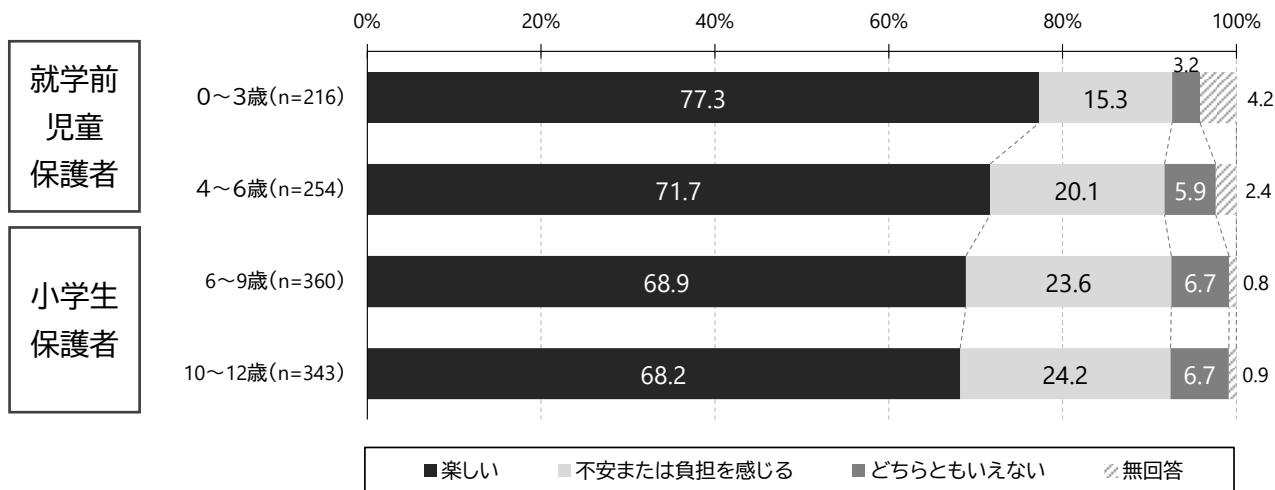
年齢別にみると、『不安または負担を感じる』は子どもの年齢が上がるにつれて割合が高くなっています。

配偶者の有無別にみると、『不安または負担を感じる』は就学前児童保護者と小学生保護者ともに”配偶者はいない“が”配偶者がいる“と比べて多く、いずれも4割前後となっています。

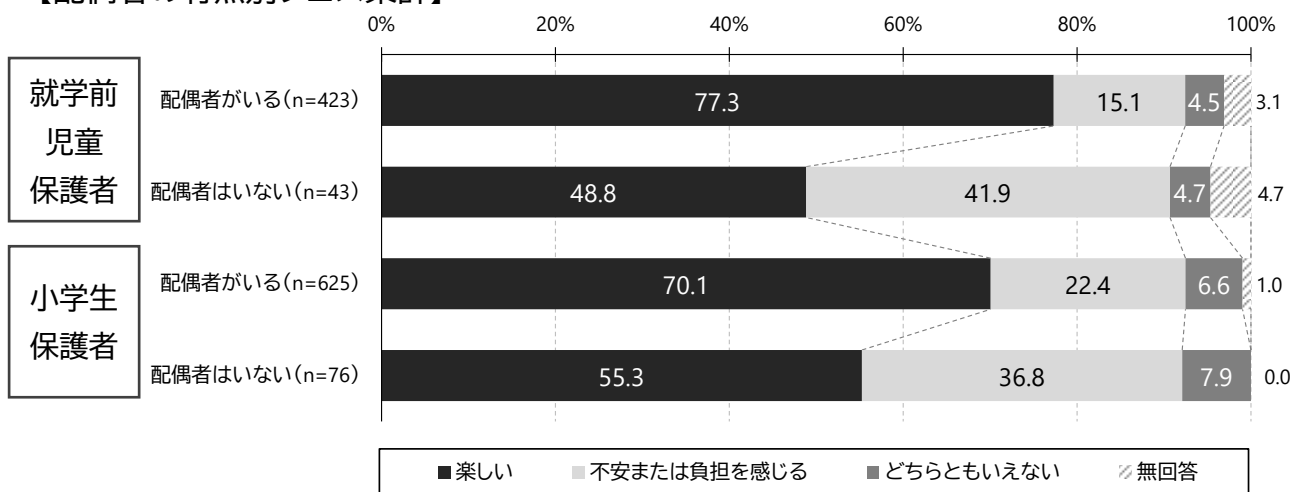


注) クロス集計では、「とても楽しい」と「楽しい」を合わせた『楽しい』、「少し不安または負担を感じる」と「とても不安または負担を感じる」を合わせた『不安または負担を感じる』で表しています。

### 【年齢別クロス集計】



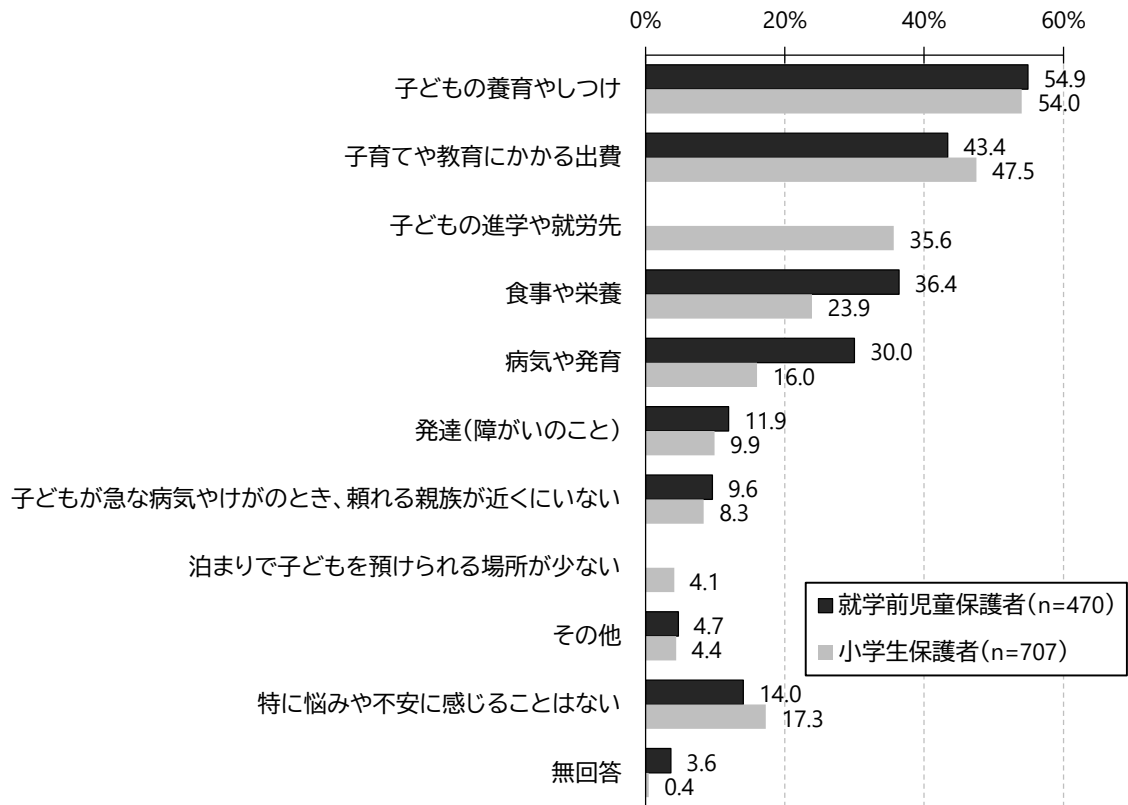
### 【配偶者の有無別クロス集計】



▼子育てで日頃悩んでいることや不安に感じることにについて（複数回答）

子育てで日頃悩んでいることや不安に感じることにについて、就学前児童保護者と小学生保護者ともに「子どもの養育やしつけ」が5割以上で最も多く、次いで「子育てや教育にかかる出費」が4割以上となっています。

また、「特に悩みや不安に感じることはない」は、就学前児童保護者が14.0%、小学生保護者が17.3%であることから、どちらも8割以上が子育てで、何かしらの悩みや不安を感じていることがうかがえます。

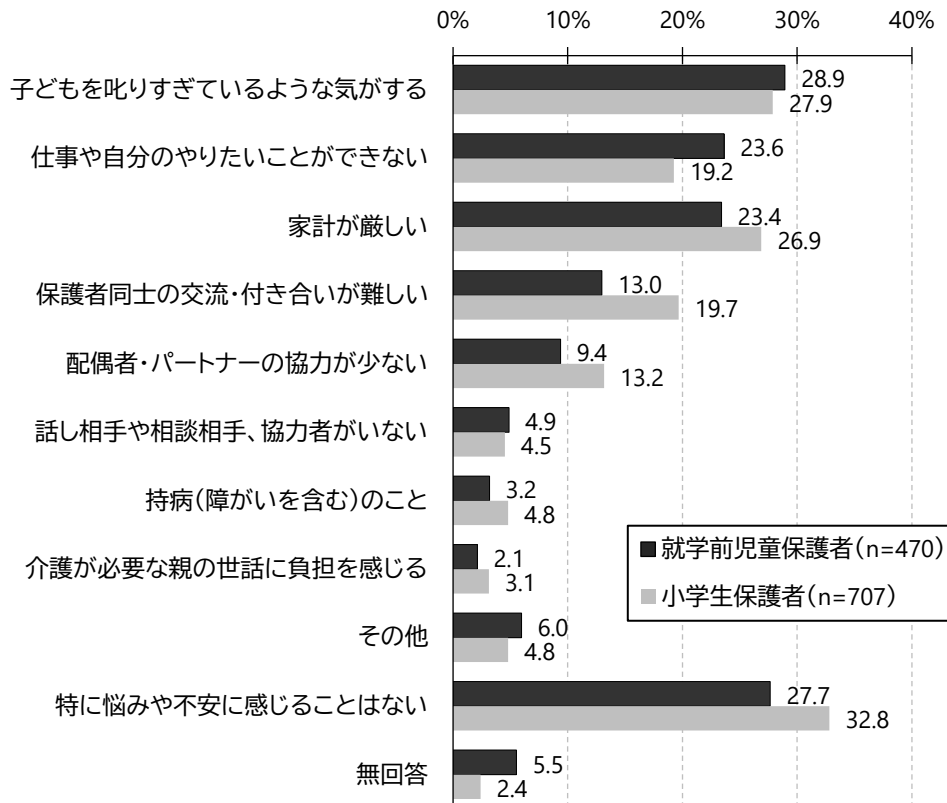


注)「子どもの進学や就労先」及び「泊まりで子どもを預けられる場所が少ない」は、小学生保護者票のみの選択肢。

▼子育て以外で日頃悩んでいることや不安に感じることにについて（複数回答）

子育て以外で主に保護者が日頃悩んでいることや不安に感じることにについて、就学前児童保護者と小学生保護者ともに「子どもを叱りすぎているような気がする」が3割近くで最も多く、次いで就学前児童保護者は「仕事や自分のやりたいことができない」が、小学生保護者は「家計が厳しい」が2割以上となっています。

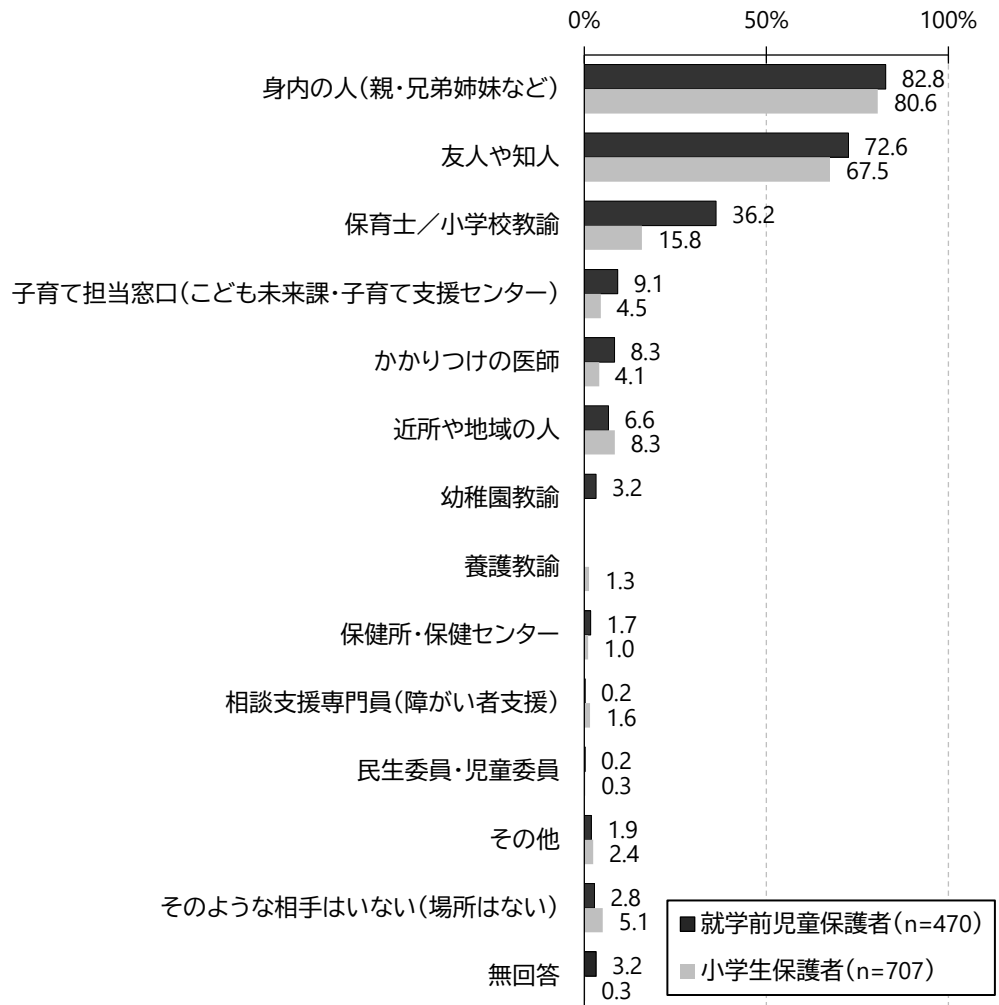
また、「特に悩みや不安に感じることはない」は、就学前児童保護者が27.7%、小学生保護者が32.8%であることから、どちらも7割程度が子育て以外で、何かしらの悩みや不安を感じていることがうかがえます。



▼気軽に相談できる相手（場所）について（複数回答）

気軽に相談できる先をみると、就学前児童保護者と小学生保護者ともに「身内の人（親・兄弟姉妹など）」が8割以上で最も多く、次いで「友人や知人」が7割前後となっています。

また、身内の人や友人、知人以外の気軽に相談できる先は、「保育士／小学校教諭」を除く全てが1割未満と少なくなっています。



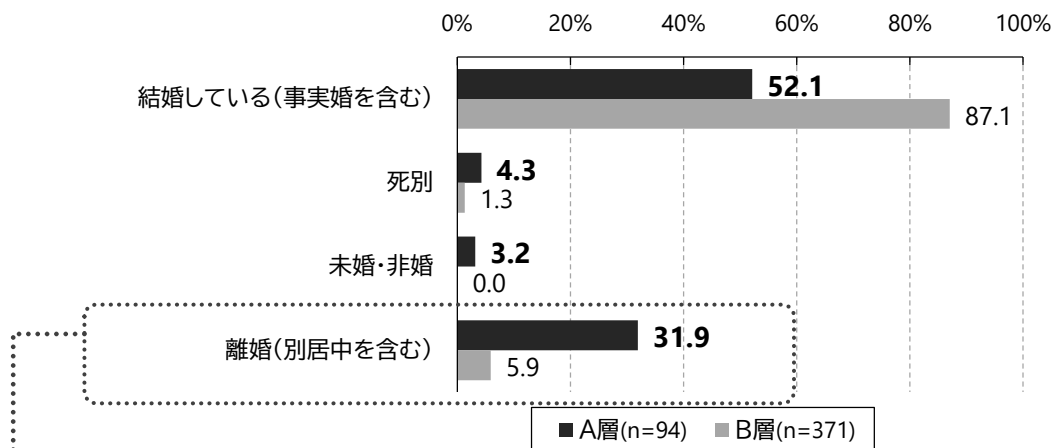
注)「保育士／小学校教諭」は、就学前児童保護者が「保育士」、小学生保護者が「小学校教諭」の選択肢。

注)「幼稚園教諭」は就学前児童保護者票のみ、「養護教諭」は小学生保護者票のみの選択肢。

### (3) 生活困窮家庭の状況について<生活実態調査結果>

#### ▼両親の婚姻状況について<大人票>

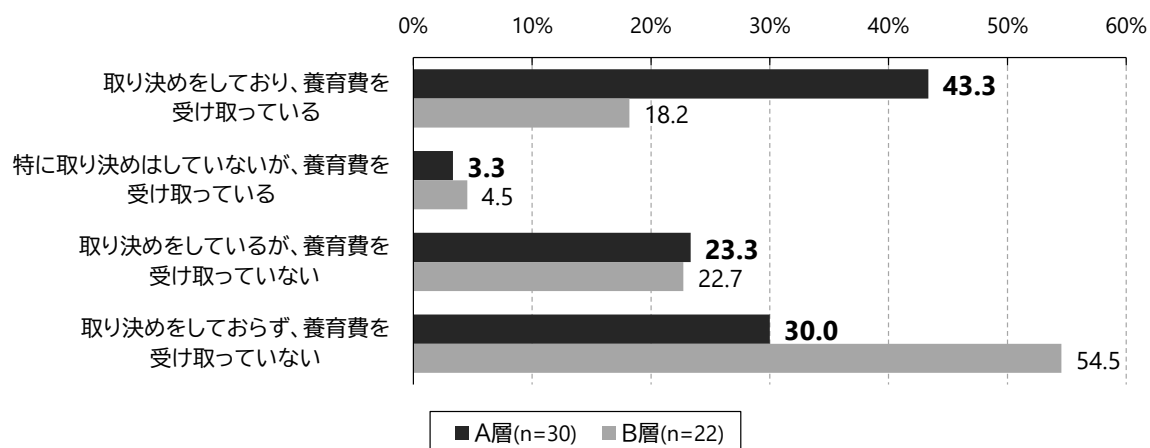
両親の婚姻状況について、「死別」、「未婚・非婚」、「離婚（別居中を含む）」では、A層がB層より多く、一方「結婚している（事実婚を含む）」では、B層の87.1%に対して、A層は52.1%と少なくなっています。



#### 「離婚（別居中を含む）」を選んだ方の子どもの養育費受け取り状況

#### ▼離婚相手との子どもの養育費の取り決めについて<大人票>

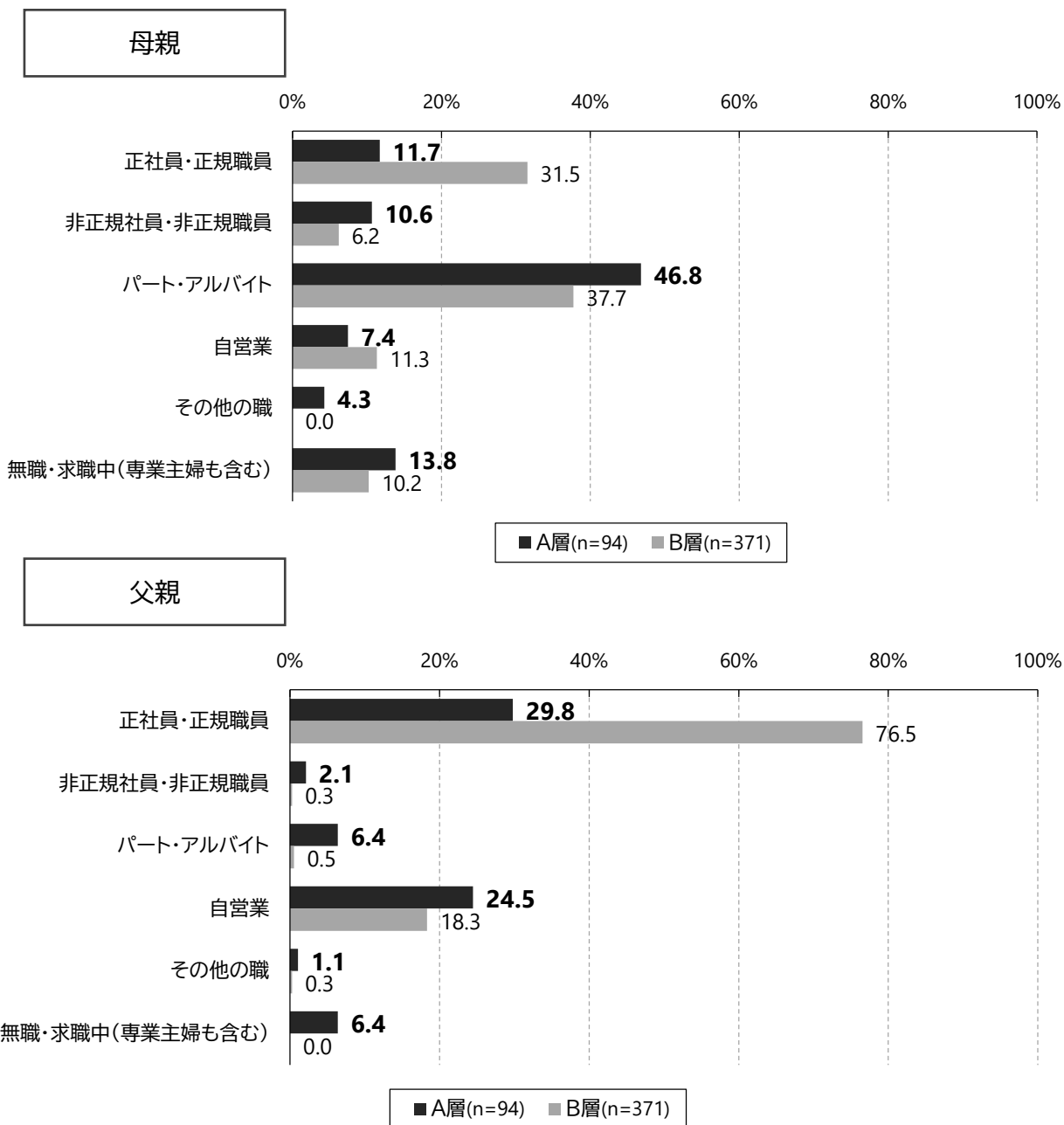
子どもの養育費受け取り状況について、「取り決めをしておらず、養育費を受け取っていない」はA層が30.0%でB層の54.5%と比べて2割以上少なくなっています。一方で、「取り決めをしており、養育費を受け取っている」は、A層が43.3%でB層の18.2%と比べて2割以上多くなっています。



▼両親の就業状況について<大人票>

両親の主な就業状況について、母親の「正社員・正規職員」はA層が11.7%で、B層の31.5%と比べて2割近く少なくなっています。

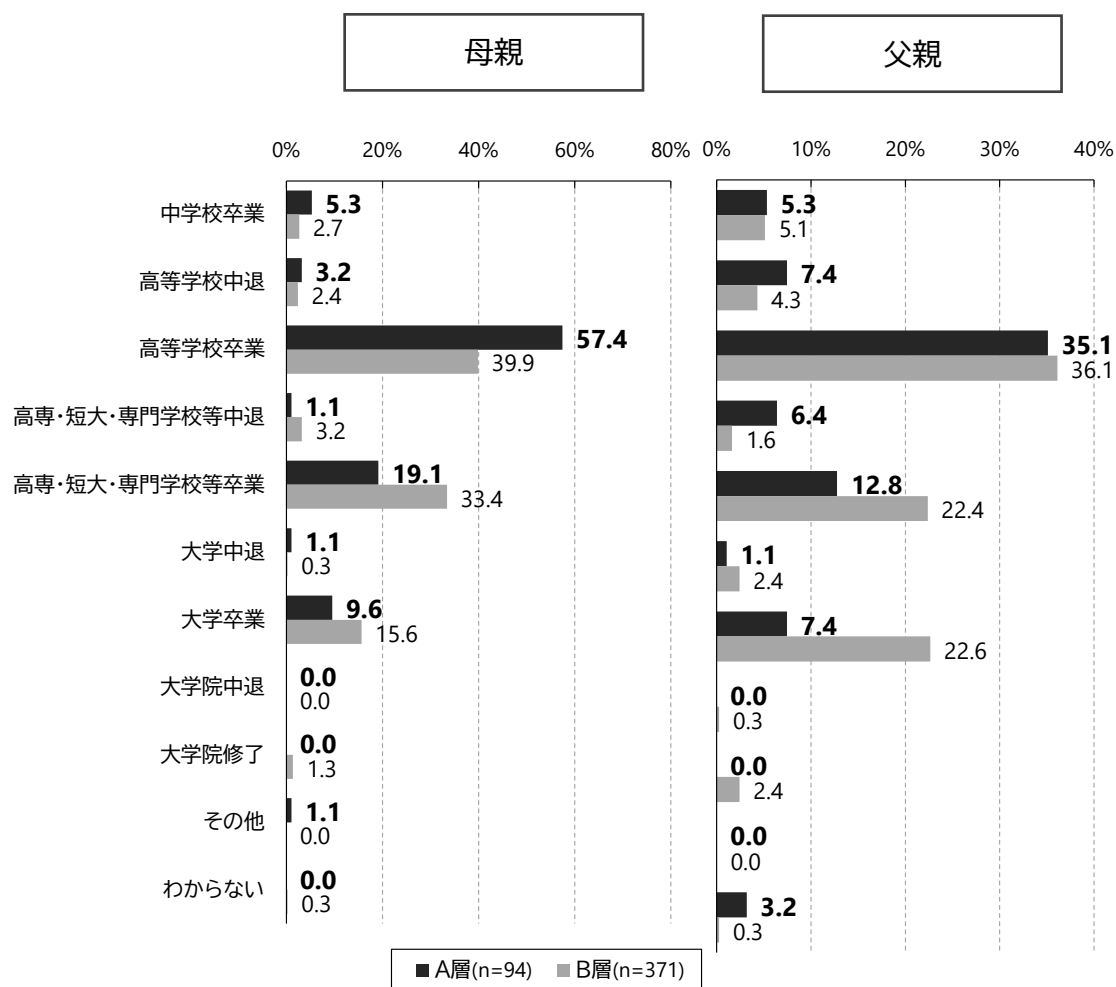
父親の「正社員・正規職員」はA層が29.8%で、B層の76.5%と比べて4割以上少なくなっていますが、これは今回調査の回答者の8割以上を子どもの母親が占めていることから、離婚や死別により父親である配偶者の回答ができなかった結果とも考えられます。



▼子どもの両親が最後に通った学校について<大人票>

両親が最後に通った学校について、母親の「高等学校卒業」はA層が57.4%でB層の39.9%と比べて1割以上多くなっています。また、「中学校卒業」と「高等学校中退」ではA層がB層よりわずかに多くなっています。一方で、「高専・短大・専門学校等卒業」はA層が19.1%でB層の33.4%と比べて1割以上少なくなっています。

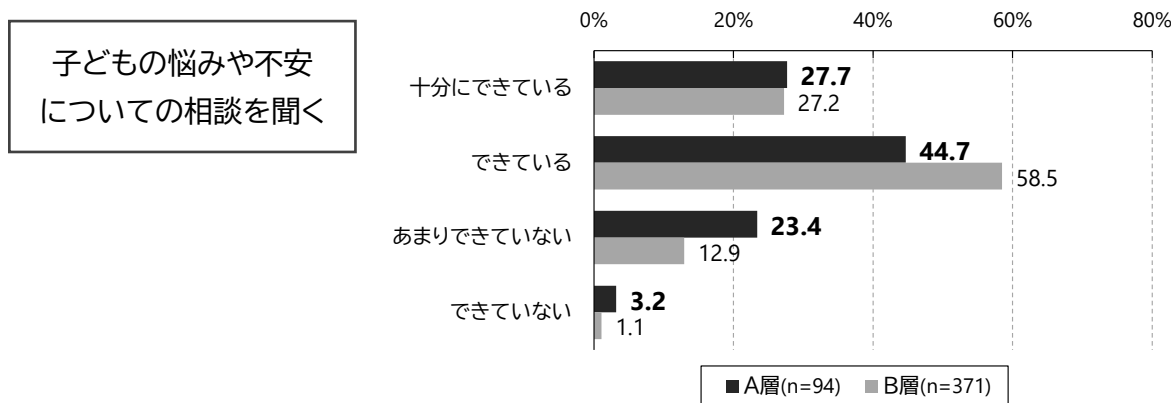
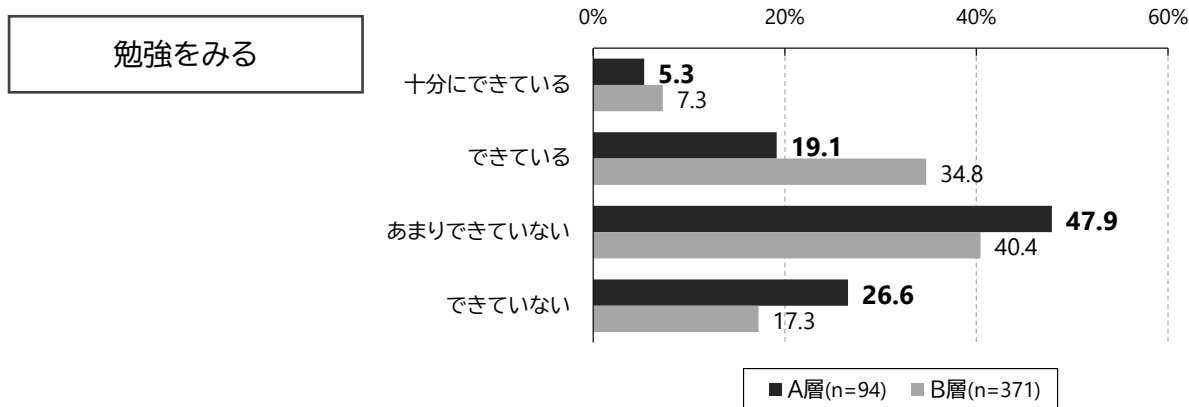
父親の「大学卒業」はA層が7.4%でB層の22.6%と比べて1割以上少なくなっています。また、「中学校卒業」と「高等学校中退」、「高専・短大・専門学校等中退」ではA層がB層よりわずかに多くなっています。



▼子どもとの関わりについて<大人票>

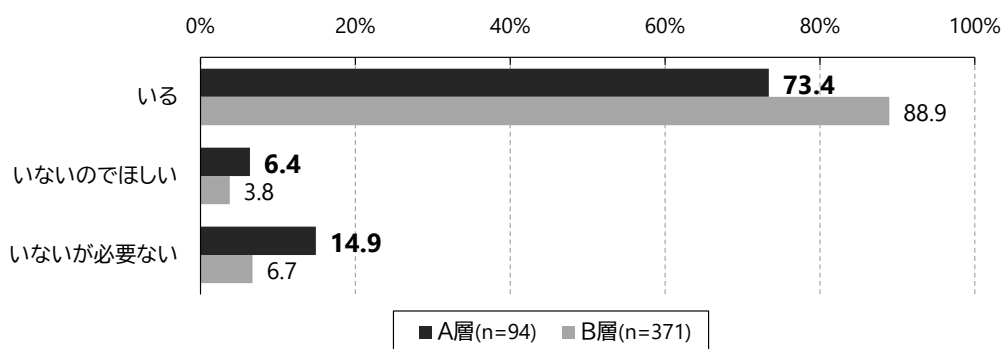
子どもとの関わりのうち、“勉強をみる”では、「できている」はA層が19.1%で、B層の34.8%と比べて1割以上少なくなっています。また、「あまりできていない」と「できていない」ではA層がB層よりわずかに多くなっています。

“子どもの悩みや不安についての相談を聞く”では、「あまりできていない」はA層が23.4%で、B層の12.9%と比べて1割程度多くなっています。一方で、「できている」はA層が44.7%で、B層の58.5%と比べて1割以上少なくなっています。



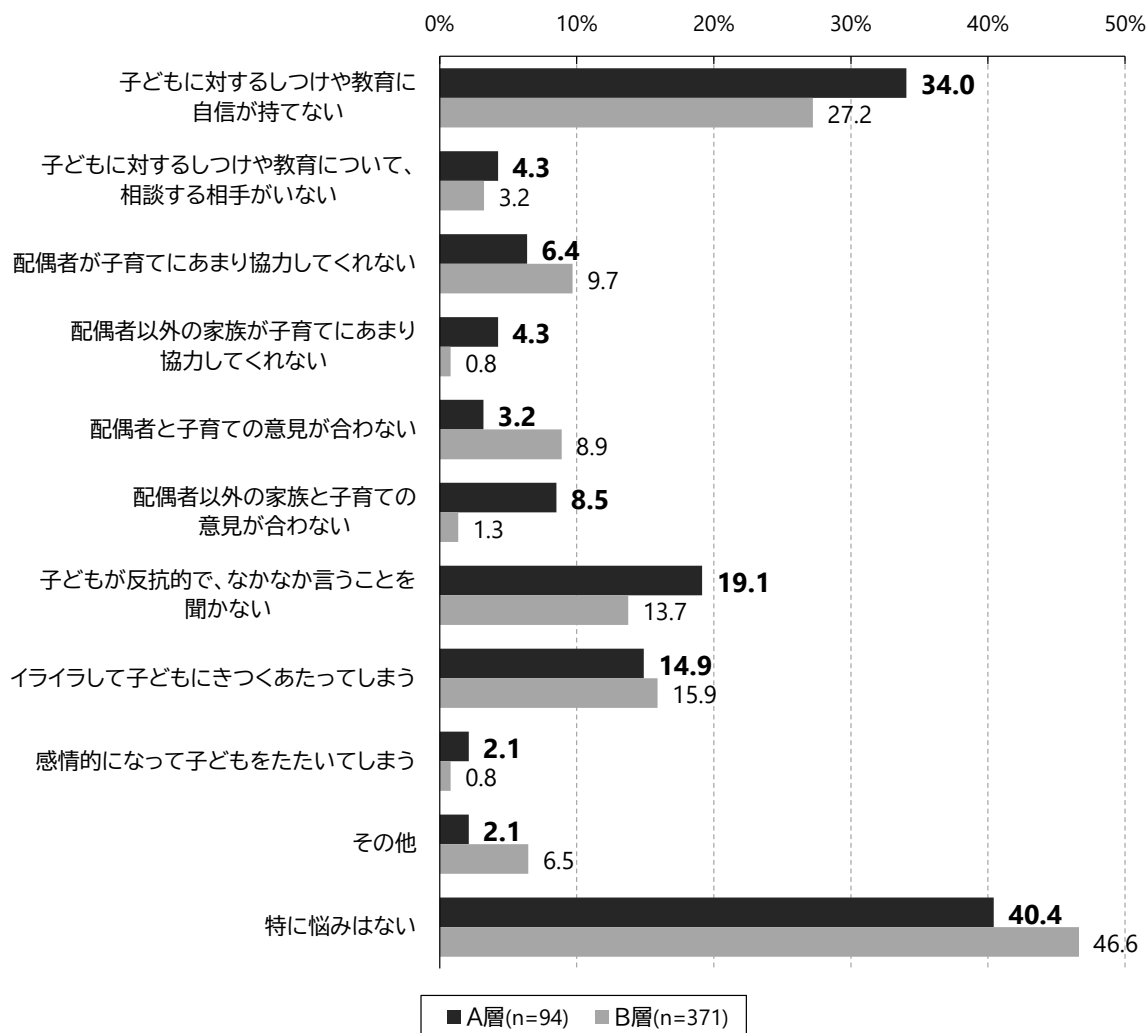
▼頼れる相手や心おきなく相談できる相手について<大人票>

頼れる相手や心おきなく相談できる相手について、「いる」はA層が73.4%で、B層の88.9%と比べて1割以上少なくなっています。一方で、「いないのでほしい」と「いないが必要ない」ではA層がB層よりわずかに多くなっています。



▼しつけや子育て、教育に関する悩みや不安について〈大人票〉

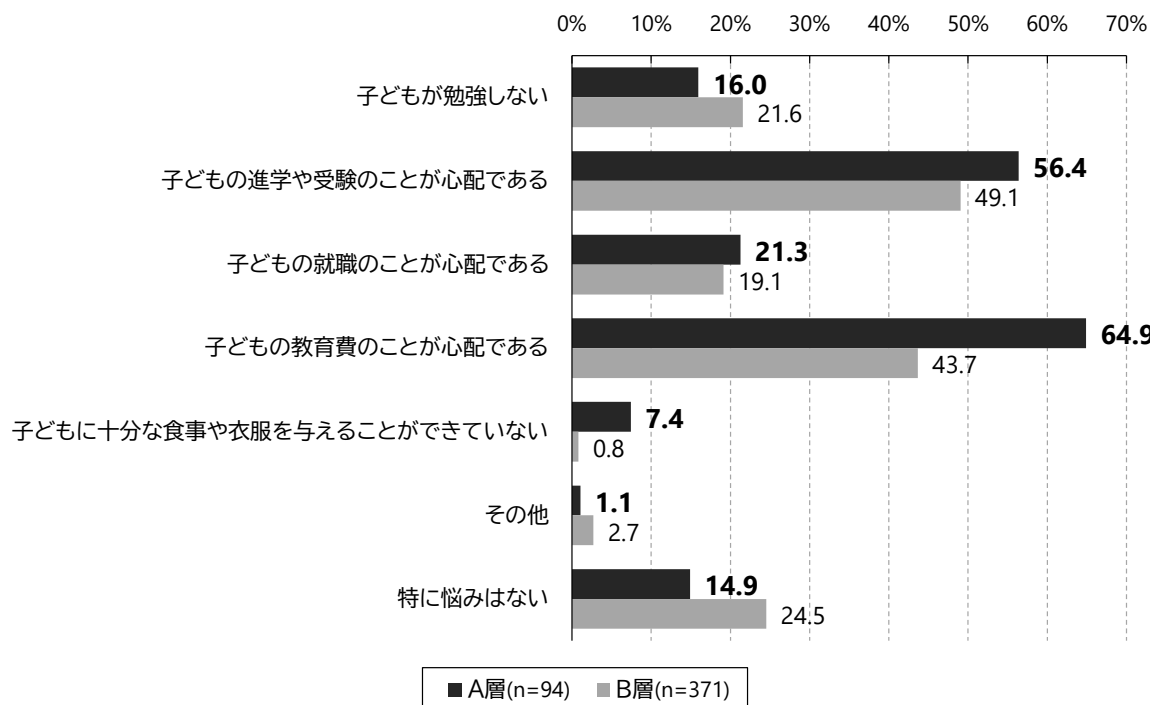
子どもへのしつけや子育て、教育に関する悩みや不安について、A層とB層で大きな差はみられません。しかし、「子どもに対するしつけや教育に自信が持てない」、「子どもに対するしつけや教育について、相談する相手がいない」、「配偶者以外の家族が子育てにあまり協力してくれない」、「配偶者以外の家族と子育ての意見が合わない」、「子どもが反抗的で、なかなか言うことを聞かない」、「感情的になって子どもをたたいてしまう」はA層がB層よりわずかに多くなっています。



▼勉強や進学、就職、経済的なことに関する悩みや不安について（複数回答）

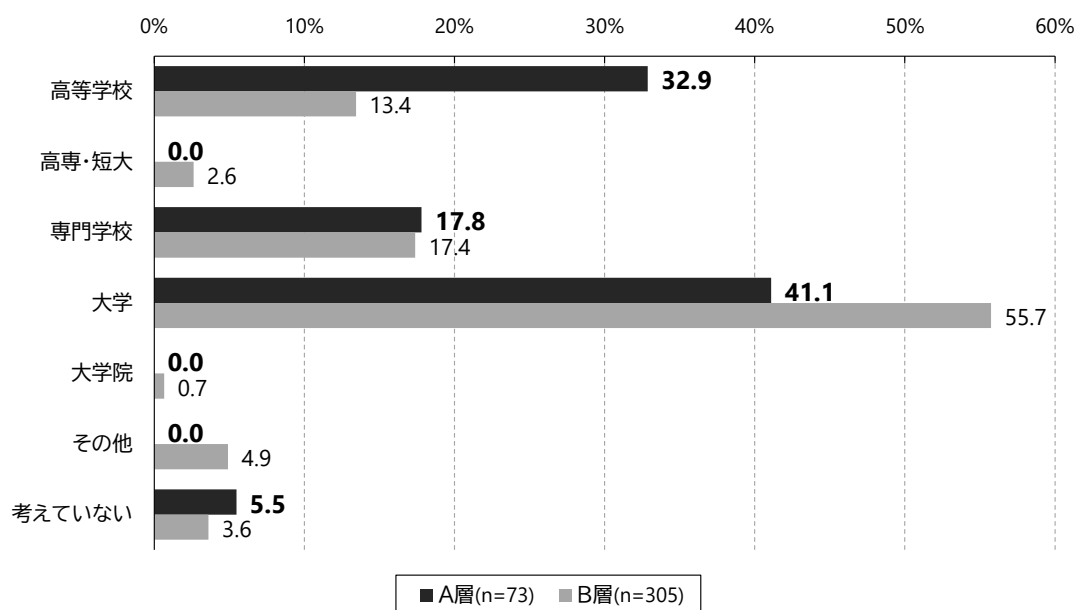
＜大人票＞

子どもの勉強や進学、就職、経済的なことに関する悩みや不安について、「子どもの教育費のことが心配である」はA層が64.9%で、B層の43.7%と比べて2割以上多くなっています。



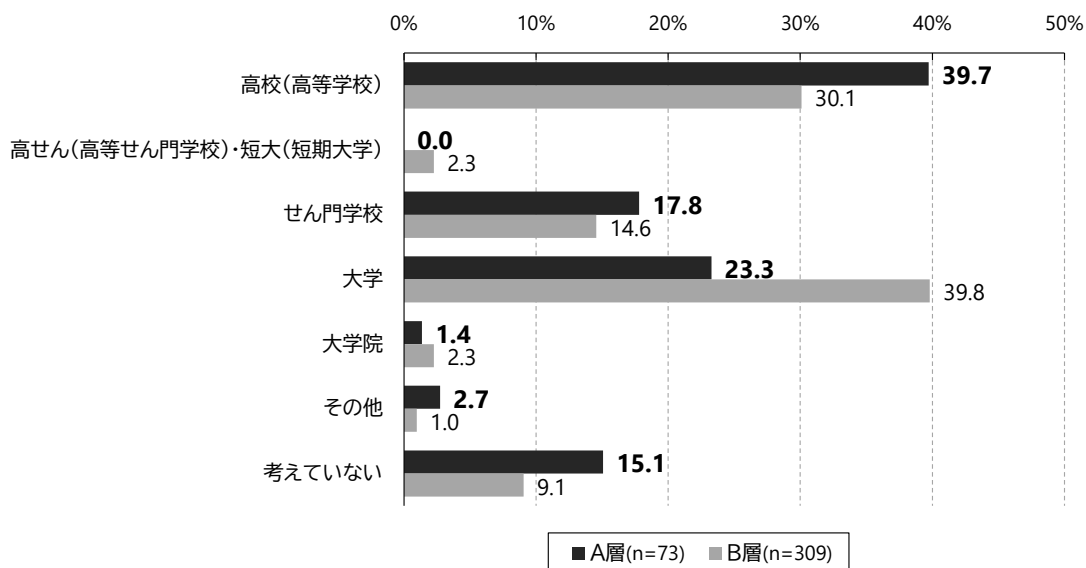
▼子どもの希望進学先について（高等学校以上の進学を希望する人のみ）＜大人票＞

子どもの希望進学先について、「高等学校」はA層が32.9%で、B層の13.4%と比べて2割近く多くなっています。一方で、「大学」はA層が41.1%で、B層の55.7%と比べて1割以上少なくなっています。



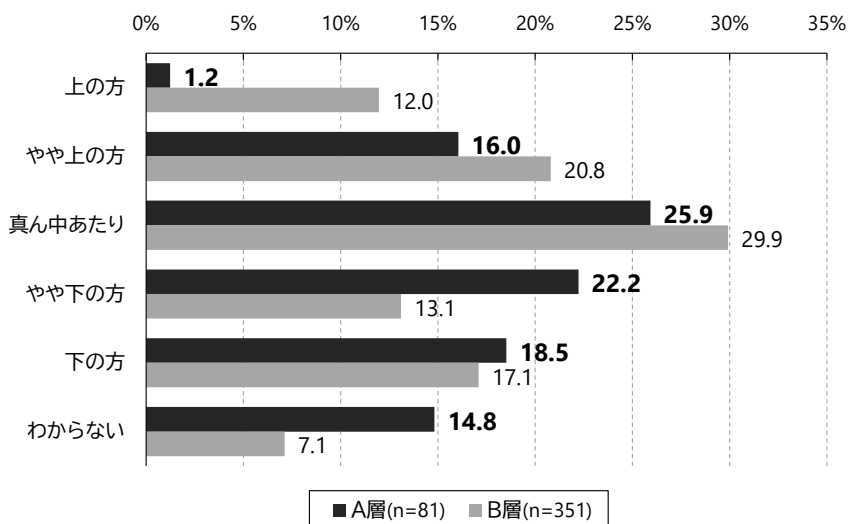
▼子どもが考える希望進学先について(高等学校以上の進学を希望する人のみ) <子ども票>

子どもが考える希望進学先について、「高校(高等学校)」はA層が39.7%で、B層の30.1%と比べて1割近く多くなっています。一方で、「大学」はA層が23.3%で、B層の39.8%と比べて1割以上少なくなっています。



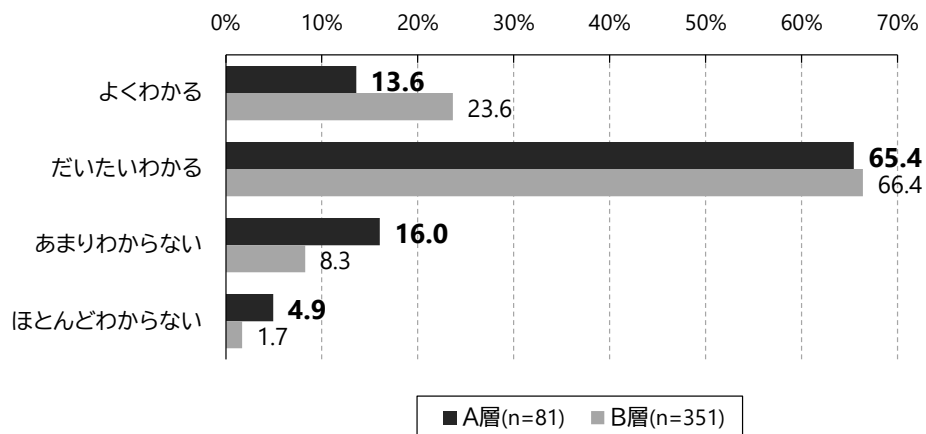
▼クラスでの成績順位について<子ども票>

子どもが感じるクラスでの成績順位について、「上の方」と「やや上の方」の合計ではA層が17.2%で、B層の32.8%と比べて1割以上少なくなっています。一方で、「やや下の方」と「下の方」の合計ではA層が40.7%で、B層の30.2%と比べて1割程度多くなっています。



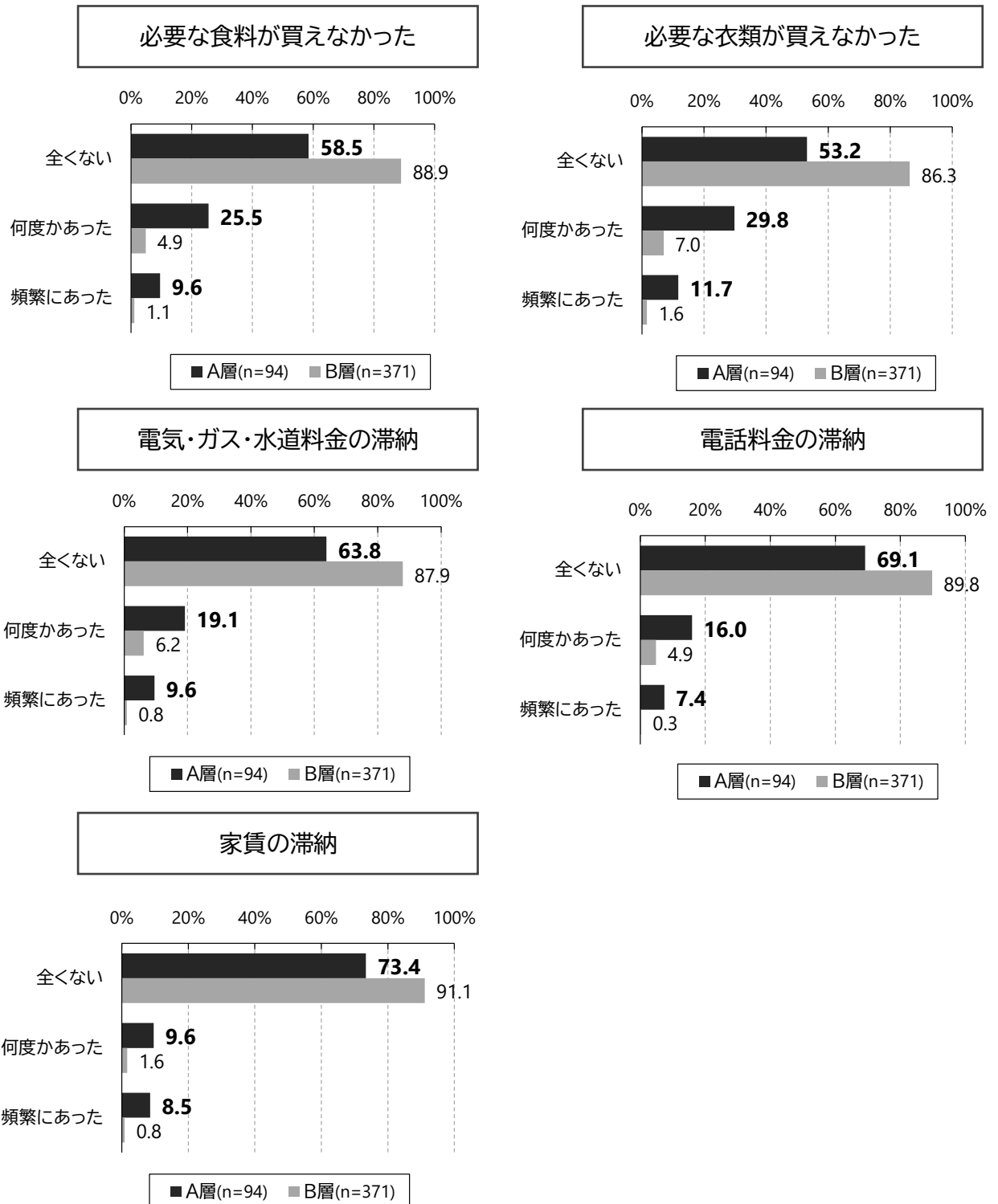
▼学校の授業の理解度について<子ども票>

子どもの学校の授業の理解度について、「よくわかる」ではA層が13.6%でB層の23.6%と比べて1割少なくなっています。一方で、「あまりわからない」と「ほとんどわからない」はA層がB層よりわずかに多くなっています。



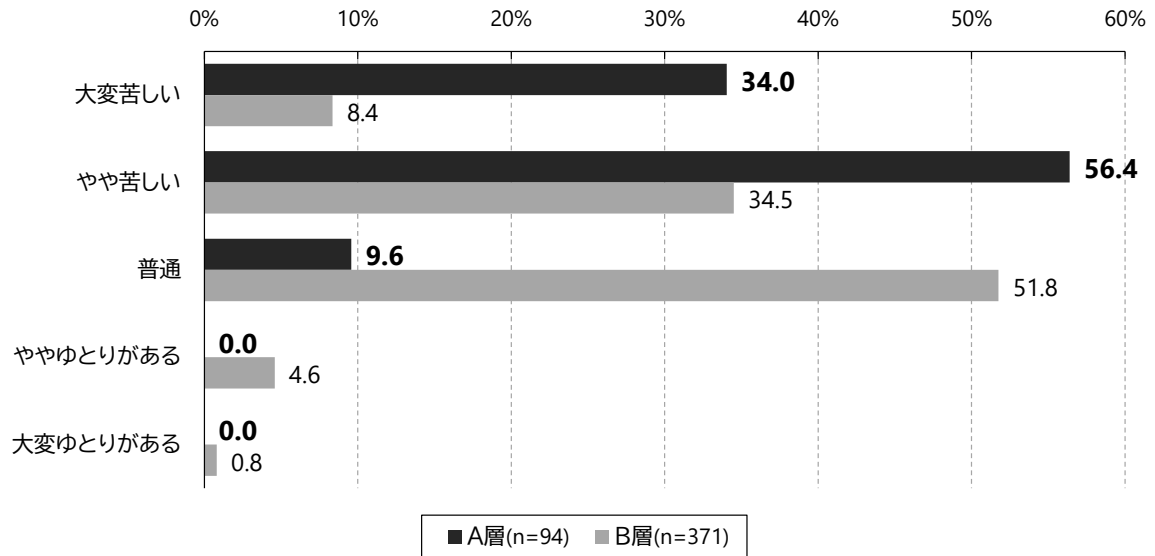
▼過去1年間の経済的な理由による経験について<大人票>

経済的な理由による経験のうち、いずれの項目でも「何度かあった」、「頻繁にあった」はA層がB層と比べて多くなっています。しかし、B層でも「必要な食料が買えなかった」、「必要な衣類が買えなかった」などにもみられるように、各項目の「何度かあった」、「頻繁にあった」の回答がゼロというわけではありません。



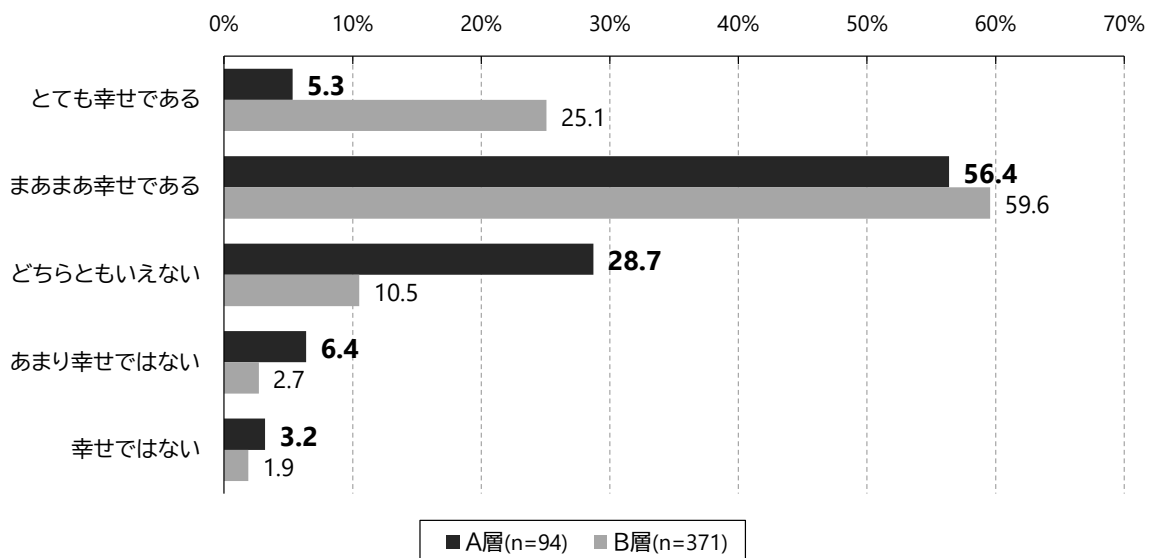
▼総合的にみた暮らしの状況について<大人票>

現在の暮らしの状況を総合的にみて感じたことについて、「大変苦しい」と「やや苦しい」を合わせた『苦しい』では、A層が90.4%でB層の42.9%と比べて4割以上多くなっています。  
また、A層では「ややゆとりがある」と「大変ゆとりがある」の回答はありません。



▼幸福度について<大人票>

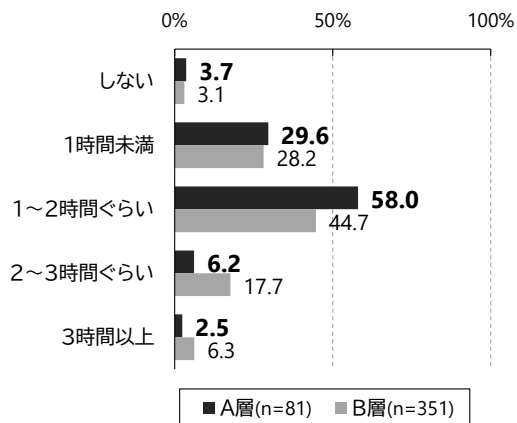
現在、幸せだと思うかについて、「とても幸せである」と「まあまあ幸せである」を合わせた『幸せである』では、A層が61.7%でB層の84.7%と比べて2割以上少なくなっています。



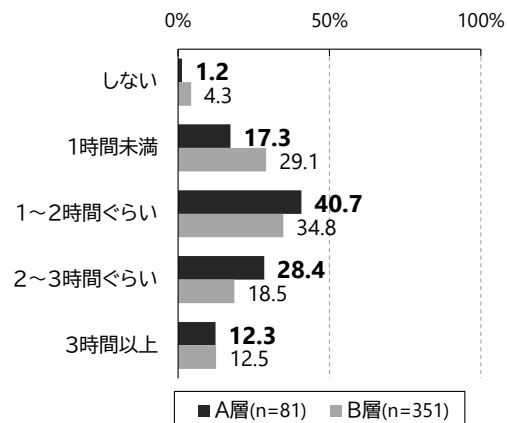
▼学校のある日（月～金曜日）の放課後の過ごし方と費やす時間について<子ども票>

放課後の過ごし方と費やす時間について、A層、B層ともに同じような傾向がみられますが、「動画を見る（テレビ、インターネット等）」、「ゲームをする」、「SNS（LINE・インスタグラムなど）をする」は、A層がB層と比べて長時間過ごしている割合が高くなっています。

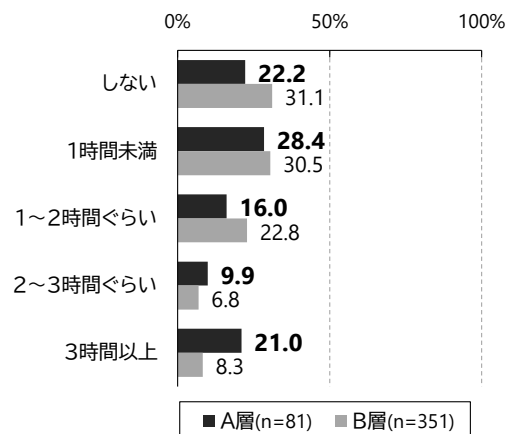
勉強や宿題をする(学習じゅくをふくむ)



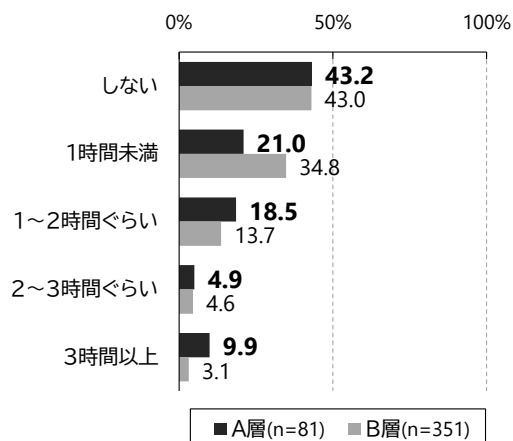
動画を見る(テレビ、インターネット等)



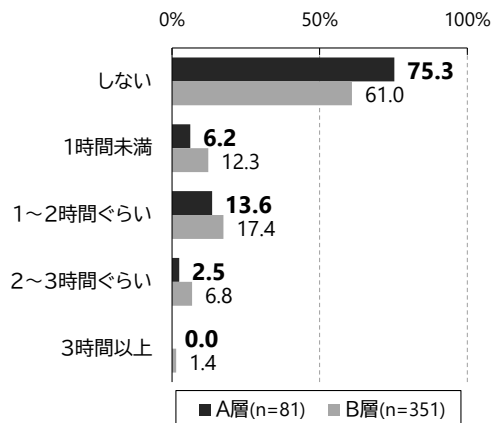
ゲームをする



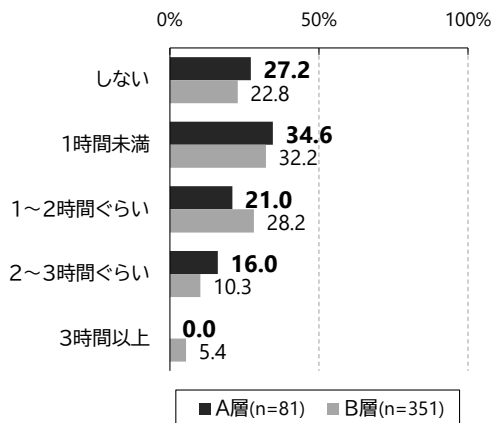
SNS(LINE・インスタグラムなど)をする



習い事(学習じゅく以外)をする



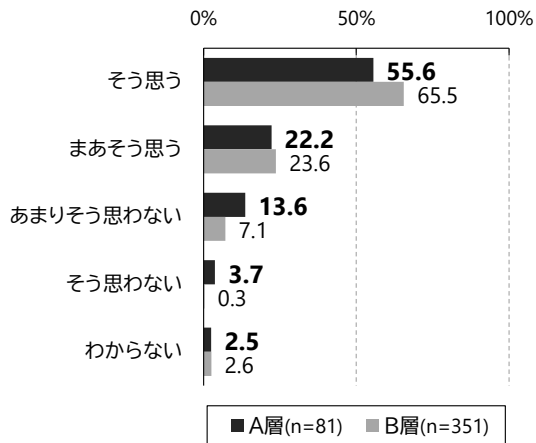
スポーツ・運動をする



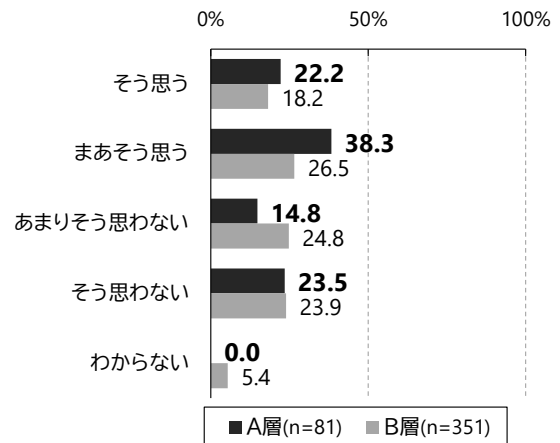
▼ふだんの生活の中で感じていることについて<子ども票>

ふだん生活の中で感じていることで、『がんばれば、いいことがある』の「そう思う」は、A層が55.6%でB層の65.5%と比べて1割程度少なくなっています。また、『不安に感じることもある』では、「そう思う」、「まあそう思う」ともA層がB層と比べて多くなっています。

がんばれば、いいことがある



不安に感じることもある

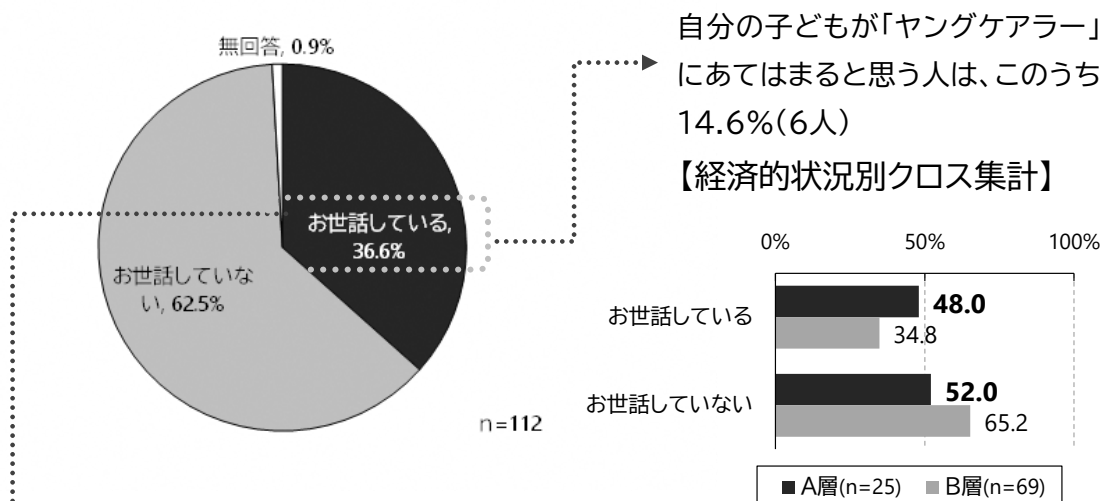


#### (4) ヤングケアラーの状況について<生活実態調査>

##### ▼日ごろから身の回りのお世話が必要な人への子どもの関わりについて (日ごろから身の回りのお世話が必要な人がいる家庭のみ)<大人票>

日ごろから身の回りのお世話が必要な人への子どものお世話の有無は、「お世話している」が36.6%、「お世話していない」が62.5%となっています。また、そのうち自分の子どもが「ヤングケアラー」にあてはまると思う人は14.6%（6人）となっています。

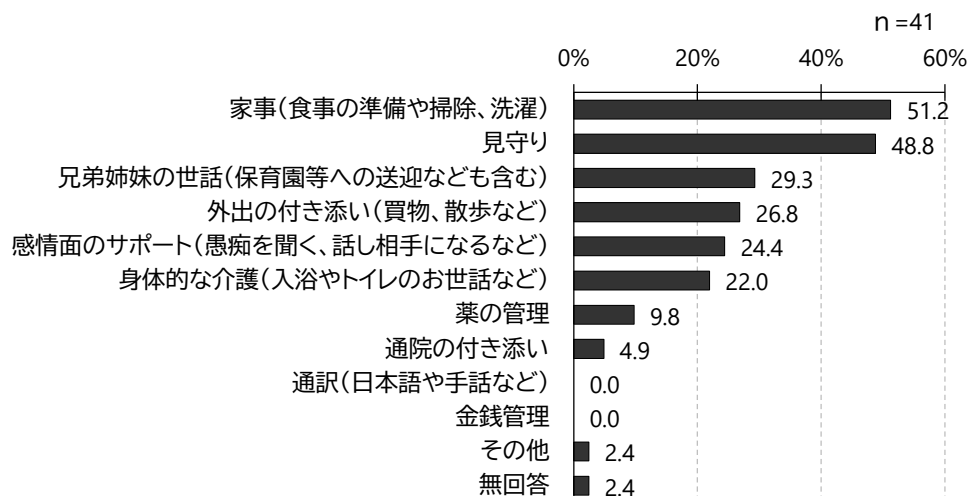
経済的状況別の比較をみると、「お世話している」はA層が48.0%でB層の34.8%と比べて1割以上多くなっています。



##### 「お世話している」を選んだ方のお世話の内容

##### ▼子どもが行っているお世話の内容について（複数回答）<大人票>

子どもが行っているお世話の内容について、「家事（食事の準備や掃除、洗濯）」が51.2%と最も多く、次いで「見守り」が48.8%、「兄弟姉妹の世話（保育園等への送迎なども含む）」が29.3%となっています。



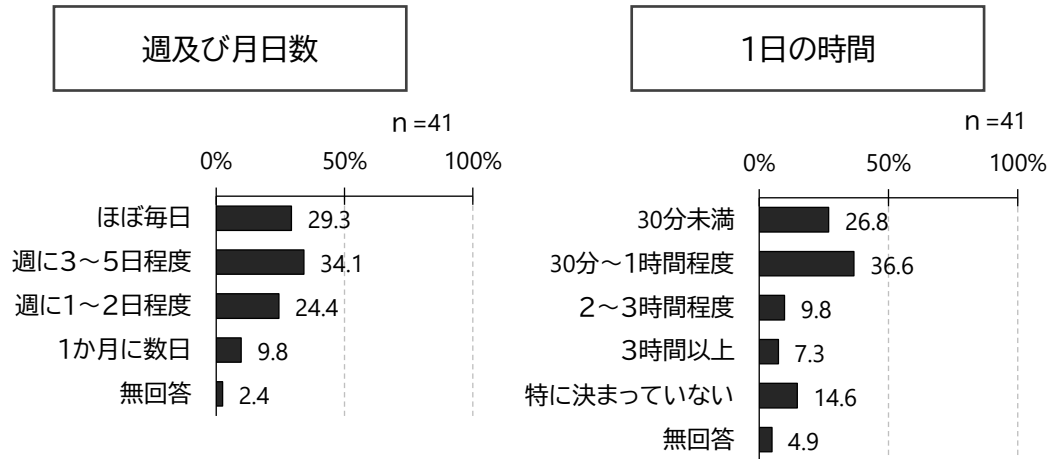


「お世話している」を選んだ方のお世話の頻度(週及び月日数、1日の時間)

▼子どもがお世話をしている頻度(週及び月日数、1日の時間)について  
 <大人票>

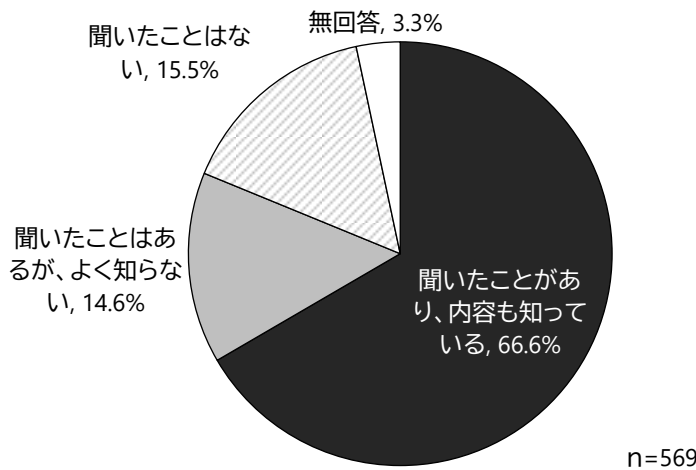
週及び月の日数について、「週に3～5日程度」が34.1%と最も多く、次いで「ほぼ毎日」が29.3%、「週に1～2日程度」が24.4%となっています。

1日の時間について、「30分～1時間程度」が36.6%と最も多く、次いで「30分未満」が26.8%、「特に決まっていない」が14.6%となっています。



▼「ヤングケアラー」という言葉の認知状況について<大人票>

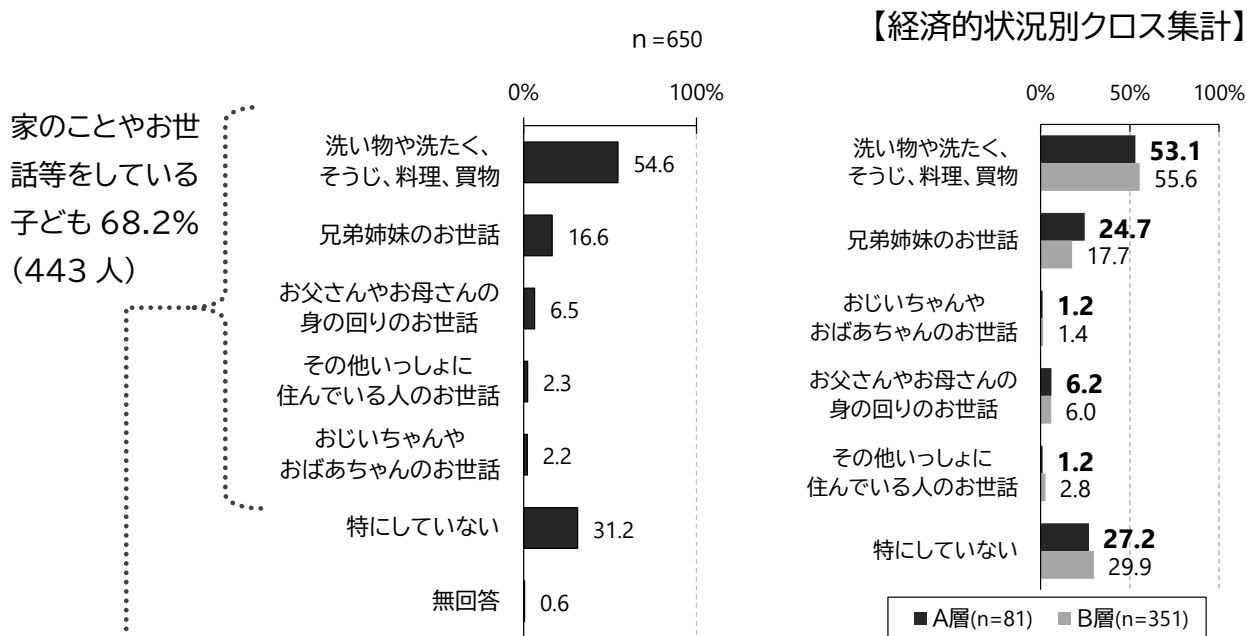
「ヤングケアラー」という言葉の認知状況について、「聞いたことがあり、内容も知っている」が66.6%と最も多く、次いで「聞いたことはない」が15.5%、「聞いたことはあるが、よく知らない」が14.6%となっています。



▼ふだん、家のことや家族のお世話をしているかについて（複数回答）〈子ども票〉

ふだん、家のことや家族のお世話をしているかについて、「洗い物や洗たく、そうじ、料理、買物」が54.6%と最も多く、次いで「特にしていない」が31.2%、「兄弟姉妹のお世話」が16.6%となっています。

経済的状況別にみても、大きな差はみられません。

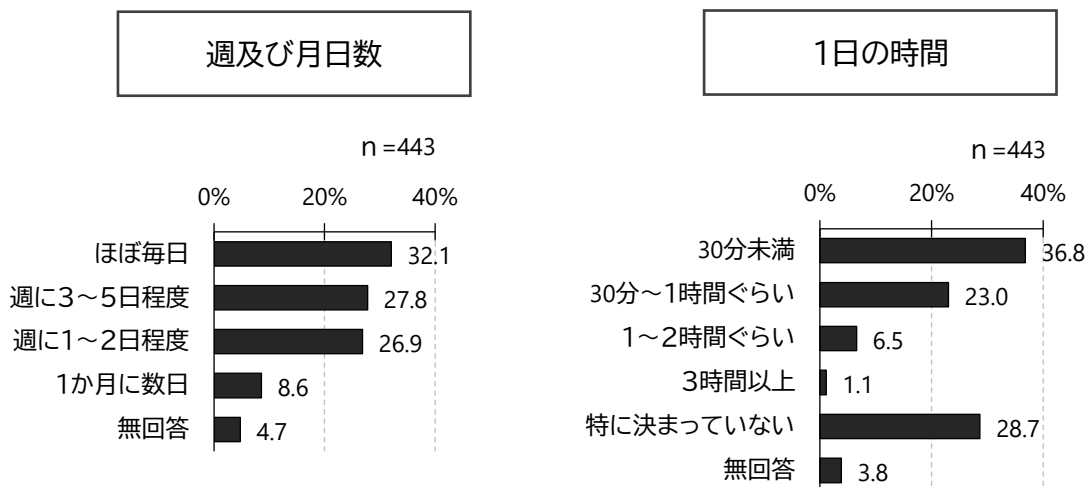


「特にしていない」以外を選択した方の頻度(週及び月日数、1日の時間)について

▼お世話等をしている頻度（週及び月日数、1日の時間）〈子ども票〉

週及び月の日数について、「ほぼ毎日」が32.1%と最も多く、次いで「週に3～5日程度」が27.8%、「週に1～2日程度」が26.9%となっています。

1日の時間について、「30分未満」が36.8%と最も多く、次いで「特に決まっていない」が28.7%、「30分～1時間ぐらい」が23.0%となっています。

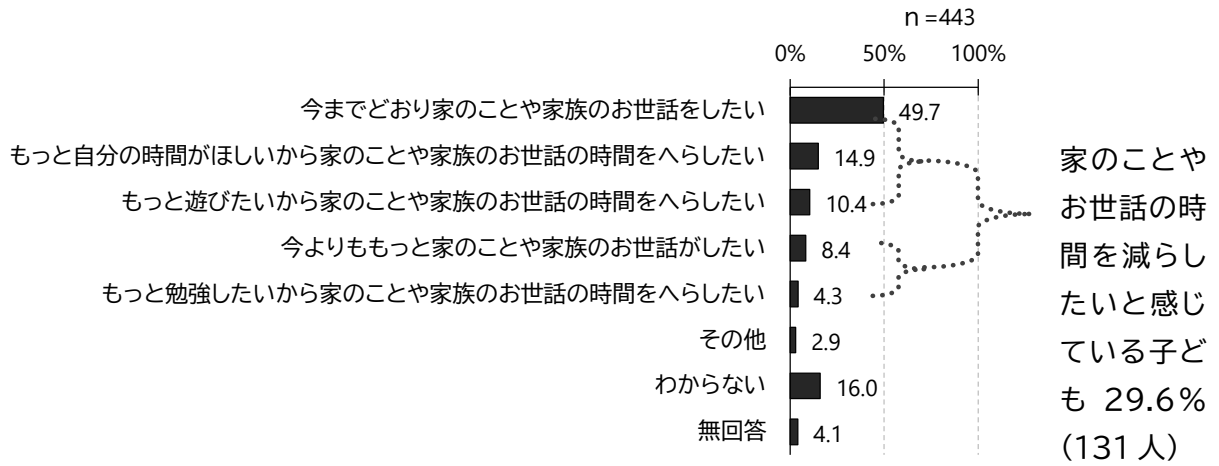




「特にしていない」以外を選択した子どもがお世話について感じていること

▼子どもが感じる家のことや家族のお世話について（複数回答）＜子ども票＞

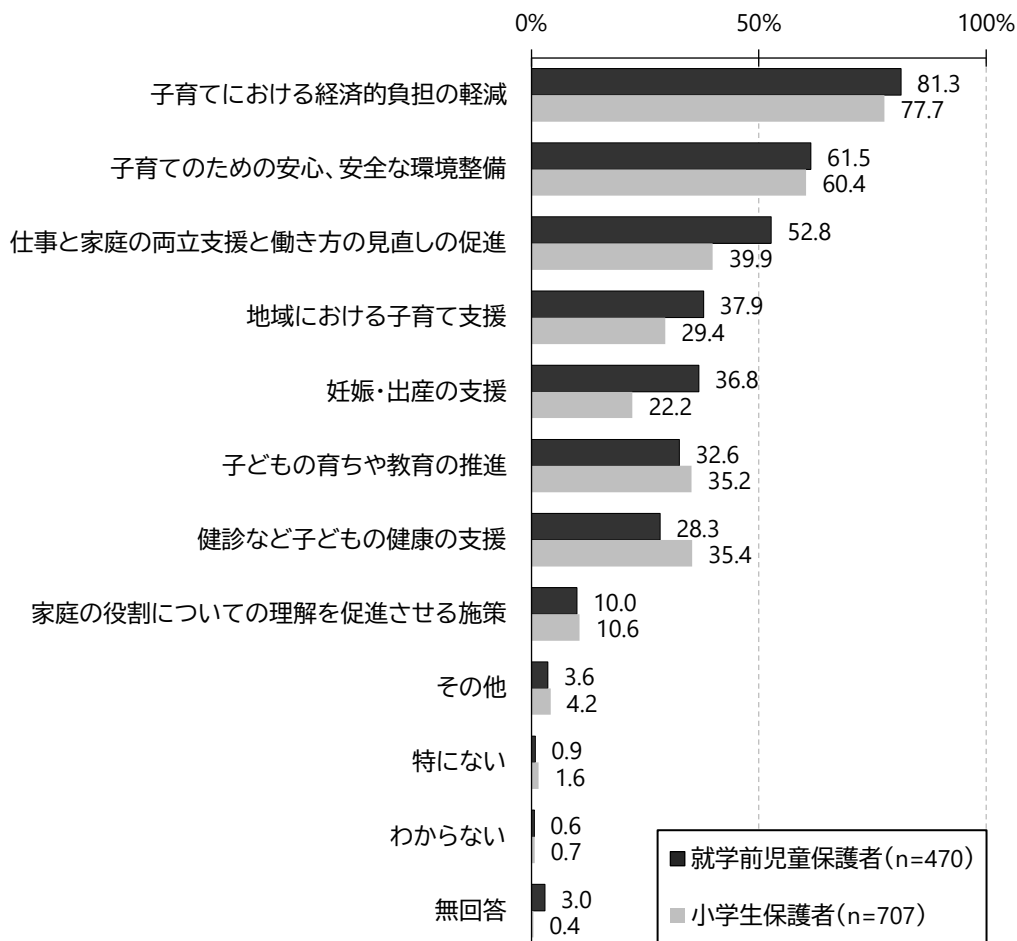
家のことや家族のお世話について感じることにについて、「今までどおり家のことや家族のお世話をしたい」が49.7%と最も多く、次いで「わからない」が16.0%、「もっと自分の時間がほしいから家のことや家族のお世話の時間をへらしたい」が14.9%となっています。



### (5) まちの子育て環境の状況について<ニーズ調査結果>

#### ▼望ましいと思う子育て支援について（複数回答）

那須町で望ましいと思う子育て支援について、就学前児童保護者と小学生保護者ともに「子育てにおける経済的負担の軽減」が7～8割以上で最も多く、次いで「子育てのための安心、安全な環境整備」が6割程度となっています。

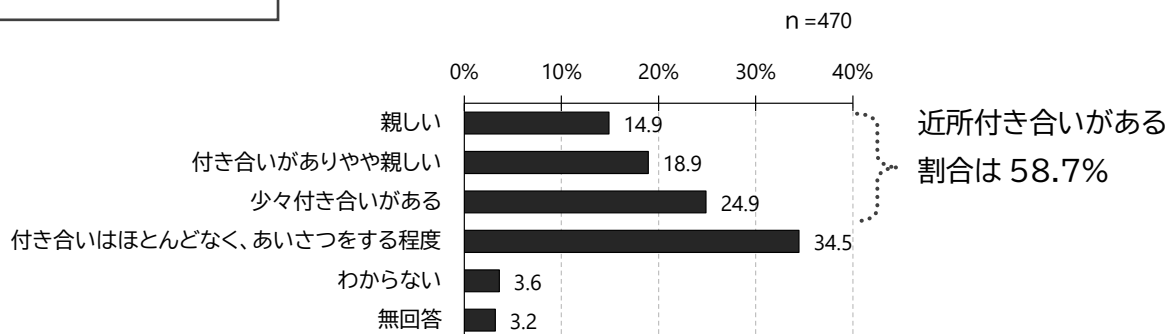


▼ご近所や地域の人々との付き合いの状況について

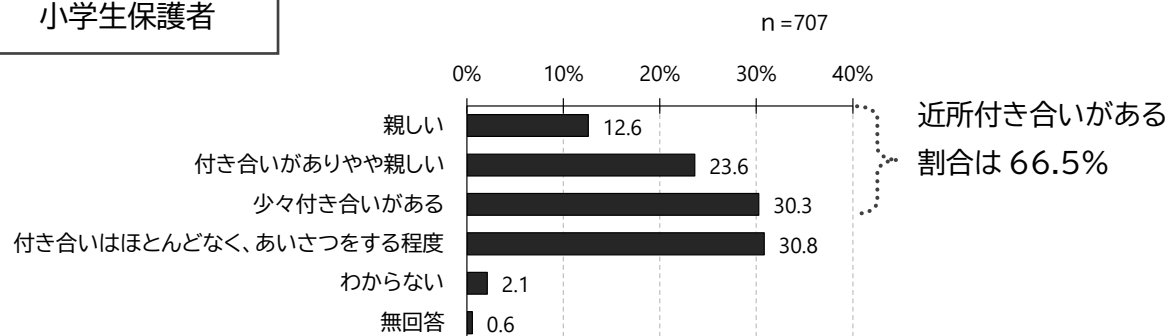
ご近所や地域の人々との付き合いの状況について、就学前児童保護者は「付き合いはほとんどなく、あいさつをする程度」が34.5%と最も多く、次いで「少々付き合いがある」が24.9%、「付き合いがありやや親しい」が18.9%となっています。

小学生保護者は「付き合いはほとんどなく、あいさつをする程度」が30.8%と最も多く、次いで「少々付き合いがある」が30.3%、「付き合いがありやや親しい」が23.6%となっています。

就学前児童保護者



小学生保護者

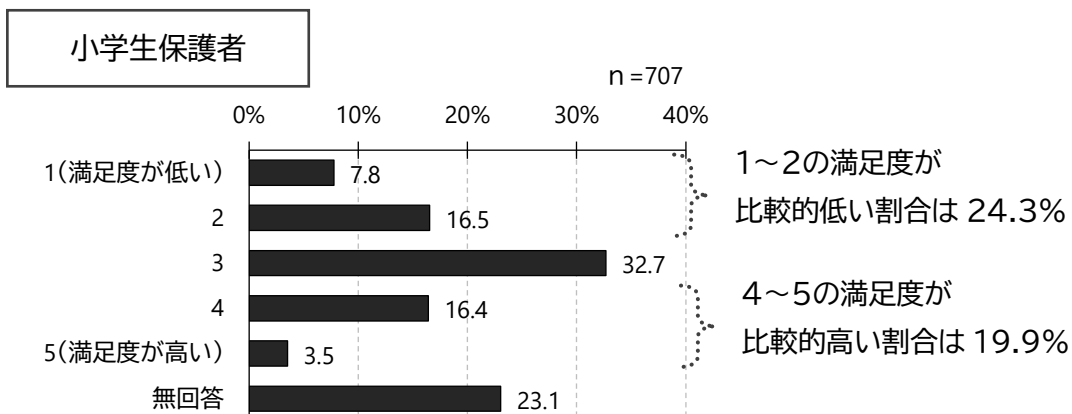
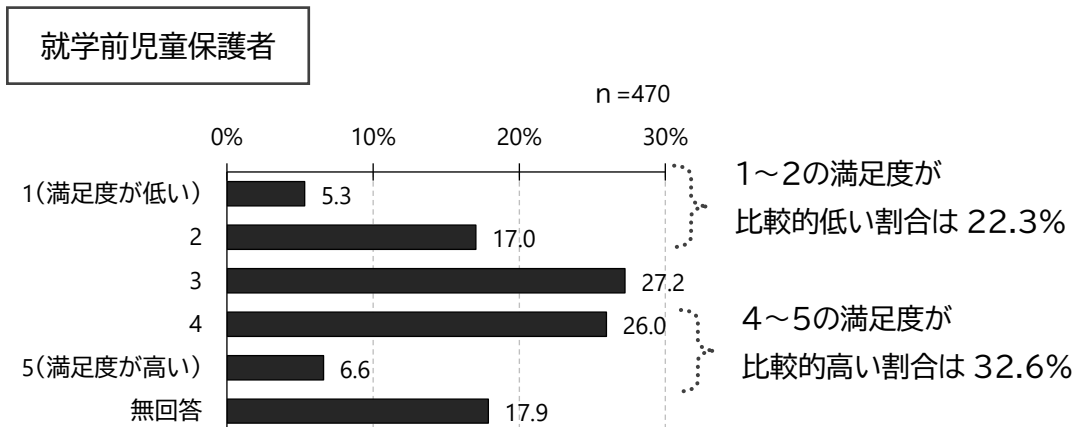


▼那須町の子育ての環境や支援への満足度について

<1（満足度が低い）～5（満足度が高い）の5段階評価>

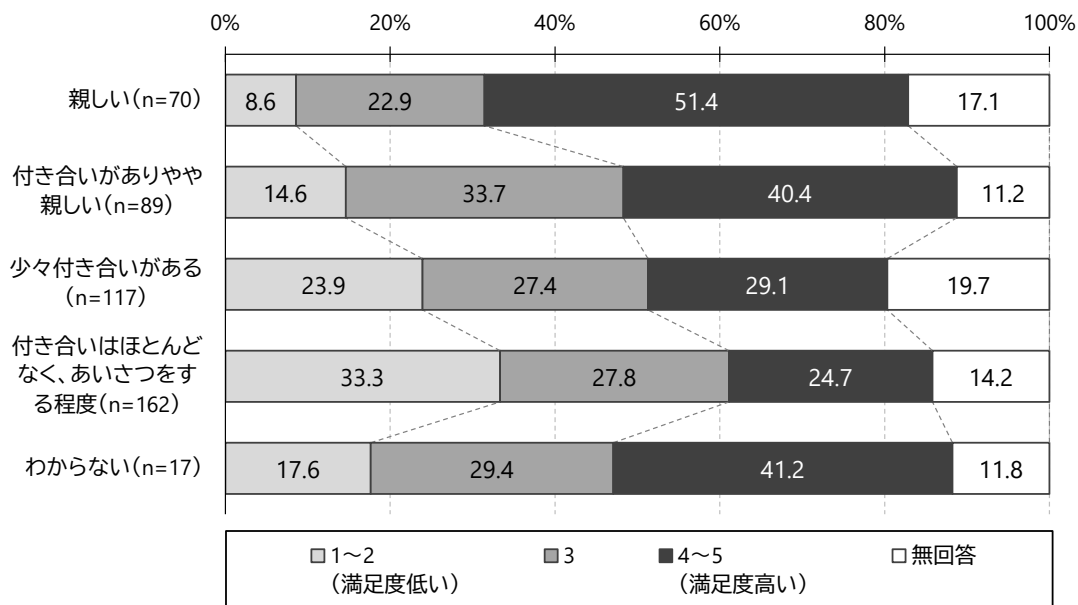
那須町の子育ての環境や支援への満足度について、「4」と「5」を合わせた『満足度高い』では、就学前児童保護者が32.6%、小学生保護者が19.9%となっています。一方で、「1」と「2」を合わせた『満足度低い』では、就学前児童保護者が22.3%、小学生保護者が24.3%となっています。

また、地域とのお付き合い別にみると、就学前児童保護者、小学生保護者ともに付き合いが「親しい」方ほど『満足度高い』の回答は多く、「付き合いがありやや親しい」以降、付き合いが疎遠になるほど少なくなっていく傾向がみられます。

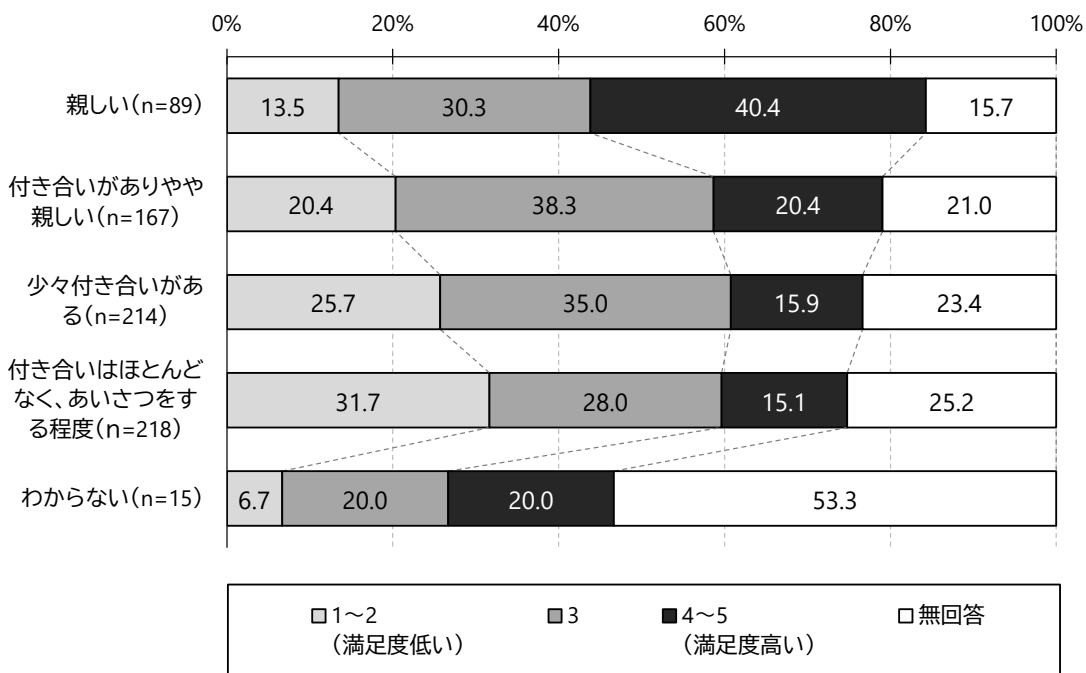


【地域とお付き合い別クロス集計】

就学前児童保護者



小学生保護者



## 第3節 施設等調査からみる町の状況

### 1 調査の概要

#### (1) 調査の目的

本調査は、こども基本法に基づく“子ども・若者の意見聴取”としてアンケートやヒアリング調査を実施しました。若者への直接的な意見聴取ではなく、日頃から若者を含め支援を必要とする方へ相談支援等を実施している施設等から、間接的に支援を必要としている方々の実態や要望を把握する機会としました。

#### (2) 調査の対象、方法及び調査の時期

##### ■施設等アンケート調査

対象の概要	調査方法
町内の小・中学校の教職員	WEB アンケート調査

##### ■施設等ヒアリング調査

対象の概要	調査方法
町内の幼稚園、保育所（園）、教育相談室、子育て支援センター、子ども食堂	ヒアリング調査

#### (3) 調査の時期

施設等アンケート調査：令和6（2024）年7月

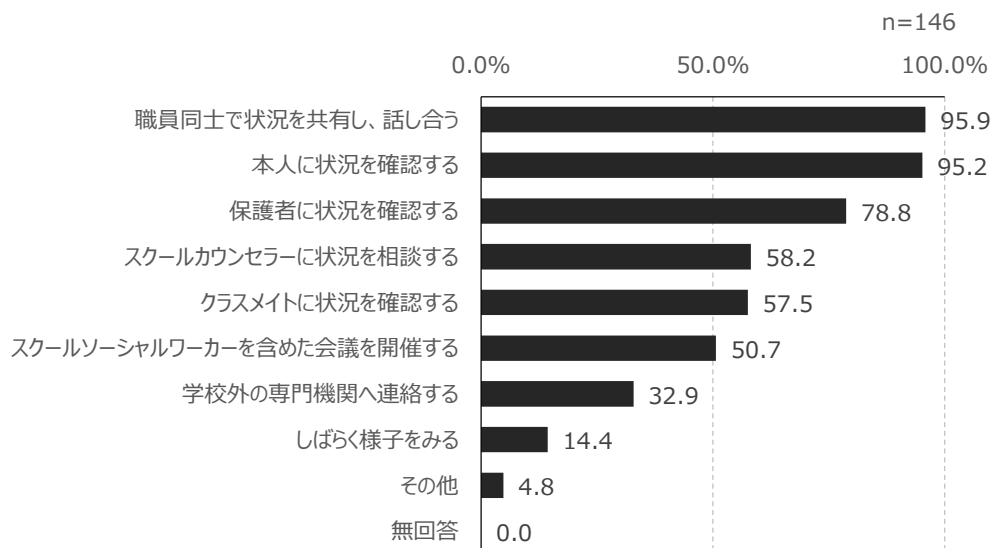
施設等ヒアリング調査：令和6（2024）年6月

## 2 調査の結果

### (1) 施設等調査結果(教員アンケート)

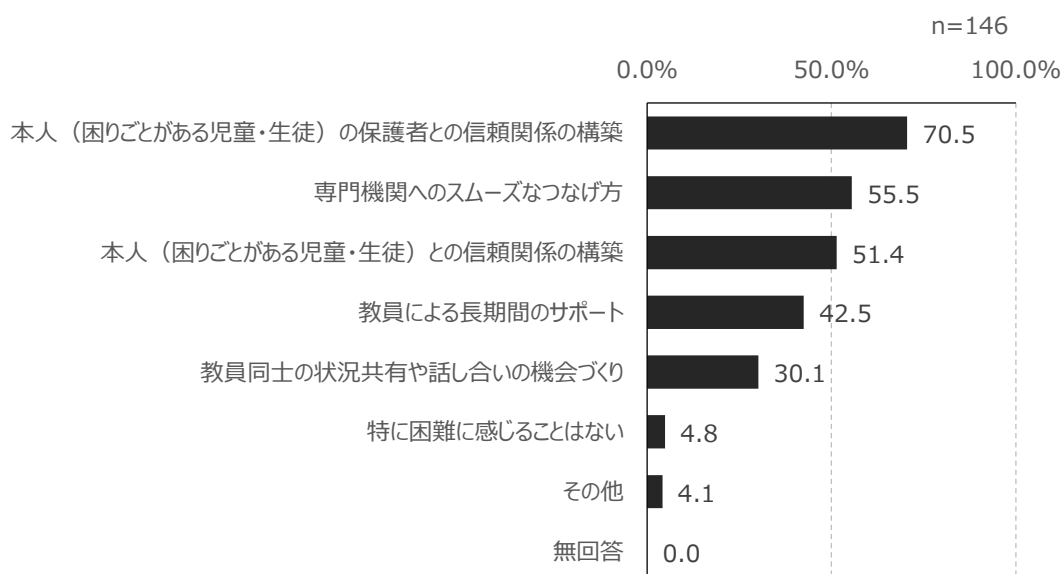
#### ▼ 困りごとがある児童・生徒への適切だと思う支援やサポートについて（複数回答）

困りごとがある児童・生徒への適切だと思う支援やサポートについて、「職員同士で状況を共有し、話し合う」が95.9%、「本人に状況を確認する」が95.2%で、ほとんどの職員がこの2つを回答しています。次いで「保護者に状況を確認する」が78.8%となっています。



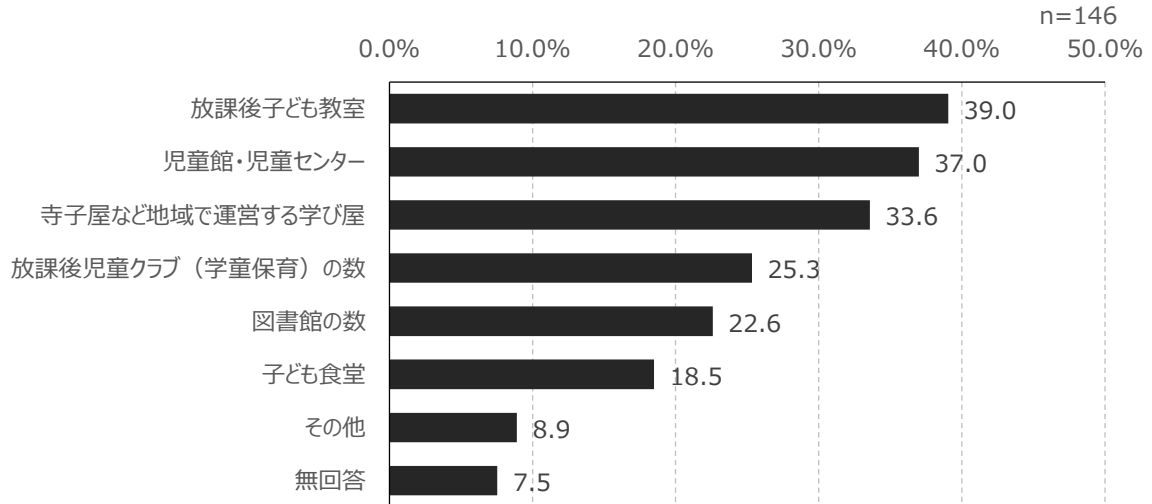
#### ▼ 困りごとがある児童・生徒への支援やサポートで困難だと感じること（複数回答）

困りごとがある児童・生徒への支援やサポートで困難だと感じることについて、「本人（困りごとがある児童・生徒）の保護者との信頼関係の構築」が70.5%で最も多く、次いで「専門機関へのスムーズなつなげ方」が55.5%、「本人（困りごとがある児童・生徒）との信頼関係の構築」が51.4%となっています。



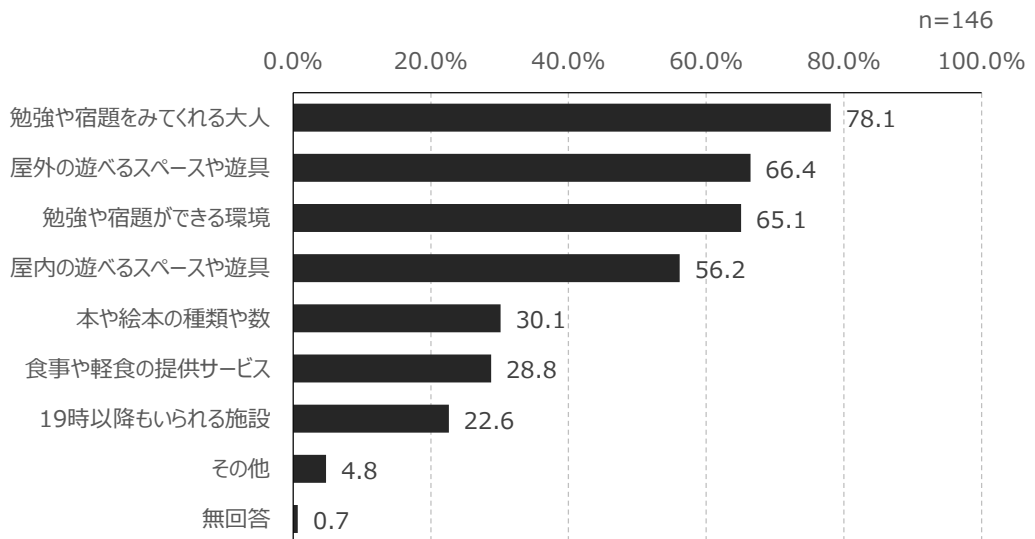
▼町内の“子どもの居場所”として不足していると思うもの（複数回答）

町内の“子どもの居場所”として不足していると思うものについて、「放課後子ども教室」が39.0%で最も多く、次いで「児童館・児童センター」が37.0%、「寺子屋など地域で運営する学び屋」が33.6%となっています。



▼子どもにとって“子どもの居場所”の機能の充実に重要なこと（複数回答）

子どもにとって“子どもの居場所”の機能の充実に重要なことについて、「勉強や宿題をみてる大人」が78.1%で最も多く、次いで「屋外の遊べるスペースや遊具」が66.4%、「勉強や宿題ができる環境」が65.1%となっています。



## (2)施設等調査結果(事業所等ヒアリング調査)

### ■保育所(園)

園の状況	
保護者や子どもの近年の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子どもが減ってきていて定員を割っている</li> <li>●コロナ禍に地方のテレワークで働いていた家族が複数世帯帰ったことも大きい</li> <li>●保護者からの要望は特になく、開園前や閉園時間後の利用希望もない</li> <li>●アレルギーの子どもが昔より増えている</li> </ul>
人材確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>●募集はかけているが人が集まらない</li> <li>●人手不足で休憩が取れない。体制の調整を町と連携して進めたい</li> </ul>
町の環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>●もっと広々と遊ばせたいが、別荘地で入れない土地が多い</li> <li>●子どもたちを遊ばせられる公園がない(公営の大きな公園)</li> </ul>
他機関連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>●小学校とは進学の面での連携は取れているが、日頃からの付き合いを通じて、先生同士の顔が見える付き合いができるとなおよ</li> </ul>
困りごとを抱える子どもとその保護者(家族)の状況	
子どもと保護者の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>●情緒不安定になってしまっている子どもが多い</li> <li>●目に見える虐待のある家は見受けられない</li> <li>●家庭で貧困状態にある感じの家はないと思われる</li> <li>●発語が不明瞭な子どもやコミュニケーション力が低い子どもが増えている</li> <li>●転んでも受け身が取れない、手の力がない、そしゃくやえん下が弱い、離乳食の成長過程の段階変化ができていないなどの子どもがみられる</li> <li>●発達や障がい、グレーゾーンの子どもの数が増えている印象はない</li> <li>●保護者に発達支援の理解や情報が不足しているように感じる</li> <li>●親が子どもの成長を心配して相談するケースも多い</li> <li>●要対協(要支援児童対策地域協議会)の子どもも在園しているが、子育て支援センターと連携して対応できている</li> <li>●一時保護はあったが、公立だからこその行政とのつながりがあり、児童相談所の対応もスムーズだった</li> </ul>

### ■幼稚園、認定こども園

園の状況	
保護者や子どもの近年の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>●少子化による園児の減少が顕著にみられる</li> <li>●幼児教育と保育の違いがわからない保護者が増えており、園への要望も変わってきている</li> <li>●体をうまく使えない子どもが年々増えている</li> </ul>
人材確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>●後進を育てる人員が不足している</li> <li>●募集をしても職員の応募はない</li> <li>●質的な人材不足を感じており、人材育成など本当に力を入れるべきところに力を入れられていない</li> </ul>
他機関連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>●幼保小連携で相互に見学はできていて、連携は取れている</li> </ul>

困りごとを抱える子どもとその保護者（家族）の状況	
子どもと保護者の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 貧困家庭の子どもはいない</li> <li>● 子どもの発達状態で気になる場合は、保健センターに伝えるようにしている</li> </ul>

### ■教育相談室

相談室の状況	
通室生徒の近年の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 通室している生徒数はコロナ禍に減少したが、現在は増加している</li> <li>● 通室していた生徒が高校進学後や卒業後も利用するケースがあるが、前提として通室生がメインなので、高校卒業後の若者への支援を優先することはしない</li> <li>● メタバースを毎週水曜日に実施していて、1回に4人程度参加している。まだ試運転段階だが、出席扱いになるよう学校と調整中（全国的にはほとんどの学校で承認されている）</li> </ul>
困りごとを抱える子どもとその保護者（家族）の状況	
子どもと保護者の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保護者は、子どもの昼夜逆転問題や不登校の対応に困っている様子がある</li> <li>● 教育相談室を訪れる子どもの母親の困り感は深刻であるため、より適切な専門機関につなげていければと思う</li> </ul>

### ■子育て支援センター

困りごとを抱える子どもとその保護者（家族）の状況	
子どもと保護者の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 母子家庭、父子家庭が増えてきている。各園でも掘り起こしが行われており、実態把握と支援につなげられている</li> <li>● ひとり親家庭はパート・アルバイト等の場合、時給が安い</li> <li>● 短時間労働が増えている。残業ができずに基本給が低く、労働時間が短縮されると生活の質は低下してしまう</li> <li>● 女性が正社員になることが難しい。企業が近くに多くはなく、選択肢も少ない</li> <li>● 妊婦健診の際に話を聞く相談支援の場を設けているが、生活が困窮している様子はあまりみられない。すぐに困窮するわけではなく、子どもが大きくなってから状況が変わるのかもしれない</li> </ul>

### ■子ども食堂

施設の状況	
保護者や子どもの近年の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 放課後の居場所として学童もあるが、なじまない子どももおり、ここを利用しているケースもある</li> <li>● 子ども食堂は様々な学校、学年の子どもたちと交流ができている</li> </ul>
人材確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 子どもたちを送迎する人、活動をまとめていくスタッフがなかなかいない</li> <li>● 若いスタッフ、後見人の確保・育成もこの先考えていかなければならない</li> </ul>
他機関連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保育所（園）から小学校へ、小学校から中学校へ進学する際に、双方がつながれる機会があればいいと思う</li> </ul>
困りごとを抱える子どもとその保護者（家族）の状況	
子どもと保護者の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 困りごとを抱えている親の相談を聞くことはある。まずは信頼関係の構築を進めるようにしている</li> </ul>

## 第4節 子どもの意見聴取

### 1 調査の概要

#### (1) 調査の目的

本調査は、こども基本法に基づく“子ども・若者の意見聴取”として、主に小学生から中学生の子どもたちに対して、子どもたちが求める「子どもの居場所」についてニーズを把握する機会としました。

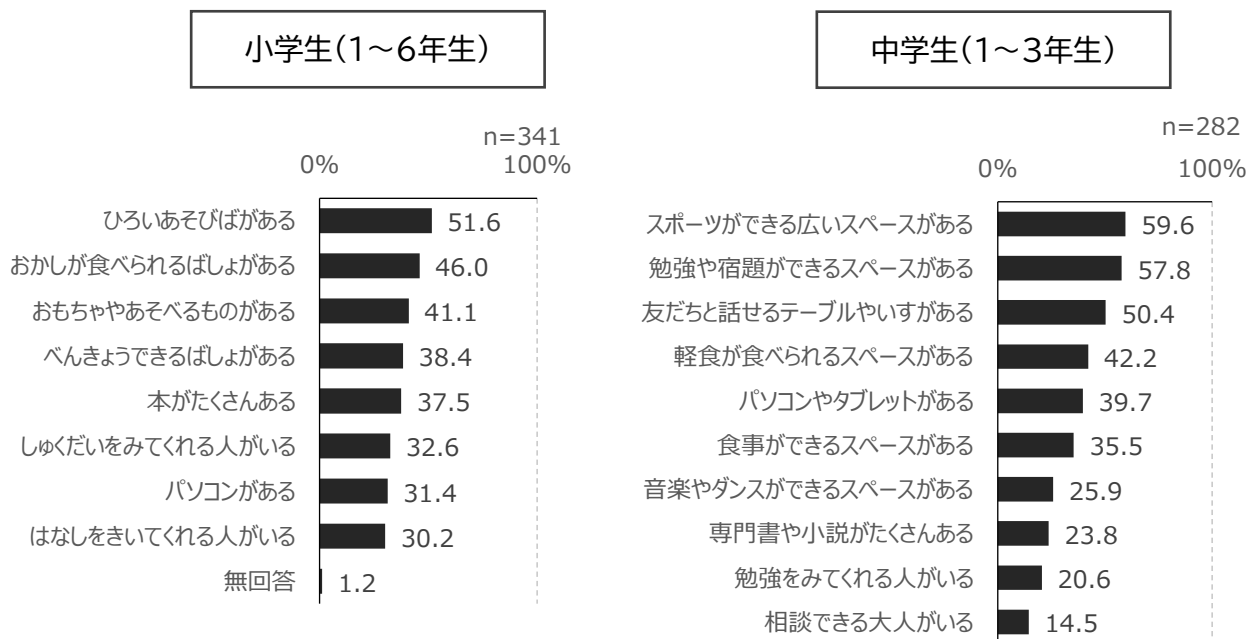
#### (2) 調査の対象

調査票名	調査対象の概要	調査方法（調査時期）
小学生票	町内の学童に通う 小学1～6年生の児童	学童でのアンケート調査 (令和6(2024)年8月)
中学生票	町内の中学校に通う 中学1～3年生の生徒	学校経由によるWEBアンケート調査 (令和6(2024)年8月)

### 2 調査の結果

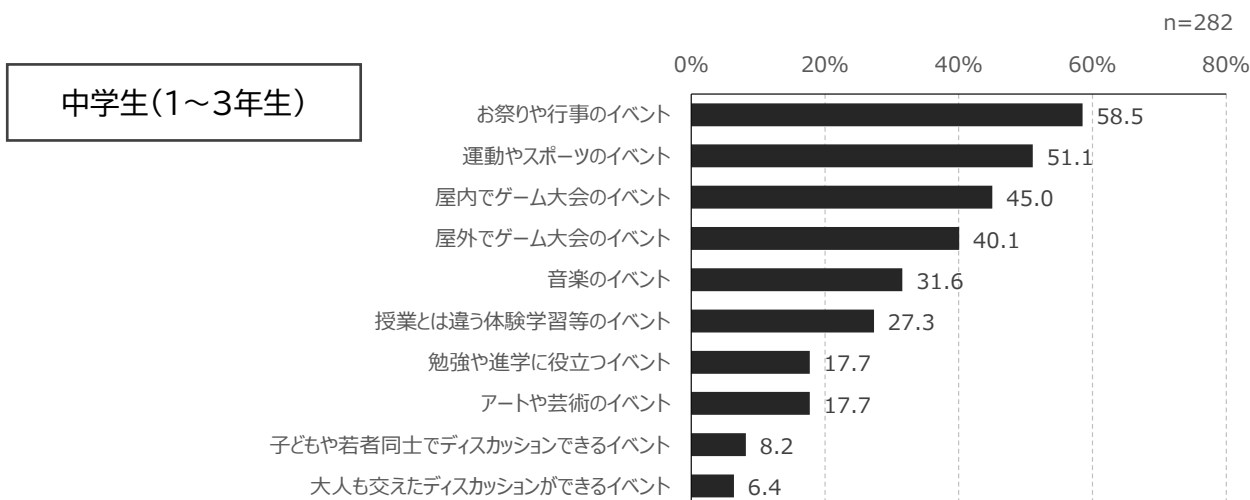
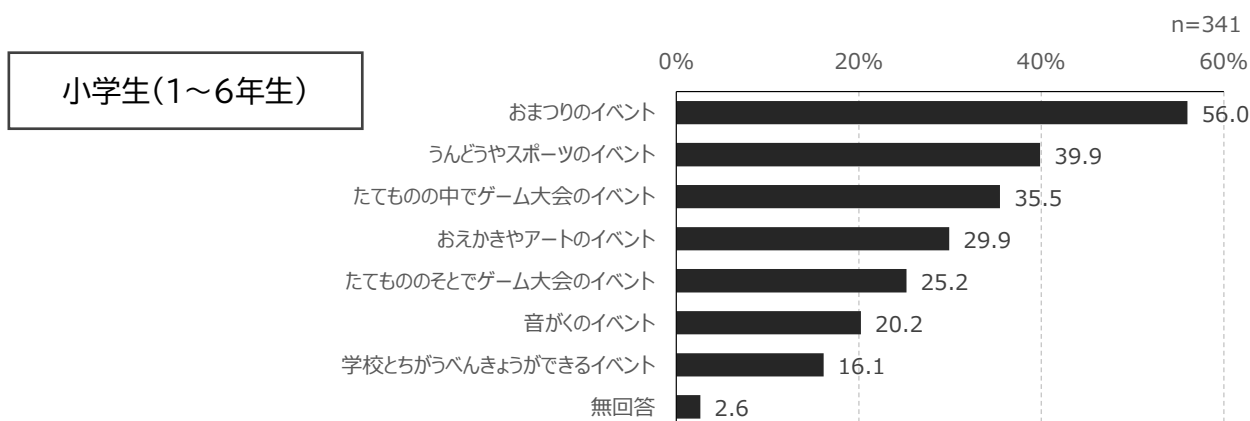
#### ▼放課後や休日にいたいと思う場所について（複数回答）

放課後や休日にいたいと思う場所について、小学生（1～6年生）は「ひろいあそびばがある」が51.6%で最も多く、次いで「おかしが食べられるばしょがある」が46.0%、「おもちゃやあそべるものがある」が41.1%となっています。中学生（1～3年生）は「スポーツができる広いスペースがある」が59.6%で最も多く、次いで「勉強や宿題ができるスペースがある」が57.8%、「友だちと話せるテーブルやいすがある」が50.4%となっています。



▼放課後や休日にいたいと思う場所で、あれば来たいと思うイベントについて  
(複数回答)

放課後や休日にいたいと思う場所で、あれば来たいと思うイベントについて、小学生(1~6年生)は「おまつりのイベント」が56.0%で最も多く、次いで「うんどうやスポーツのイベント」が39.9%、「たてももの中でゲーム大会のイベント」が35.5%となっています。中学生(1~3年生)は「お祭りや行事のイベント」が58.5%で最も多く、次いで「運動やスポーツのイベント」が51.1%、「屋内でゲーム大会のイベント」が45.0%となっています。



第5節

第2期子ども・子育て支援事業計画等の点検・評価まとめ

1 第2期子ども・子育て支援事業計画の点検・評価

(1) 1～3号認定の量の見込みと確保の方策

1～3号認定のいずれも、量の見込みが確保の方策を上回る年度はありませんでした。

また、「量の見込み」では、計画値に対して実績値が大きく下回っている結果が複数ありました。

特に、1号認定（3歳～5歳児）及び2号認定（0歳～2歳児）の0歳児は、乖離が大きくなっている状況です。

さらに、令和6（2024）年度における、3号認定の0歳児の「確保の方策」に対する「量の見込み」は、計画の段階では量の見込みが確保の方策を上回っていましたが、実績値では上回ることはありませんでした。

今後も適切な量の見込みを想定し、不足のない確保の方策を検討します。特に、1号認定及び3号認定の0歳児は、傾向を踏まえた十分な量の確保に努めます。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の点検・評価

ほとんどの事業で、「量の見込み」の計画値に対する実績値には乖離があるものの、「確保の方策」で十分に対応できています。また、「子育て短期支援事業（ショートステイ）」、「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）」、「病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）」は、毎年度の利用者の増減が大きく、予測が立てづらくなっており、年度によって実績値が計画値を上回っています。しかし、前述と同様に「確保の方策で」十分な提供量を想定しているため、利用ができない人はいないと考えられます。

一方、「放課後児童健全育成事業」は、「量の見込み」が「確保の方策」を上回る年度はありませんが、「量の見込み」の計画値より実績値が大きく上回っており、今後の利用動向について注視し、十分な提供量の確保を計画する必要があります。

(3) 次世代育成支援行動計画事業の点検・評価

各種健診や制度・補助につなげ、相談をはじめ支援へつなげる機会に注力するなど、きめ細かな支援ができる体制の充実が図られています。

一方で、コロナ禍の影響もあり、交流会や教室の利用が減ったほか、支援員やボランティア、保育士などの人材確保が難しい状況です。

■基本目標別の点検・評価結果（概要）

基本目標	点検・評価結果
1 地域における子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保育園運営適正化・整備計画に沿った保育所(園)の統廃合が進められたほか、黒田原第1保育園と伊王野保育園で0歳児保育を実施しています。</li> <li>● コロナ禍で一時活動ができなかった青少年健全育成のための各種イベントの再開や託児支援の再開ができています。</li> <li>● 保育士不足やボランティアの高齢化、アナザースクールの講師不足、家庭教育オピニオンリーダーの不足など、人材不足が課題となっている事業がみられます。</li> </ul>

<p><b>2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の保持及び増進</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 健診の受診率が9割と高い割合を維持しているほか、新生児聴覚検査100%実施、歯科保健教室の取組もあり、近年1歳6か月児健診や3歳児検診でのう蝕の罹患率が低下するなど、保健対策が進められています。</li> <li>● こども医療費や妊産婦医療費、不妊治療費、産後ケア事業費などの自己負担のさらなる助成や償還払いなどで、早期発見と治療が促進されています。</li> <li>● コロナ禍の影響により育児交流や管理栄養士の集団指導が実施できなかったことから、今後は安全な再開と内容の充実が求められます。</li> </ul>
<p><b>3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 学校の先生を対象にした各種講座や研修の実施により指導内容が向上しているほか、児童・生徒のキャリア教育をはじめとした様々な体験の充実にも取り組むことができています。</li> <li>● 幼保小連携協議会を幼保小中連携協議会へ拡充し、他機関との連携強化が図られています。</li> <li>● 学校施設の老朽化対策や不登校児童・生徒の増加傾向に伴う対応の検討などが今後の取組として課題となっています。</li> </ul>
<p><b>4 子育てを支援する生活環境の整備</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 那須町通学路交通安全プログラム等に基づいた通学路等の整備が、関係機関との連携により進められているほか、道路反射鏡の設置や防犯灯設置など、順調に取り組まれています。</li> <li>● 町営住宅の老朽化や新たな宅地造成の検討など、子育て世帯への今後の住まい対策の進め方が課題となっています。</li> </ul>
<p><b>5 職業生活と家庭生活との両立の推進等</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業者と労働者への意識啓発としてポスターの掲示や広報誌、町ホームページ等で周知を行っていますが、今後、さらに広く周知していくことが課題となっています。</li> </ul>
<p><b>6 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 若い世代が希望するタイミングで結婚・妊娠・出産・育児ができるよう、機会創出の促進と環境整備を推進します。</li> </ul>
<p><b>7 子どもの安全の確保</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 子どもたちに向けた交通安全出前講座の開催や小中学生による交通安全啓発ポスターの作成、常時護身用防犯ホイッスル等の配布を通して、子どもたちの交通安全、防犯対策が推進されています。</li> <li>● 被害にあった子どもの保護として、学校、作業療法士、スクール・ソーシャル・ワーカーなどが連携した相談支援体制の充実を図っています。</li> <li>● より広域に充実した交通安全・防犯対策に向けた周知・啓発の検討が求められています。</li> </ul>
<p><b>8 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 要保護児童対策地域協議会の各種会議の開催や児童虐待防止普及啓発活動の実施など、住民への理解促進や周知に取り組んでいます。</li> <li>● ひとり親への相談機会の充実や障がいのある子どもと保護者への専門職員による相談支援の実施、放課後児童クラブでの障がい児の受け入れ体制の整備など、きめ細かな取組が進められています。</li> </ul>

## 2 那須町子どもの貧困対策推進計画の点検・評価

### (1) 計画事業の点検・評価

生活困窮家庭やひとり親家庭など、経済的に困窮している家庭とその子どもに対して、各種制度や支援の情報提供及び周知の徹底に努め、支援が確実に届くよう、体制づくりを推進しています。

また、母子健康手帳交付時や、保育所（園）への入所（園）及び学校への就学の際など、様々な場面で保護者や子どもの状況を把握する機会を設け、支援が必要そうな場合は適切な支援へつなげられるよう、寄り添った相談支援を心がけるとともに、他機関との連携体制の整備も推進しています。

#### ■基本目標別の点検・評価結果（概要）

基本目標	点検・評価結果
1 早期発見のための取り組み強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>●母子健康手帳交付時に全ての妊婦の方との面談や相談支援の実施を行っているほか、生後4か月までの乳児がいる家庭をすべて訪問し、子育て支援に関する相談・助言を行うなど、困りごとや不安を抱えているかもしれない妊産婦が早期に支援へつながるよう、体制と取組の充実を図っています。</li> <li>●ひよっこ教室やちびっこ教室、ママと赤ちゃんのリフレッシュ教室、ペアレント・プログラムなどの子どもと保護者に向けた各種教室を開催していますが、利用者が減っていることが課題です。</li> </ul>
2 教育支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学校において、スクール・ソーシャル・ワーカーの配置やスクール・カウンセラーの活用などを通して、児童・生徒と保護者の相談支援の充実や適切な支援へつなげる体制の強化を図っています。</li> <li>●第三子以降保育料免除事業の拡充や要保護・準要保護就学援助事業、奨学資金貸付事業などの各種制度の活用を促進し、経済的に困窮している家庭とその子どもの支援につなげています。</li> </ul>
3 生活支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●令和6(2024)年度より子どもの居場所づくり補助金を交付しており、今後は、長期休暇期間の子どもの居場所について検討を進めるなど、子どもの居場所づくりに向けた取組を推進しています。</li> <li>●ニートやひきこもりへの支援として、「こころの相談室」を開催し、相談の場を設けています。</li> <li>●訪問支援員の調整やファミリー・サポート・センターの提供会員の確保が難しいなど、人材確保の充実が課題となっています。</li> </ul>
4 保護者に対する就労支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活困窮者自立支援員との連携による生活困窮者の就労支援に向けた相談対応や、各関係機関との連携や情報提供を通じたひとり親家庭の就労支援を推進しています。</li> </ul>
5 経済的支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活福祉資金貸付事業や社会福祉金庫貸付事業、ミニフードバンク事業などを利用する方に向けに家計の相談を行うなど、積極的に支援へつなげるよう努めています。</li> </ul>
6 支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子育てに関するガイドブックを作成し、ホームページに掲載するなど、各種制度や支援内容の周知に努めました。</li> </ul>

## 第6節 現状と傾向、課題のまとめ

### 現状と傾向、課題 1 地域性を踏まえた教育・保育の環境づくり

- 本町の出生数（出生率）はおおむね減少傾向で推移しており、総じて子ども全体の数も減少しています。この背景には、若い世代の未婚率の高さが要因の1つにあると考えられます。その結果、保育所（園）、幼稚園、認定こども園の入所（園）児童数も年々減っています。
- 一方、働く女性は増加傾向にあり、特に結婚や出産、育児期の年齢層にあたる20歳代後半～40歳代の働く女性の割合は増加しており、令和2（2020）年時点では、全国、栃木県の水準より高くなっています。
- アンケート調査結果（ニーズ調査）をみると、保育所（園）や幼稚園、認定こども園等を定期的に利用している就学前児童は9割近くとなっており、5年前の前回調査から増加しています。さらに、4歳以上はほぼ全員が保育所（園）や認定こども園などを利用している状況です。
- 本町は地域性として観光業や飲食業、宿泊業を営む、あるいはそこで働く市民が多く、土日・祝日や長期休暇の期間も就労している家庭は多い状況にあります。現在、子どもは減少傾向で推移しており、教育・保育を必要とする就学前児童の全体数も減っていますが、本町の地域性を踏まえた教育・保育や子育てサポートを提供する体制づくりを検討し、子育てと仕事の両立が無理なくできる環境の整備を可能な限り推進していく必要があります。

### 現状と傾向、課題 2 就学児童・生徒の居場所づくりへの対応

- 町の年少人口（0～14歳）は減少傾向のまま推移することが予測されており、それに合わせて小学校児童数、中学校生徒数も減少していくことが示唆されます。
- 一方、放課後児童クラブの利用者数は増加傾向にあり、令和6（2024）年度時点で半数近くの児童が利用している状況です。また、これまで低学年（1～3年生）が主な利用者でしたが、近年は高学年（4～6年生）も利用者の割合が大きく増えています。この背景には、共働き家庭の増加や核家族化の進行が要因の1つとして考えられます。
- アンケート調査結果（ニーズ調査）をみると、放課後児童クラブを利用している保護者が、今後の充実を求める内容は、『学習支援』や『放課後子ども教室との連携によるスポーツや文化芸術活動』などが上位にあがっており、その背景には、家庭での教育や様々な体験を提供する機会づくりが難しい状況にあることがうかがえます。  
また、施設等調査結果（教員アンケート）では、子どもにとって“子どもの居場所”の機能の充実に重要なこととして、『勉強や宿題をみてくれる大人』や『勉強や宿題ができる環境』、さらに、『屋外で遊べるスペースや遊具』が整っていることに多くの声がありました。
- “子どもの居場所づくり”としての放課後児童クラブの役割や機能については、今後、改めて検討していくことが求められている状況であり、そのほかの放課後子ども教室や関連する施設、地域活動等についても検討していく必要があります。

### 現状と傾向、課題 **3** 子どもたちとその保護者や家族の悩み・不安への対応

- アンケート調査結果（ニーズ調査）から、働いている母親は8～9割、そのうちフルタイムで働く母親は半数程度となっています。育児休業の取得状況は、まだ十分ではないものの、母親、父親ともに育児休業を取得している割合は増加傾向にあります。
- 教育を含む子育てを父母ともに行っている家庭は増加傾向にあり、夫婦の子育てに対する役割分担や考え方が変化していることがうかがえます。
- 気軽に相談できる先は、身内の人や友人・知人に集中しており、それ以外は、保育士や小学校教諭を除くと全てが1割未満であることから、相談先が限定されている可能性があります。
- 子育てで日頃悩んでいることや不安に感じる人は8割以上で、その主な内容は『子どもの養育やしつけ』、『子育てや教育にかかる出資』のこととなっています。また、子育て以外の自身のことで日頃悩んでいることや不安に感じる人は7割程度で、その主な内容は『子どもを叱りすぎているような気がする』ことや、『仕事や自分のやりたいことができない』、『家計が厳しい』こととなっています。
- 保護者の悩みや不安の要因の1つとしては、仕事や家事、育児等が忙しすぎて、家で余裕を持って子どもと接することができない状況があると考えられます。共働き家庭が増え、父母が一緒になって子育てをするようになった一方で、日頃の情報共有や相談先が限定的になっていることから、病気や緊急を要する事態の際には、必要な支援や専門機関にスムーズにつながりにくくなっている可能性も考えられます。必要な支援や専門機関へのより身近で相談しやすいアクセス方法と情報発信の工夫が求められます。

### 現状と傾向、課題 **4** 生活困窮家庭とその子どもへの対応

- アンケート調査結果（生活実態調査）では、本町の低所得層（調査結果ではA層が該当）は全体の15%以上で、そのうちの4割近くが死別や未婚・非婚、離婚（別居中を含む）による、いわゆる“ひとり親”家庭となっています。
- 子どもの希望進学先については、A層の保護者が高等学校以上の進学先として大学を希望する割合は4割程度にとどまり、さらに、A層の子ども自身の大学進学希望は2割程度と低くなっています。また、A層の子どもの学習状況では、8割近くが学校の授業の内容を理解している一方で、自分が思うクラス内の成績順位は、B層（低所得層以外）の家庭の子どもと比べて下の方と回答する割合が高くなっています。
- 施設等調査結果（ヒアリング調査）をみると、保育所（園）や幼稚園、認定こども園などへ通う就学前児童には、特に生活が困窮している家庭はみられず、就学後以降に経済的にひっ迫する家庭が増えていくことが考えられます。また、町内に企業は少なく、女性が正社員になることが難しい中で、ひとり親家庭はパート・アルバイト等で収入が低い状況もうかがえます。
- 子どもの生活環境が経済的に困窮しているとしても、学習意欲がまわりの子どもたちと比べて低くならないような学習環境の充実が求められます。また、ひとり親家庭のほか経済的な困窮状況になる可能性がある家庭に対しては、困難を家庭内で抱え込まないよう、行政をはじめとする様々な専門機関が相談しやすい身近な支援体制づくりを推進し、各種制度の活用につなげる工夫をしていくことも大切です。

## 現状と傾向、課題 **5** 発達や虐待、不登校、ヤングケアラーなどへの対応

- アンケート調査結果（生活実態調査～ヤングケアラー関連～）で、子ども自身が、ふだんから家のことや家族のお世話をしていると回答した割合は全体の68.2%（650人中443人）で、そのうち、そのお世話の時間を減らしたいと感じている子どもは29.6%（443人中131人）となっています。
- 一方、保護者の回答では、日ごろから身の回りのお世話を必要とする人を子どももお世話していると回答した割合は36.6%（41人/112人）で、そのうち、自分の子どもが「ヤングケアラー」にあてはまると思う人は14.6%（6人）となっています。ヤングケアラーかどうかは、子どもたち自身を含め家族全員が無自覚で行っている場合も多く、引き続き学校や公共施設などでの広報・啓発活動を通して、「ヤングケアラー」とその内容について周知を行っていく必要があります。
- 施設等調査結果（事業所等ヒアリング調査）をみると、就学前児童で虐待を受けていると思われるケースはほとんどありません。また、発達や障がい、グレーゾーンの子どもの割合が増えている印象はありませんが、発語や運動機能が低下している子どもが増えている（転んでも受け身が取れないなど）傾向があります。さらに、不登校児童・生徒が通う教育相談室の利用者は増加傾向にある状況です。
- 施設等調査結果（教員アンケート）をみると、学校では困りごとを抱えている子どもへの適切だと思う支援やサポートとして、ほとんどの教員が『職員同士で情報共有し、話し合う』こと、『本人に状況を確認する』ことなどの連携や確認を徹底しています。その上で、支援が必要な状況にある子ども本人とその保護者（家庭）との信頼関係の構築や専門機関へのスムーズなつなげ方については、困難だと感じています。
- 子どもたちが安全・安心に過ごせる家庭環境と学校環境を整備していくために、子どもたち自身の心身のケアや健全な育成と並行して、保護者やその家族の問題の改善・解決に向けた取組を専門機関と連携して丁寧に進めていくことが求められます。

# 第3章 計画の基本的な方向性

## 第1節 計画の基本理念

計画の基本理念は、5年間の計画期間の中で那須町の子ども、若者、子育て世代が安全・安心に暮らすことのできるまちづくり、子育て環境の充実、若者の社会参画等を包含した将来に向けて目指すべきビジョンです。

行政を担う町をはじめ、地域、町民の全てが基本理念のビジョンを共有し、子育て環境や若者の社会参画環境づくりをともに推進していくための共通理念となります。

### <基本理念>

子ども、若者、育てる人、支えあう人が輝く未来へ  
ともにつくろう ふるさと那須

本町がこれまで推進してきた、子ども・子育て施策を束ねる計画である「那須町子ども・子育て支援事業計画」から、本計画は、子どもと若者支援を総合的に推進する「那須町こども計画」となり、新たな子ども・子育てを含むより大きな計画となりましたが、その中心にある“全ての子ども”が幸せに、笑顔であるという考え方は変わらず大切にしていきます。

本計画では、子どもと若者への支援以外にも、全ての子どもを育てる人、支えあう人が安全に安心して暮らし、明るい希望を持って生きていける輝く未来づくりの取組を推進するものです。

ここでいう「育てる人」とは、親や保護者がいない子どもでも、子どもは必ず誰かと“関わって”、誰かに“育てられて”いくという、広義の視点で表現しています。また、「支えあう人」とは、子どもの成長過程での人との関わりが、一方向のつながりだけでなく、時には相互に与えあい、助けあう双方向の関係性を築いていくという視点で表現しています。

そして、那須町で生まれ育った子どもたち一人ひとりの心に、那須町が大切なふるさととして残り続けるよう、地域や行政、学校、関係機関・団体等と一緒に、力を合わせてつくりあげていくまちづくりへの想いも込めて、本計画の基本理念を『子ども、若者、育てる人、支えあう人が輝く未来へ ともにつくろう ふるさと那須』とします。

### (1) 子どもが求める“子どもの居場所づくり”の充実を目指して

“子どもの居場所”について考えたとき、就学前の子どもにとってそれは、過ごす時間が長い家(または施設)や幼稚園、保育所(園)、認定こども園が主な居場所であり、就学後の子どもにとっては、家(または施設)や学校、加えて小学校低学年の子どもは、放課後児童クラブが主な居場所になります。

そして、小学校の高学年になり行動範囲も広がるにつれ、子どもだけで過ごす時間や場所も多くなり、公園や図書館、屋内外の遊び場、習い事の施設、友達の家など、大切な居場所が増えていきます。

かつては、自然が今よりももっと身近に感じられ、山や川などの地形や動植物も子どもの遊び場や遊具として親しまれてきました。しかし、時代が進むにつれてまちが発展し、道路ができ、車が多く走るようになり、様々な娯楽が発展すると、子どもたちは以前よりも自然とふれあう機会が減ってしまいました。また、テレビやインターネット等で不審な事件や事故が報道されるようになると、地域のつながりの希薄化もあり、子どもだけで過ごせる時間や場所に多くの制限が設けられるようになり、“子どもの居場所”は大きく変化してしまいました。

この大きな変化は、時代の流れに沿って多くの大人たちが、子どもの安全の確保について責任を持って真剣に考えてきたことの積み重ねであり、これにより子どもが安全・安心に過ごせる環境は整備されてきたといえます。

近年、こうした安全に安心して過ごせる屋内施設は充実し、ゲーム機やスマートフォンの発展により家で娯楽を楽しむ環境も、顔を合わせずに友達同士で交流できる手段もさらに整ってきたことに加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大で、屋内で過ごす環境の整備は加速化しました。

しかし、コロナ禍が収束し、その時期を過ごした子どもや若者、子育てをしている人の心情が少しずつ表に出始めたことで、改めて子どもが求める“子どもの居場所”の充実とは何か、大人たちが考えるきっかけになりました。

### (2) 那須町における新しい子どもの居場所づくりに向けて

本計画を策定するにあたり「那須町子ども・子育て会議」を2か年度にわたって開催し、子どもが健全に育つ環境、若者の社会参画、子育て環境のさらなる充実等多岐にわたる各種分野について、委員の方々による協議を進めてきました。その中で、本町の人口減少問題や地域で子どもが減っていることに対して地域、町として何ができるかなど、様々な視点から議論が交わされました。

議論の末、福祉分野である本計画の趣旨を踏まえ、子どもが家や学校以外でも気軽に友達と話したり勉強したり、遊んだりできる自由で魅力的な居場所を住民と地域、行政が連携して町内に設ける取組を推進し、その結果として、若い世代が那須町で子育てしたいと思えるまちの魅力につながり、さらに本町の少子化対策につながっていくという循環型の仕組みづくりに至りました。

本町は那須連山と八溝山地に至る広大な面積を有し、栃木県の総面積のうち約6%を占めており、自然豊かな山々と緑あふれる草地在る子育て環境として充実した土地を多く保持しています。

この那須町らしい自然と地形を有効に活用していくことで、那須町の新しい子どもの居場所の創出に向けて取り組んでいくことが望ましいと考えます。

しかし、実現を目指すためには、町の財源はもとより管理・責任の所在も重要になります。もし、新しい子どもの居場所で子どもが事故にあたりけがをしたら、その責任は誰が取るのか。それは町でしょうか、地域でしょうか、関係機関や民間業者でしょうか。

子どもが過ごす居場所の安全を管理することは、大人が責任を持って取り組むことであり大事な役割ですが、これまでどおりの考え方、やり方で進めていては、新しい子どもの居場所は実現できません。

大切なことは、町や地域など関わる全ての人が、子どもが幸せを感じ、子育てに喜びを感じられる環境づくりを第一義としてとらえて取り組むことだと考えます。

本計画における『那須町が目指す“こどもまんなか”のまちづくり』は、まだ第一歩を踏み出したばかりです。今後、5年間の計画期間の中で引き続き「那須町子ども・子育て会議」等による話し合いの場を設けることをはじめとして、子どもたち自身の希望を聴取する機会を創出し、地域や関係機関との協議を重ねるなど、“新しい子どもの居場所づくり”の実現に向けた歩みを進めていきます。

## 第3節 計画の基本目標

本計画の基本理念『子ども、若者、育てる人、支えあう人が輝く未来へ ともにつくろう ふるさと那須』の実現に向けて取り組む各種施策の基本目標として、「ライフステージごとの支援」と「ライフステージによらず行う支援」の2つの展開を軸にした7つの目標を設定します。

### ライフステージごとの支援

#### 基本目標1 誕生前から幼児期までの支援

子どもの誕生前から妊娠期、出産、幼児期までの保護者と子どもが、安全かつ健康に過ごせるよう、保健と医療などの切れ目のない支援を充実します。

また、幼児教育と幼児保育が全ての子どもたちにいきわたるよう、質と量の提供に努めます。

#### 基本目標2 就学後から18歳までの子どもへの支援

就学後の小学校児童、中学校生徒、及び18歳までの子どもたちが、心身ともに健全に育つよう、子どもたちが過ごす主要な場である学校や遊び場、放課後児童クラブ等の安全かつ安心な環境づくりと質の向上に努めます。

また、悩みや不安を抱える子どもたちに対して、適切な支援や安心して過ごせる環境づくりの整備に取り組みます。

#### 基本目標3 18歳以降の若者への支援

町の未来の担い手である18歳以上の若者たちが、健全に社会と関わり続けていくために、就労支援や抱えている悩み、不安に応じた各種相談支援などのサポート体制の充実に努めます。

また、結婚に向けた出会いの機会づくりや結婚後の出産、定住への支援にも取り組み、若者が安心して暮らせるまちづくりに向けた福祉分野の充実に推進します。

## ライフステージによらず行う支援

### 基本目標4 子どもの貧困の解消に向けた対策

---

貧困により、子どもが適切な養育、教育並びに医療を受けられないこと、多様な体験の機会を得られないこと及び権利や利益を害され社会から孤立することがないように、保育所（園）等や学校をはじめ、相談窓口などでの発見から支援へつなげるため、各関係機関と各種サービスが連携して対応できる体制づくりを推進します。

### 基本目標5 課題や困難を抱える子どもや家族への支援

---

発達を含めた子どもの障がい、いじめ、不登校、虐待、ネグレクト、ヤングケアラーなど、子どもたち自身が抱える悩みや不安に起因する、心身の負担や負荷を適切にサポートする環境の整備を充実していきます。

また、子どもの安全かつ安心な暮らしを確保するために関係施設や機関と連携し、保護者やその家族に寄り添ったフォローとサポートから着実な支援へつながるよう、“人対人”に重点を置いた、思いやりと配慮のある対応ができる体制づくりを推進します。

### 基本目標6 子育て当事者への支援

---

共働きや子育て、家族の世話などで心身に余裕がなくなっている保護者たち子育て当事者が、安心して子育てができるよう、各種制度の活用や支援メニューの充実を推進します。

### 基本目標7 子ども・若者・子育てにやさしい社会づくり

---

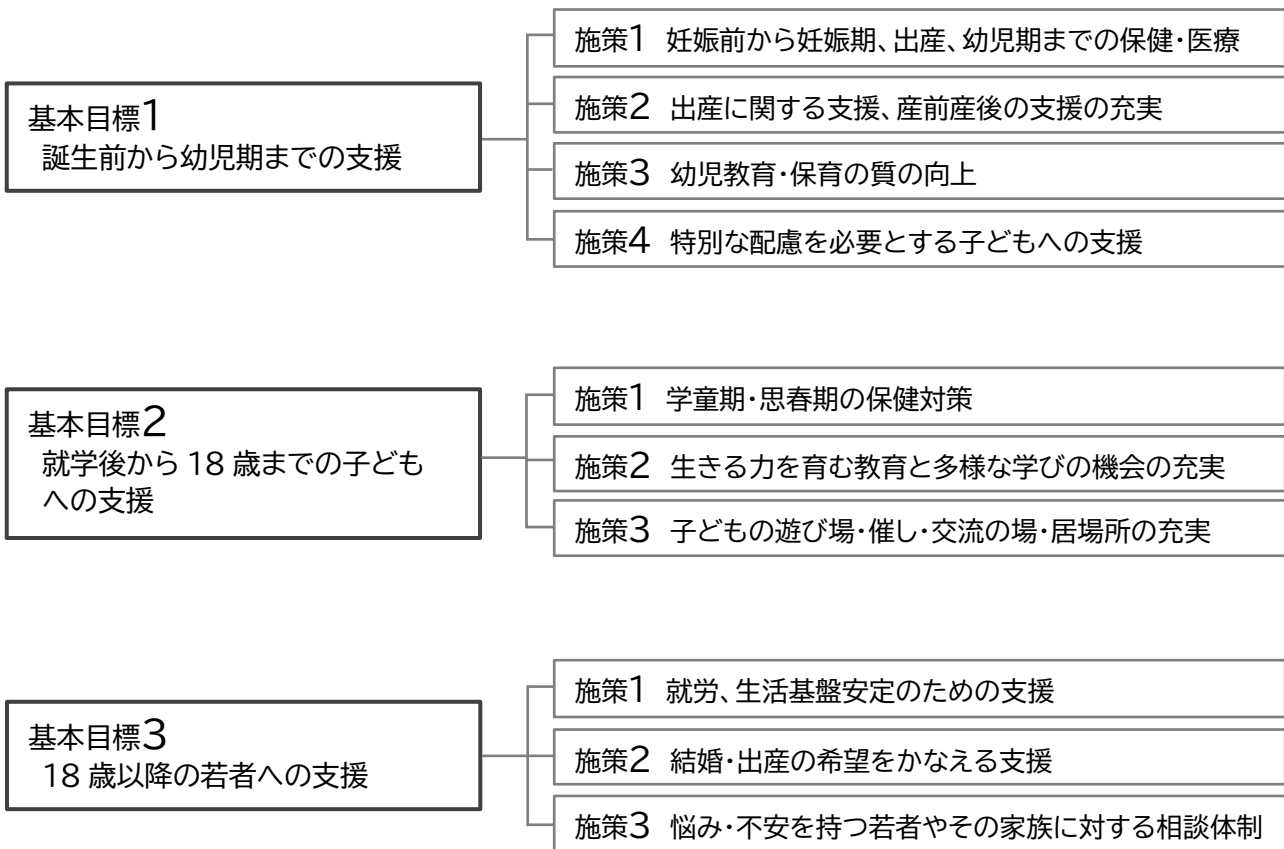
子ども、若者、そして子育て世代が安心して暮らしていける生活環境の整備と利便性の向上に向けた取組を推進します。

第4節

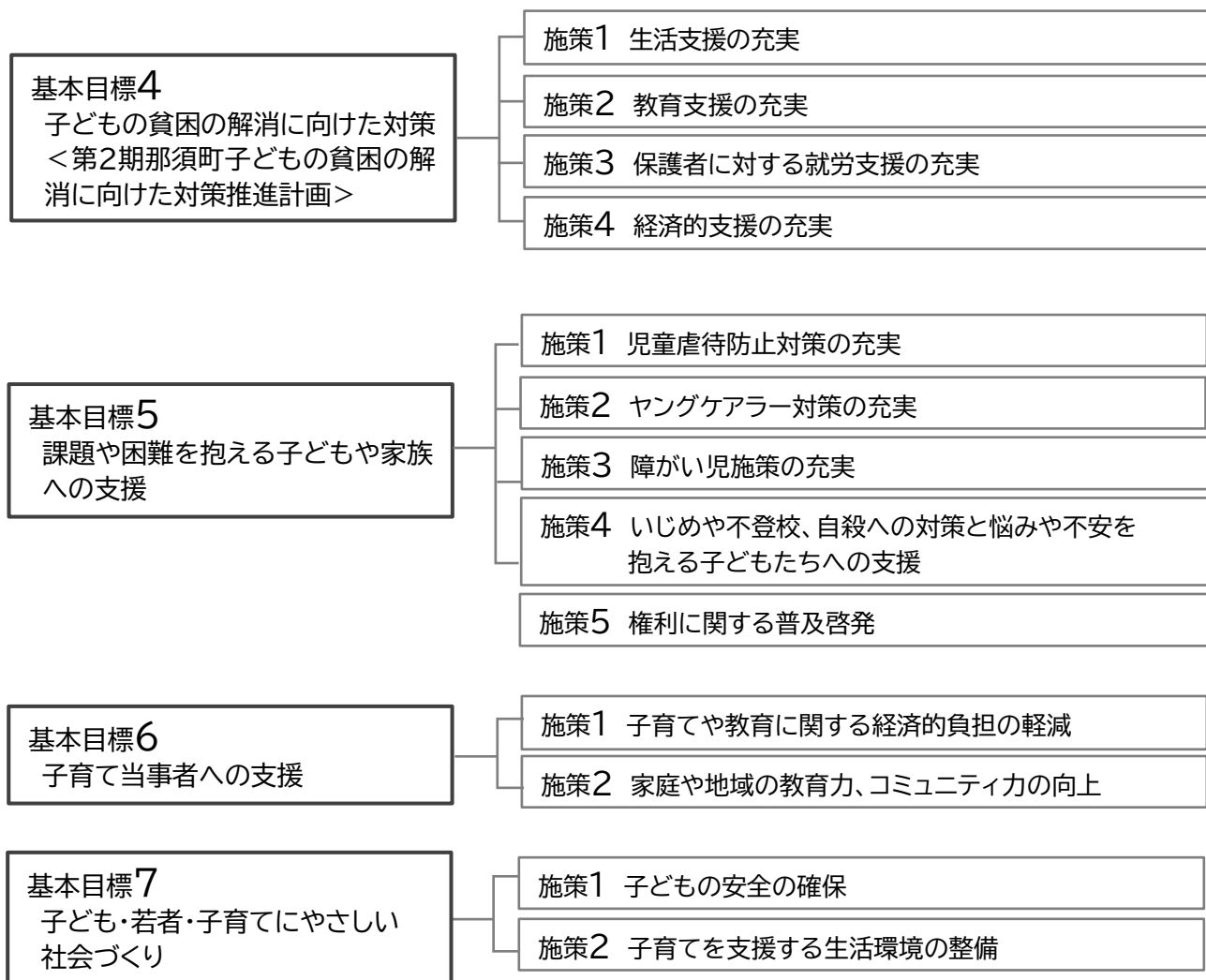
# 施策の体系

【基本理念】  
子ども、若者、育てる人、支えあう人が輝く未来へ  
ともにつくろう ふるさと那須

## ライフステージごとの支援の展開



ライフステージによらず行う支援の展開



# 第4章 施策の展開

## ライフステージごとの支援

### 基本目標 1 誕生前から幼児期までの支援

#### 施策 1 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの保健・医療

##### 施策の方向性

- 妊娠中の母子の健康管理、指導を行うため、母子健康手帳の交付や各種健康診査、相談対応等を行います。
- 産後の母親の健康状態や新生児から乳幼児の体調管理を行うため、新生児訪問や定期的な健康診査を行い、合わせて子育ての悩みや不安があれば話をうかがい、必要に応じて適切な支援へつなげます。

#### 主な事業

事業番号	事業名	担当課
1	乳幼児健診の実施	こども未来課 (子育て支援センター)

##### 事業内容

母子の心身の健康を確保するため、健診を実施します。

病気や異常の早期発見、早期対応のみならず、育児対策として、保健師による育児不安の解消、育児の交流の場としての相談支援を充実させます。

事業番号	事業名	担当課
2	母子健康手帳等の交付	こども未来課 (子育て支援センター)

##### 事業内容

妊娠期からの母子（父子）の健康管理に役立てるように母子（父子）健康手帳を交付します。

また、妊婦が転入した場合も安心安全に妊娠期を過ごし、出産後スムーズに育児相談に応じることができるよう、必要に応じて保健師が面接や電話相談などを行います。

事業番号	事業名	担当課
3	不妊治療費助成の実施	こども未来課 (子育て支援センター)

##### 事業内容

不妊治療に係る経済的負担の軽減を図るため、医療保険適用外の不妊治療に要する経費の一部を助成し、少子化対策の推進を図ります。

事業番号	事業名	担当課
4	歯科保健教室の実施	こども未来課 (子育て支援センター)

##### 事業内容

生涯健康な口腔衛生が保たれるように、妊娠届出時から虫歯予防の必要性を周知するなど、妊娠期から乳幼児期・小中学校まで、切れ目のない歯科保健対策を実施します。

<b>5</b>	<b>事業名</b> こども医療費助成の実施	<b>担当課</b> 住民生活課
<b>事業内容</b> 18歳をむかえて最初の3月31日までのこども医療費を無料化することにより、疾病の早期発見と治療を促進します。		
<b>6</b>	<b>事業名</b> 妊産婦医療費助成の実施	<b>担当課</b> 住民生活課
<b>事業内容</b> 妊産婦への医療費の一部を助成することにより、疾病の早期発見と治療を促進し、母子保健の向上を図ります。		
<b>7</b>	<b>事業名</b> 新生児聴覚検査費助成の実施	<b>担当課</b> こども未来課 (子育て支援センター)
<b>事業内容</b> 新生児聴覚検査費の助成をすることで、聴覚障がいの早期発見、早期療育を図り、成長や発達を支援します。		
<b>8</b>	<b>事業名</b> 産後ケア事業費の助成	<b>担当課</b> こども未来課 (子育て支援センター)
<b>事業内容</b> 退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てできるように支援します。また、令和6(2024)年度から自己負担がさらに助成されたことで、より利用しやすい事業になっています。 【サービスの種類と内容】 宿泊型            委託機関に宿泊してケアを受ける。 通所型            委託機関に日中滞在してケアを受ける。 訪問型            自宅に訪問した、委託している助産師からケアを受ける。		
<b>9</b>	<b>事業名</b> 乳幼児おむつ等購入助成券事業	<b>担当課</b> こども未来課 (子育て支援センター)
<b>事業内容</b> 0歳～2歳児を対象に、乳幼児おむつ及びその関連商品を購入する費用の一部を助成する助成券を交付します。		

## 施策2 出産に関する支援、産前産後の支援の充実

施策の  
方向性

- 出産後、子育てに必要な情報や機会を取得できるよう、ガイドブックやアプリケーションなどの情報発信の充実を図ります。
- 子どもとその保護者がともに楽しめる絵本の配布や食育を通じた健康管理など、学びとふれあいの機会づくりを推進します。
- 産後や育児における心のケアや誰にも相談できない状態の保護者が孤立しないよう、親身な相談支援体制づくりを推進します。

### 主な事業

事業番号 <b>10</b>	事業名 <b>家庭訪問等支援事業</b>	担当課 こども未来課 (子育て支援センター)
事業内容 子育て支援を要する家庭に対して、児童家庭相談員等による電話や来所、家庭訪問を通じた相談・助言等の支援を行います。		
事業番号 <b>11</b>	事業名 <b>子育て支援アプリの配信</b>	担当課 こども未来課
事業内容 子育て支援アプリを活用し子育て世帯に対して、健診前のお知らせ通知や子育て世帯向けの教室開催のお知らせなど、情報の発信等を行います。		
事業番号 <b>12</b>	事業名 <b>子育てガイドブックの作成</b>	担当課 こども未来課
事業内容 子育てに関するガイドブックを作成し、ホームページに掲載し、随時更新します。		
事業番号 <b>13</b>	事業名 <b>健診における食育の推進</b>	担当課 こども未来課
事業内容 各種健診において、発達段階に応じた食に関する指導・相談を実施します。		
事業番号 <b>14</b>	事業名 <b>幼児の食育推進事業</b>	担当課 こども未来課
事業内容 食習慣を身につけるよう支援するため、各保育所（園）、幼稚園を対象に食育に関する出前講座を通して食事について、子どもたちと食育活動を行います。		
事業番号 <b>15</b>	事業名 <b>おやこでトライ（食育）</b>	担当課 生涯学習課 保健センター
事業内容 食の体験を通して、興味や関心を持ってもらい、自分で食を選ぶ力を身につけるように支援するため、親子を対象とした食育普及と食生活改善推進委員会を実施します。		

事業番号 <b>16</b>	事業名 <b>伴走型支援事業</b>	担当課 こども未来課 (子育て支援センター)
事業内容 妊娠期・出産・育児期を通して保健師等が面談などを行い、安心して子育てができるようサポートします。また、妊娠届出時の面接や妊娠 8 か月の妊婦に向けたアンケートの実施、保健師等が赤ちゃん訪問などを通して随時相談に応じます。		
事業番号 <b>17</b>	事業名 <b>ブックスタート</b>	担当課 生涯学習課 こども未来課 (子育て支援センター)
事業内容 絵本を開くことで、赤ちゃんと保護者が自然とふれあうひと時を過ごし、健やかな成長のきっかけとなることを目的に 10 か月児健診時に絵本をプレゼントします。		
事業番号 <b>18</b>	事業名 <b>こんにちは赤ちゃん事業</b>	担当課 こども未来課 (子育て支援センター)
事業内容 生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問し、子育て支援に関する相談・助言を行います。		
事業番号 <b>19</b>	事業名 <b>リフレッシュ教室</b>	担当課 こども未来課 (子育て支援センター)
事業内容 乳児と親を対象に、親子のスキンシップの向上や育児についての悩みや不安の軽減を図る育児相談を行います。		
事業番号 <b>20</b>	事業名 <b>ペアレント・プログラム</b>	担当課 こども未来課 (子育て支援センター)
事業内容 子どもの「行動」を客観的に理解し、子育てに自信をつけることを目的としたプログラムを通して相談支援を行います。		
事業番号 <b>21</b>	事業名 <b>子育て相談（第3土曜日）</b>	担当課 こども未来課 (子育て支援センター)
事業内容 平日に対応できない支援を要する家庭等に対して、相談支援を行います。		
事業番号 <b>22</b>	事業名 <b>乳幼児相談</b>	担当課 こども未来課 (子育て支援センター)
事業内容 月1回育児相談を行い、相談支援を行います。		
事業番号 <b>23</b>	事業名 <b>親子ふれあい教室</b>	担当課 こども未来課 (子育て支援センター)
事業内容 子どもと保護者のよりよいコミュニケーションの育みや子育てに自信が持てるようになる機会づくりとして、子育て支援センター専門職（保育士、保健師、社会福祉士、児童発達相談員等）や、作業療法士による教室を開催し、保護者が子どもの発達段階と特性に合わせた遊びや関わりを学び、安心して子育てができるよう支援します。		

### 施策3 幼児教育・保育の質の向上

施策の  
方向性

- 保育サービスのさらなる充実と子育て家庭の負担軽減を図るとともに、障がいのある児童をはじめ、特別な支援が必要な子どもたちも安心して通える幼児教育・保育の環境づくりを推進します。
- 子どもの発育を促す運動の機会づくりや保育士の研修、保育施設の整備など、保護者が安心して預けられる保育施設の取組を推進します。

#### 主な事業

事業番号	事業名	担当課
<b>24</b>	<b>保育サービスの提供体制整備</b>	こども未来課
事業内容 職員配置の充実等を図り、保育サービスの提供体制を整備します。また、国や栃木県の制度を活用し、保育士の処遇改善に取り組みます。		
<b>25</b>	<b>障がい児保育の実施</b>	こども未来課
事業内容 障がい児の保育の受け入れについて、職員を加配するなど受け入れ体制を整え、集団保育が可能な障がい児を全ての保育施設で受け入れます。		
<b>26</b>	<b>乳児保育の実施</b>	こども未来課
事業内容 産後休業や育児休業終了後の就労に対応するため、0歳児からの保育を実施します。		
<b>27</b>	<b>休日保育の推進</b>	こども未来課
事業内容 日曜や祝日に、仕事などで保育を必要とする観光業の盛んな地域等のニーズに対応できる体制づくりを推進します。		
<b>28</b>	<b>世代間交流の推進</b>	こども未来課
事業内容 地域等の協力を得て、世代間交流を進めながら、豊かな子育て支援を推進します。		
<b>29</b>	<b>保育室内外で体を動かして遊ぶことの奨励</b>	こども未来課
事業内容 那須町こども体操「なすの森でぼうげんだ！」並びに幼児期に多様な動きを経験する運動遊びを保育の中に取り入れ、運動が好きな子、進んで運動する子を育成します。		

事業番号	事業名	担当課
<b>30</b>	<b>親子運動遊びの実施</b>	こども未来課

事業内容

各保育所（園）で親子運動遊び等を実施し、幼児期の親子のふれあいや運動する楽しさ、大切さを保護者へ啓発していきます。

各保育所（園）で運動遊びを取り入れた保育の在り方についての保育士向けの研修を行います。

事業番号	事業名	担当課
<b>31</b>	<b>保育の質の向上に関する研修</b>	こども未来課

事業内容

保育指針に基づいた保育の在り方に関する研修を実施し、園児の主体性を養います。

特別な支援を要する子の保育に関する研修を実施し、園児の特性をいかした保育を行います。

食育に関する研修を実施し、食を楽しみ、感謝する子を育成します。

事業番号	事業名	担当課
<b>32</b>	<b>安全な保育・信頼される保育所（園）づくりに関する研修</b>	こども未来課

事業内容

危機管理マニュアルに関する防災やアレルギー対応についての研修を実施し、適切な危機対応ができるようにします。

保育所（園）の自己評価に関する研修を行い、保護者と地域の信頼に基づいた保育となるようPDCAを常に意識し、改善を図ります。

事業番号	事業名	担当課
<b>33</b>	<b>読みきかせ事業</b>	生涯学習課

事業内容

図書館において月1回おはなし会を開催し、絵本の読みきかせを通して、本に親しむことの大切さを伝えていきます。

事業番号	事業名	担当課
<b>34</b>	<b>保育環境の整備</b>	こども未来課

事業内容

子どもに安全で豊かな環境を提供するために、公立の保育施設や遊具等の計画的な整備を適切に行います。

<対象施設> 黒田原第1保育園、黒田原第2保育園\*、伊王野保育園、千振保育園

※令和9(2027)年度より黒田原第1保育園と統合

## 施策4 特別な配慮を必要とする子どもへの支援

### 施策の方向性

- 乳幼児期からの定期健康診査等により、子どもの発達状況を把握し、必要に応じて医療機関と連携し、適切な支援へつなげます。
- 障がいがある児童や発達が気になる子どもに対して、保護者や家族に寄り添ったサポートを心がけ、各種支援へつなげます。
- 外国籍の子どもをはじめ、生活習慣や言語が異なる子どもとその保護者への適切なサポートを行います。

### 主な事業

事業番号	事業名	担当課
<b>35</b>	<b>乳幼児発達相談の実施</b>	こども未来課 (子育て支援センター)

#### 事業内容

乳幼児健診や面接、相談においてフォローアップされた子どもや相談希望者に対し、臨床心理士や言語聴覚士、作業療法士などの専門職員による相談を実施します。また、必要に応じて医療機関等につなぐなど、子どもの健やかな成長発達を促します。

事業番号	事業名	担当課
<b>36</b>	<b>のびのび発達相談の実施</b>	こども未来課 (子育て支援センター)

#### 事業内容

年中児、年長児、幼稚園、保育所（園）を対象に、臨床心理士や就学担当指導主事、作業療法士、各小学校の学校教諭等が訪所（園）し、発見しにくい高機能自閉症等の発達障がい児を早い時期に発見し、子どもの特性に合った発達支援や保護者への相談支援を行います。また、継続支援が必要な児童を専門機関へ紹介するなど、就学に向けた適切な支援を行っていきます。

事業番号	事業名	担当課
<b>37</b>	<b>げんきっこ教室</b>	こども未来課 (子育て支援センター)

#### 事業内容

発達が気になる子どもが、小学校就学後に二次障害などにつながることを防ぐよう、子育て支援センター専門職（保育士、保健師、心理士、社会福祉士、児童発達相談員等）、公立保育所（園）保育士による個々の発達や特性に合わせた小集団での活動を実施し、適切な経験を積む機会の提供や、保護者及び保育者が子どもと適切な関わりができるように支援します。また、保護者向けに就学担当指導主事、生涯学習課、絵本インストラクターを講師に保護者向けの講話を実施しています。

事業番号	事業名	担当課
<b>38</b>	<b>保育所（園）巡回相談</b>	こども未来課 (子育て支援センター)

#### 事業内容

保育所（園）や幼稚園の保育者が、子どもたちの個々の発達課題に応じた保育やその子どもの保護者への支援を適切に行えるよう、作業療法士等の専門職による相談・助言の支援を行います。

<b>事業番号</b> <b>39</b>	<b>事業名</b> <b>摂食講座</b>	<b>担当課</b> <b>こども未来課</b> <b>(子育て支援センター)</b>
--------------------------	---------------------------	---

**事業内容**

保育所（園）や幼稚園で食べこぼしが多かったり、食具の使い方がうまくできずにいる乳幼児への対応や、保護者との連携をスムーズに行えるよう、保育者に対して療育支援員による乳幼児期の摂食や口腔機能の発達に合わせた適切な支援について学ぶ研修会を実施します。

<b>事業番号</b> <b>40</b>	<b>事業名</b> <b>教育・保育機関と連携した相談支援</b>	<b>担当課</b> <b>こども未来課</b>
--------------------------	---------------------------------------	-----------------------------

**事業内容**

発達に支援を要する児童に対し、教育・保育機関と連携して相談支援を行います。

## 基本目標2 就学後から18歳までの子どもへの支援

### 施策1 学童期・思春期の保健対策

#### 施策の方向性

- 学童期、思春期の子どもたちに対して、健康習慣の重要性や感染症の危険性、正しい性教育の推進など保健対策の充実に努めます。
- 乳幼児とふれあう機会を通して、いのちの大切さや育児を学ぶ機会づくりを推進します。

#### 主な事業

事業番号	事業名	担当課
41	思春期保健教室の実施	こども未来課 (子育て支援センター)

##### 事業内容

大切な時期である思春期の子どもたちが、「生」と「性」に対する正しい知識を身につけ、自分を大切に、相手を大切にできる力を持ち、心身ともにより健やかに成長できるように支援するとともに、豊かな父性・母性を育むことを目的として、各中学校での思春期保健教室を実施します。

事業番号	事業名	担当課
42	思春期における健康教育の実施	学校教育課

##### 事業内容

年齢に応じた健康教育を実施し、自分を大切にすることや健康習慣を身につけられるよう支援します。また、性や性感染予防、妊娠に関する正しい知識の普及と啓発、喫煙や薬物に対する教育を実施します。

事業番号	事業名	担当課
43	スクール・ソーシャル・ワーカーの配置事業	学校教育課

##### 事業内容

スクール・ソーシャル・ワーカーを小中学校に派遣し、児童・生徒や保護者及び学校が抱えている課題を解決するための面談を実施して、相手の悩みに寄り添い不安解消に努めるとともに、必要に応じ関係機関との連携や調整を行います。

事業番号	事業名	担当課
44	スクール・カウンセラーの活用事業	学校教育課

##### 事業内容

栃木県教育委員会から派遣されたスクール・カウンセラーを小中学校に配置し、児童・生徒及び保護者の悩みや不安、ストレスなどの緩和のための面談・相談等を実施するとともに、必要に応じ関係機関との連携を図ります。

事業番号	事業名	担当課
45	乳幼児とのふれあい体験事業	学校教育課 こども未来課

##### 事業内容

中学生、高校生が乳幼児とふれあう機会をつくり、子どもを産み育てることの意義を学びます。保育所（園）、幼稚園及び乳幼児健診の場等を活用し、乳幼児とふれあう機会を広げていきます。

## 施策2 生きる力を育む教育と多様な学びの機会の充実

### 施策の 方向性

- 学校において子どもたちに適切な指導や積極的なスポーツ、運動への参加促進などを推進するとともに、学校施設の整備など教育環境の充実を図ります。
- 地域や専門員の参入、他機関連携など、学校外の環境を積極的に取り入れ、子どもたちの多様な学びの機会づくりにつなげます。

### 主な事業

事業番号	事業名	担当課
<b>46</b>	<b>子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実</b>	<b>学校教育課</b>

#### 事業内容

子ども、学校及び地域の実態を踏まえて、子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導を充実させるために、師範授業を実施します。

事業番号	事業名	担当課
<b>47</b>	<b>ゲストティーチャーなどを招いての学校教育の活性化</b>	<b>学校教育課</b>

#### 事業内容

学校以外の様々な分野の方（ゲストティーチャー）に協力いただき、キャリア教育である職場体験学習や人間関係プログラムの師範授業や土曜授業を行い、活力のある学校づくりを進めます。特別非常勤講師（ゲストティーチャー）を活用し、外部人材の授業参加を図ります。

事業番号	事業名	担当課
<b>48</b>	<b>児童健全育成の取組</b>	<b>生涯学習課</b>

#### 事業内容

青少年健全育成のためのジュニアリーダースクラブを定期的開催し、地域イベントの出店や大洗町との交流会、町事業へのボランティア等の取組を推進します。また、子ども会育成会の組織の見直しと活性化を推進します。

事業番号	事業名	担当課
<b>49</b>	<b>学習指導主任研修会及び教職員の学習指導に関する研修会</b>	<b>学校教育課</b>

#### 事業内容

学習指導、児童・生徒指導等、指導ごとの研修を行うことにより、教職員の資質の向上や学校の組織力の向上を図ります。

事業番号	事業名	担当課
<b>50</b>	<b>コミュニティ・スクールの推進</b>	<b>生涯学習課</b>

#### 事業内容

地域住民が学校運営全般に参画する仕組みとして、全小中学校に学校運営協議会を設置し、「地域とともにある学校づくり」や「学校を核とした地域づくり」を推進し、未来を担う子どもたちとそこに関わる大人たちの豊かな学びの実現を図ります。

<b>事業番号</b> <b>51</b>	<b>事業名</b> <b>教育環境の整備</b>	<b>担当課</b> <b>学校教育課</b>
--------------------------	------------------------------	----------------------------

事業内容

子どもに安全で豊かな環境を提供するために、学校施設の計画的な整備を適切に行います。

<b>事業番号</b> <b>52</b>	<b>事業名</b> <b>幼保小中連絡協議会の連携</b>	<b>担当課</b> <b>学校教育課</b>
--------------------------	-----------------------------------	----------------------------

事業内容

幼保小中推進事業を実施していきます。

町内の幼稚園、認定こども園、保育所（園）、小学校、中学校の教職員を対象に、公開保育や公開授業・講演会を行い、相互の理解や連携を深め、那須町版接続期カリキュラムを活用し、児童・生徒の健全育成を目指します。

<b>事業番号</b> <b>53</b>	<b>事業名</b> <b>放課後等デイサービス事業</b>	<b>担当課</b> <b>保健福祉課</b>
--------------------------	-----------------------------------	----------------------------

事業内容

障がいのある児童や発達に支援を要する児童に対し、発達支援を行います。

### 施策3 子どもの遊び場・催し・交流の場・居場所の充実

施策の  
方向性

- 全ての児童・生徒の学習支援と補助が行える学習機会を提供し、子どもたちの“放課後の居場所づくり”の充実を推進します。
- 公園をはじめ、子どもたちが安全に安心して遊びながら過ごせる町内の施設、設備の整備を推進します。

#### 主な事業

事業番号 <b>54</b>	事業名 <b>放課後児童クラブの環境整備</b>	担当課 こども未来課
事業内容 子どもに安全で豊かな環境を提供するために、放課後児童クラブの計画的な整備を適切に行います。  ＜対象施設＞黒田原小学校区放課後児童クラブ、学びの森小学校区放課後児童クラブ、田代友愛小学校区放課後児童クラブ、那須高原小学校区放課後児童クラブ、東陽小学校区放課後児童クラブ、高久小学校区放課後児童クラブ		
事業番号 <b>55</b>	事業名 <b>わんぱくキッズランド</b>	担当課 こども未来課 (子育て支援センター)
事業内容 0歳から小学校3年生までの子育て世帯が、地域で孤立することのないよう、安心して遊ぶことができる全天候型の遊び場を提供します。		
事業番号 <b>56</b>	事業名 <b>放課後子ども教室（アナザースクール）</b>	担当課 生涯学習課
事業内容 放課後子ども教室（アナザースクール）を学校教育の教育課程によらない活動の場として位置付け、子どもたちの体験的な学びの充実を図ります。 地域人材の活躍の場の確保につなげ、地域の子どもは地域で育てるという気運を高めて、地域の教育力の向上を図ります。		
事業番号 <b>57</b>	事業名 <b>放課後児童健全育成事業</b>	担当課 こども未来課
事業内容 放課後に保護者が養育できない児童に対し、育成支援を行います。		
事業番号 <b>58</b>	事業名 <b>遊具の整備</b>	担当課 生涯学習課
事業内容 余笹川ふれあい公園に遊具を設置し、子育て環境の充実を図ります。		

## 基本目標 **3** 18歳以降の若者への支援

### 施策 **1** 就労、生活基盤安定のための支援

施策の  
方向性

- 18歳以降の若者を対象に、就労の機会が十分にいきわたるよう関係機関と連携しながら、各種支援や情報発信に関する取組を推進します。

#### 主な事業

事業番号	事業名	担当課
<b>59</b>	<b>新卒者等に対する就職支援</b>	<b>観光商工課</b>

##### 事業内容

新卒者等（卒業後おおむね3年以内の者を含む。）を対象に、町広報誌及びホームページを通して、栃木県等が主催する企業合同説明会や面接会などの就労に関する情報提供を行い、就職支援を行います。

事業番号	事業名	担当課
<b>60</b>	<b>ハローワーク等における支援等</b>	<b>観光商工課</b>

##### 事業内容

おおむね35歳未満の若者を含む、今後のライフプラン、キャリアプランで悩む者を対象とした個別相談会、就職支援セミナー等を栃木県と共催し、各個人に寄り添ったキャリアコンサルティングを実施します。また、庁舎及び各支所にハローワーク発行の求人情報誌を設置し、情報提供による就職支援を行います。

## 施策2 結婚・出産の希望をかなえる支援

施策の  
方向性

- 結婚や出産を希望する若者が、社会潮流や置かれている環境に左右されずに望んだタイミングでかなえられるよう、結婚に向けた支援と妊娠・出産・子育てが安心・安全にできる環境づくりの充実に取り組みます。

### 主な事業

事業番号	事業名	担当課
61	結婚新生活支援事業	ふるさと定住課

#### 事業内容

結婚を契機として那須町で暮らす夫婦の新生活を応援するため、住宅の購入費用やリフォーム費用、賃借費用、引越し費用の一部を補助します。

事業番号	事業名	担当課
62	とちぎ結婚支援センター会員登録助成事業	生涯学習課

#### 事業内容

栃木県が実施する結婚を支援する事業「とちぎ結婚支援センター」の入会登録料を補助します。

事業番号	事業名	担当課
63	コウノトリ休暇奨励金交付	こども未来課

#### 事業内容

不妊治療中も安心して働き続けられる環境を整備するため、不妊治療により休暇を取得する方及びその事業主に対し、奨励金を交付します。

## 施策3 悩み・不安を持つ若者やその家族に対する相談体制

施策の  
方向性

- ひきこもりやニートをはじめ、若者とその家族が抱える悩みや不安に対応する相談支援と、若者の社会参画に向けた機会づくりを推進します。

### 主な事業

事業番号	事業名	担当課
64	不登校・ひきこもり相談会	社会福祉協議会

#### 事業内容

偶数月に1回、相談会を予約制で実施します。相談員は、栃木県子ども若者・ひきこもり総合相談センター（ポラリス☆とちぎ）センター長が担います。

事業番号	事業名	担当課
65	不登校・ひきこもり者家族交流会	社会福祉協議会

#### 事業内容

毎月1回、不登校やひきこもりの悩みを持つ家族の交流会を実施します。

# ライフステージによらず行う支援

## 基本目標4 子どもの貧困の解消に向けた対策

### <第2期那須町子どもの貧困の解消に向けた対策推進計画>

#### 施策1 生活支援の充実

##### 施策の 方向性

- 生活や育児に関する相談を通じて、生活に困難を抱える子どもや家庭の早期発見に努めます。
- 生活困窮世帯の保護者に対して、自立に向けた相談や経済的な支援等を行うとともに、就労や住宅の支援のほか、誰もが安心して妊娠・出産・子育てができる生活環境の整備を推進します。
- 生活困窮世帯の子どもに対して、学校や家庭以外の居場所づくりを含む学習支援等、状況に応じた個別の支援を実施します。

#### 主な事業

事業番号	事業名	担当課
66	ひとり親家庭等に対する情報提供	こども未来課
事業内容 「栃木県ひとり親家庭福祉連合会」主催のひとり親家庭等に対する支援事業について、窓口等でチラシを配布するとともに、家庭相談員等による個別訪問にて事業案内を行います。		
67	女性支援事業	こども未来課
事業内容 DV等、困難な問題を抱える女性に関して相談業務を行います。相談内容に応じて、県北健康福祉センターと連携を図り、支援していきます。		
68	ファミリー・サポート・センター事業	こども未来課 (子育て支援センター)
事業内容 子育てを手助けしてほしい方と、そのお手伝いのできる方による子育て相互援助活動を行います。また、ひとり親世帯、低所得者世帯等に対し、利用料金の半額を助成します。		
69	子育て世帯訪問支援事業	こども未来課 (子育て支援センター)
事業内容 家事または育児を行うことが困難な家庭等に訪問支援員を派遣し、支援を行います。なお、生活保護世帯は無料で利用することができます。		

事業番号	事業名	担当課
70	子どもの居場所づくり事業	こども未来課

事業内容

子どもの未来応援検討委員会において、子どもの居場所について検討し、令和6（2024）年度より子どもの居場所づくり補助金を交付しています。今後は、夏休み等の長期の休み期間の居場所の検討を行います。

事業番号	事業名	担当課
71	生活応援用品支給	こども未来課 (子育て支援センター)

事業内容

衛生用品等の購入が難しい18歳未満の児童に対し、現物給付を行います。

関連事業

事業番号	事業名	参照ページ
1	乳幼児健診の実施	80 ページ
2	母子健康手帳等の交付	80 ページ
8	産後ケア事業費の助成	81 ページ
9	乳幼児おむつ等購入助成券事業	81 ページ
10	家庭訪問等支援事業	82 ページ
18	こんにちは赤ちゃん事業	83 ページ
19	リフレッシュ教室	83 ページ
20	ペアレント・プログラム	83 ページ
21	子育て相談（第3土曜日）	83 ページ
22	乳幼児相談	83 ページ
23	親子ふれあい教室	83 ページ
36	のびのび発達相談の実施	86 ページ
37	げんきっこ教室	86 ページ
52	幼保小中連絡協議会の連携	90 ページ
73	要保護児童等世帯訪問	96 ページ
74	学びの教室	96 ページ
101	保育の無償化	105 ページ
102	第2子以降保育料等免除事業	105 ページ

## 施策2 教育支援の充実

### 施策の方向性

- 義務教育段階及び地域を中心として、生活困窮世帯の子ども等を早期の段階で発見し、生活支援や福祉制度につなげることができるよう、児童・生徒の家庭環境等を踏まえた指導体制の充実を図ります。
- 就学前から義務教育段階、さらに大学進学における経済的支援及び学習支援の充実を図ります。

### 主な事業

事業番号	事業名	担当課
<b>72</b>	<b>民生委員・児童委員による学校訪問</b>	保健福祉課
事業内容 関係機関の連絡調整を行います。		
事業番号	事業名	担当課
<b>73</b>	<b>要保護児童等世帯訪問</b>	こども未来課 (子育て支援センター)
事業内容 家庭相談員等が家庭を訪問し、入所（園）の相談等必要な支援を行います。		
事業番号	事業名	担当課
<b>74</b>	<b>学びの教室</b>	那須福祉事務所
事業内容 町内3か所にて、学習意欲のある子どもに対し学習支援を行うとともに、居場所を提供します。		

### 関連事業

事業番号	事業名	参照ページ
<b>43</b>	スクール・ソーシャル・ワーカーの配置事業	88 ページ
<b>44</b>	スクール・カウンセラーの活用事業	88 ページ
<b>97</b>	作業療法士の配置事業	103 ページ
<b>103</b>	奨学資金貸付給付事業	105 ページ
<b>104</b>	特別支援教育就学奨励費事業	105 ページ
<b>105</b>	特別支援学級就学及びことばの教育通級児童生徒通学費補助金	106 ページ

### 施策3 保護者に対する就労支援の充実

施策の  
方向性

- 子育てと仕事の両立や、就職や転職を希望する主に生活困窮世帯、ひとり親世帯の保護者に対して、自立支援を含めた就労の機会の確保に努めます。

#### 主な事業

事業番号	事業名	担当課
75	生活困窮者の就労支援	保健福祉課 那須福祉事務所

##### 事業内容

生活困窮者自立支援員と連携を図るなど、就労に向けた生活面を整える支援を行います。

事業番号	事業名	担当課
76	ひとり親家庭の就労支援	社会福祉協議会 那須福祉事務所 保健福祉課

##### 事業内容

生活状況や就労への意欲等の状況を把握した上で、資格取得促進のための事業紹介やハローワークと連携し就労支援を行います。

事業番号	事業名	担当課
77	子育て短期支援事業	こども未来課 (子育て支援センター)

##### 事業内容

保護者が疾病等の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合、児童福祉施設等にて短期支援事業を行います。なお、生活保護世帯は無料、非課税世帯は費用を減額します。

#### 関連事業

事業番号	事業名	参照ページ
68	ファミリー・サポート・センター事業	94 ページ

## 施策4 経済的支援の充実

### 施策の 方向性

- 保護者の就労だけでは十分な収入が得られない場合に、手当を支給するほか、各種負担の軽減を図り、安定した生活が送れるよう支援を実施します。

### 主な事業

事業番号	事業名	担当課
<b>78</b>	<b>生活福祉資金貸付事業</b>	<b>社会福祉協議会</b>

#### 事業内容

経済的自立と生活意欲の助長を図ることを目的に、自立に向けた支援を行います。

事業番号	事業名	担当課
<b>79</b>	<b>社会福祉金庫貸付事業</b>	<b>社会福祉協議会</b>

#### 事業内容

緊急かつ一時的に生計が困難となった世帯の課題解決に向け少額の貸付を行います。

事業番号	事業名	担当課
<b>80</b>	<b>ミニフードバンク事業</b>	<b>社会福祉協議会</b>

#### 事業内容

緊急かつ一時的に食料等の確保ができなくなった場合、現物給付を行います。

事業番号	事業名	担当課
<b>81</b>	<b>児童扶養手当の支給</b>	<b>住民生活課</b>

#### 事業内容

ひとり親家庭等のうち、支給要件を満たす方を対象に支給します。

事業番号	事業名	担当課
<b>82</b>	<b>遺児手当</b>	<b>住民生活課</b>

#### 事業内容

父母の一方または両親が死亡した中学生までの児童を養育している方のうち、支給要件を満たす方を対象に支給します。

事業番号	事業名	担当課
<b>83</b>	<b>特別児童扶養手当</b>	<b>住民生活課</b>

#### 事業内容

精神または身体が中程度以上の障がいの状態にある 20 歳未満の児童を養育している方のうち、支給要件を満たす方を対象に支給します。

事業番号	事業名	担当課
<b>84</b>	<b>おもいやり食料品等配布会</b>	<b>社会福祉協議会</b>

#### 事業内容

年に4回食料品等の配布会を行った際に、相談や貸付について情報提供を行い、今後の支援につなげます。

関連事業
------

事業番号	事業名	参照ページ
5	こども医療費助成の実施	81 ページ
6	妊産婦医療費助成の実施	81 ページ
71	生活応援用品支給	95 ページ
101	保育の無償化	105 ページ
102	第2子以降保育料等免除事業	105 ページ
103	奨学資金貸付給付事業	105 ページ
104	特別支援教育就学奨励費事業	105 ページ
106	要保護・準要保護就学援助事業	106 ページ
107	ひとり親家庭（母子家庭・父子家庭）等への支援	106 ページ

## 基本目標5 課題や困難を抱える子どもや家族への支援

### 施策1 児童虐待防止対策の充実

#### 施策の 方向性

- 児童虐待がなくなる社会を目指して、その基本的な知識と理解の周知を徹底するとともに、相談しやすい窓口や専門機関の整備と適切な支援につなげられる体制づくりを推進します。

#### 主な事業

事業番号	事業名	担当課
85	要保護児童対策地域協議会の連携強化・機能強化	こども未来課 (子育て支援センター)

#### 事業内容

代表者会議と実務者会議を定期的に行い、関係機関との連携強化を図ります。

事業番号	事業名	担当課
86	児童虐待防止普及啓発活動	こども未来課 (子育て支援センター)

#### 事業内容

児童虐待防止のため、児童福祉週間（5月）と児童虐待防止推進月間（11月）に合わせて、啓発活動を行います。また、オレンジリボンキャンペーンや児童虐待防止パンフレットの配布を行い、教育・保育現場及び一般住民に対し、児童虐待に対する知識を広めます。

事業番号	事業名	担当課
87	子ども家庭総合支援拠点の設置	こども未来課 (子育て支援センター)

#### 事業内容

要支援児童・要保護児童及びその家族、または特定妊婦を対象とした支援業務の強化を図るための「子ども家庭総合支援拠点」を令和4（2022）年4月1日に設置し、その後、令和6（2024）年4月1日には、「那須町こども家庭センター」を設置し、上記拠点の設置の意義と機能を維持しています。

## 施策2 ヤングケアラー対策の充実

### 施策の 方向性

- ヤングケアラーの実態を把握するとともに、学校や地域、町民に向けたヤングケアラーについての知識と理解の周知を徹底します。
- 子どもたちが話しやすい相談支援体制の整備や、同じ悩みを抱える子どもなどと交流ができる居場所づくりを推進します。

### 主な事業

事業番号	事業名	担当課
<b>88</b>	<b>ヤングケアラー支援の理解の促進</b>	保健福祉課

#### 事業内容

自身がヤングケアラーであると認識のない児童・生徒に対し、支援が必要だと気づけるような機会をつくり、教職員やスクール・カウンセラー、スクール・ソーシャル・ワーカー等への相談や支援につなげていきます。

事業番号	事業名	担当課
<b>89</b>	<b>町民全体における認知度向上・理解促進</b>	保健福祉課

#### 事業内容

町民、関係機関、民間支援団体、学校、事業者などに向けて広く広報・啓発を行うことで、社会全体においてヤングケアラーに関する認知度向上・理解促進を図ります。

事業番号	事業名	担当課
<b>90</b>	<b>関係機関との連携による啓発活動の推進</b>	保健福祉課

#### 事業内容

学校など関係機関等においてヤングケアラー支援に関する啓発活動を推進するために、様々な啓発媒体の掲示や配布等を実施します。

事業番号	事業名	担当課
<b>91</b>	<b>学校等におけるヤングケアラーの相談・支援体制の充実</b>	保健福祉課 学校教育課

#### 事業内容

教職員による、日頃からのきめ細かな観察、アンケート調査や個人面談等のほか、心配な児童・生徒に寄り添い、担任や養護教諭等による相談や学校全体としてスクール・カウンセラーやスクール・ソーシャル・ワーカー等の専門家と連携・協力し、研修等の機会づくりなどをはじめ組織的に支援を実施します。また、必要に応じて、学校外の相談機関や支援機関と連携し適切な支援を行います。

事業番号	事業名	担当課
<b>92</b>	<b>交流の場・機会づくりの推進</b>	保健福祉課

#### 事業内容

ヤングケアラーの子どもが1人で悩みを抱え込むことのないよう、地域でヤングケアラーが参加できる交流の場づくりを推進します。

### 施策3 障がい児施策の充実

施策の  
方向性

- 就学後も児童・生徒の発達遅れや障がいの有無などを学校で注意深く意識し、早期の発見に心がけ迅速な対応につなげます。
- 発達で気になる児童・生徒や障がいのある場合も、適切な教育や学習の機会が得られる環境づくりを推進します。

主な事業		
事業番号 <b>93</b>	事業名 <b>教育・保育機関と連携した相談支援</b>	担当課 こども未来課
事業内容 発達に支援を要する児童に対し、教育・保育機関と連携して相談支援を行います。		
事業番号 <b>94</b>	事業名 <b>放課後児童クラブの障がい児受け入れ</b>	担当課 こども未来課
事業内容 放課後児童クラブの障がい児受け入れを推進します。 障がい児に対応する指導員の配置等、受け入れ体制を整備します。		
事業番号 <b>95</b>	事業名 <b>医療的ケア児への支援</b>	担当課 こども未来課
事業内容 自立支援協議会等を活用し、医療的ケア児支援のための協議を行い、医療的ケア児コーディネーターの配置など支援体制の構築を図ります。		

## 施策4 いじめや不登校、自殺への対策と悩みや不安を抱える子どもたちへの支援

### 施策の方向性

- いじめや不登校、自殺など、児童・生徒が抱える悩みや不安に対して、気軽に相談できる身近な人材や専門機関の確保を推進し、子どもたちが心身ともに健康に成長できるようサポート体制の充実を図ります。

### 主な事業

事業番号	事業名	担当課
96	那須町教育相談室（こもれび）	学校教育課

#### 事業内容

学校、家庭と連携して、いじめ、不登校に早期対応し、解決を目指します。  
こもれびに通う児童・生徒や、その保護者へのカウンセリングを実施します。

事業番号	事業名	担当課
97	作業療法士の配置事業	学校教育課

#### 事業内容

作業療法士を小中学校に派遣して、配慮を要する児童・生徒や保護者及び学校が抱えている課題を解決するための面談を実施し、一人ひとりの特性や悩みに応じた面談や過ごしやすい学習環境を整えるための助言等を行います。

### 関連事業

事業番号	事業名	参照ページ
43	スクール・ソーシャル・ワーカーの配置事業	88 ページ
44	スクール・カウンセラーの活用事業	88 ページ
64	不登校・ひきこもり相談会	93 ページ
65	不登校・ひきこもり者家族交流会	93 ページ

## 施策5 権利に関する普及啓発

施策の  
方向性

- 様々な個性や置かれた環境にかかわらず、全ての子どもが最善の利益を得られるよう「子どもの権利条約」に掲げられている内容をもとに、学校教育、家庭教育において理解の促進を図ります。

### 主な事業

事業番号	事業名	担当課
98	人権教育の推進	学校教育課

#### 事業内容

児童・生徒に対し、学校、家庭における人権教育を推進します。

事業番号	事業名	担当課
99	人権啓発活動の実施	保健福祉課

#### 事業内容

「人権教室」の開催、啓発冊子の配布、いじめや児童虐待をテーマとした啓発動画の配信など、「子どもの人権を守ろう」の啓発活動を実施します。

## 基本目標6 子育て当事者への支援

### 施策1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

施策の  
方向性

- 子育てや教育が子育て家庭に経済的負担として大きくのしかかることのないよう、各種制度の周知や利用しやすいアプローチに努め、全ての子育て家庭が充実した子育て・教育ができる環境づくりを推進します。
- 母子家庭、父子家庭などのいわゆる“ひとり親家庭”が、経済的困窮や地域で孤立することがないように、各種制度の周知徹底や身近な相談支援機関の設置に向けた取組を推進します。

#### 主な事業

事業番号 <b>100</b>	事業名 <b>児童手当</b>	担当課 住民生活課
事業内容 高校生年代まで（18歳に達する日以後最初の3月31日まで）の児童を養育している方に対して、手当を支給します。令和6（2024）年10月から、児童手当の所得制限は撤廃されています。		
事業番号 <b>101</b>	事業名 <b>保育の無償化</b>	担当課 こども未来課
事業内容 非課税世帯及び一部のひとり親世帯の0歳～2歳児の利用料を無償化します。		
事業番号 <b>102</b>	事業名 <b>第2子以降保育料等免除事業</b>	担当課 こども未来課
事業内容 2人以上の児童を現に育てている世帯に対し、第2子以降の児童の保育料等を免除し、仕事を続けながら安心して子どもを産み育てることができるよう支援するとともに、子育てにかかる経済的な負担を軽減します。		
事業番号 <b>103</b>	事業名 <b>奨学資金貸付給付事業</b>	担当課 学校教育課
事業内容 町内に居住している優秀な学生・生徒が高等学校、高等専門学校、短期大学、大学または専修学校に在学するために必要な学資を貸付給付します。		
事業番号 <b>104</b>	事業名 <b>特別支援教育就学奨励費事業</b>	担当課 学校教育課
事業内容 特別支援学級に就学する児童・生徒の保護者に対し、家庭の経済状況の困難度合いにより学用品費や給食費等の援助を行います。		

<b>事業番号</b> <b>105</b>	<b>事業名</b> <b>特別支援学級就学及びことばの教室通級児童・生徒通学費補助金</b>	<b>担当課</b> <b>学校教育課</b>
---------------------------	--	----------------------------

**事業内容**

特別支援学級就学及びことばの教室に通級している児童・生徒が、通学の際に要する交通費の一部を補助します。

<b>事業番号</b> <b>106</b>	<b>事業名</b> <b>要保護・準要保護就学援助事業</b>	<b>担当課</b> <b>学校教育課</b>
---------------------------	-------------------------------------	----------------------------

**事業内容**

経済的な理由から、就学等が困難と認められる児童・生徒の保護者に対し、学用品費・給食費等の援助を行います。

<b>事業番号</b> <b>107</b>	<b>事業名</b> <b>ひとり親家庭（母子家庭・父子家庭）等への支援</b>	<b>担当課</b> <b>住民生活課</b>
---------------------------	---	----------------------------

**事業内容**

ひとり親家庭医療費の助成制度の理解を深めるため、町のホームページや広報などで周知を進めるとともに相談支援を行います。

児童扶養手当制度の広報・周知や相談を行います。

母子寡婦福祉資金貸付制度や就労支援の情報の提供と制度の周知を行います。

## 施策2 家庭や地域の教育力、コミュニティ力の向上



- 忙しい子育て家庭と地域コミュニティをつなぎ、地域が一体となってみんなで子育てができるまちとなるよう、地域における交流や学びの機会づくりを推進します。

### 主な事業

事業番号	事業名	担当課
108	家庭教育オピニオンリーダーの育成	生涯学習課
事業内容 家庭教育について、自主的な学習の促進、情報や学習機会の提供、相談活動等を積極的に行い、地域に根差した家庭教育支援ができるボランティアを育成します。		
109	学校支援ボランティア講座	生涯学習課
事業内容 学校支援活動や放課後活動に関わるボランティアを対象に学習機会を提供し、ボランティア個人の資質の向上と地域の教育力の向上を図るとともに、実践者同士のネットワークを構築します。		
110	親学習プログラムの実施	生涯学習課
事業内容 多様化する保護者の悩みや不安に対応するため、親の悩みを支援する参加型学習プログラムである「親学習プログラム」を就学時健康診断時や小中学校の保護者会、幼稚園及び保育所（園）等において実施します。		

# 基本目標 7 子ども・若者・子育てにやさしい社会づくり

## 施策1 子どもの安全の確保

### 施策の方向性

- 子どもたちが安全、安心して登降園、登下校できるよう、交通安全に向けた注意喚起や教育の推進に取り組みます。
- 犯罪防止に向けた啓発や犯罪に巻き込まれないための備えを充実するために、地域の協働体制の整備など、日頃からできることに取り組むまちづくりを推進します。

### 主な事業

事業番号	事業名	担当課
111	小学校、子ども会育成会における交通安全教育の実施	総務課

#### 事業内容

交通安全対策用映画フィルムや器具等の貸出しを実施していきます。

事業番号	事業名	担当課
112	交通安全啓発ポスターの募集	総務課

#### 事業内容

啓発ポスター製作による意識改革推進として、小中学校からの啓発ポスターを募集していきます。

事業番号	事業名	担当課
113	地域安全メール等の活用等	総務課

#### 事業内容

那須地区防犯協会に加入し、情報の共有化を図るとともに、住民の自主防犯行動を促進するために地域安全メール等の活用を推進します。

事業番号	事業名	担当課
114	通学時防犯対策	学校教育課

#### 事業内容

小学生全員を対象に、常時護身用防犯ホイッスル等の配布を実施します。また、通学時における通学防犯パトロール員の確保や登下校の安全確認のための「チェックリスト」の活用を推進します。

事業番号	事業名	担当課
115	消費生活に関する啓発活動	観光商工課

#### 事業内容

小中学生を対象に消費生活に関する被害防止教育の推進のため、啓発パンフレット等の配布を実施します。

事業番号	事業名	担当課
116	有害図書等立入調査	生涯学習課

#### 事業内容

町青少年育成協議会と連携し、コンビニエンスストア等に有害図書の設置状況の立入調査を行います。

## 施策2 子育てを支援する生活環境の整備

### 施策の 方向性

- 子育て環境整備として特に重要な“住まい”を町内で確保し、生活の安定に努めます。
- 子育て家庭が日常的に利用している道路や歩道、施設内の設備などの利便性と安全性の向上に向けた取組を計画的に推進します。
- 子育て家庭が、子育てによって希望する仕事ができないことや仕事によって子育てが十分に行えない状況にならないよう、子育て支援の充実に向けて取り組んでいくとともに、民間企業への制度の周知等、子育てしやすい就労環境づくりを推進します。

### 主な事業

事業番号	事業名	担当課
117	子育て世帯に配慮した住まいづくりの支援	ふるさと定住課
事業内容		
定住促進住宅（あたごハイツ）の子育て世帯減免措置により、入居の促進を継続して行います。		
事業番号	事業名	担当課
118	町営住宅・定住促進住宅の適切な維持管理	ふるさと定住課
事業内容		
入居者が安心して生活できるよう不良箇所の修繕を行います。		
定住促進住宅（あたごハイツ）の居住空間の利便性向上を図るため、和室のフローリング化を行います。		
事業番号	事業名	担当課
119	通学路等の整備	建設課
事業内容		
子どもたちの安全確保の観点から、通学路の道路改良整備、維持補修整備を行います。		
事業番号	事業名	担当課
120	赤ちゃんの駅の推進	こども未来課 (子育て支援センター)
事業内容		
子育て世帯が安心して外出できるよう、おむつ替えや授乳ができる場所を提供する赤ちゃんの駅の設置を推進します。		
事業番号	事業名	担当課
121	移動式赤ちゃんの駅の貸出し	こども未来課 (子育て支援センター)
事業内容		
子育て世帯が安心してイベント等に参加できるよう、イベント等で利用できる移動式赤ちゃんの駅を貸し出します。		



事業番号 <b>122</b>	事業名 <b>防犯灯設置費の補助</b>	担当課 総務課
事業内容 地域の防犯灯設置事業の補助を行い、地域防犯のための環境整備を推進します。		
事業番号 <b>123</b>	事業名 <b>道路反射鏡の設置</b>	担当課 総務課
事業内容 交通安全確保に要する反射鏡設置事業を実施していきます。		
事業番号 <b>124</b>	事業名 <b>事業者、労働者への意識啓発</b>	担当課 観光商工課
事業内容 仕事と生活の両立を支援するため、ポスターの掲示や広報誌、ホームページ等で事業者や労働者へ労働情報の提供を行います。		

# 第5章 子ども・子育て支援事業計画

## 第1節 第3期那須町子ども・子育て支援事業計画とは

「第3期那須町子ども・子育て支援事業計画」(以下、「第3期計画」という。)は、「那須町こども計画」と一体的に策定するもので、計画期間は令和7(2025)年度から令和11(2029)年度の5か年とします。(根拠となる法制度や位置付けについては3~5ページを参照)

第3期計画は、本町における教育・保育施設の適切な提供量を確保することを目的としており、計画期間中における就学前児童のうち、保育所(園)、幼稚園、認定こども園等の提供する教育・保育サービスが必要な1~3号認定の子どもの人数を算出し、待機児童を出さないよう十分に提供できる教育・保育サービス量を確保するものです。

また、その他の教育・保育に関わる事業である地域子ども・子育て支援事業についても同様に令和7(2025)年度以降の5年間の利用者数(量の見込み)と、それに見合うサービス提供量(確保の方策)を算出し、本町の子育て環境を整備することを目的としています。

さらに、第3期計画は、本計画の基本理念を共有し、その方向性についても整合を図るものとします。

## 第2節 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条第2項の規定により、市町村は子ども・子育て支援事業計画を実施する際に、地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件及び現在の教育・保育の利用状況や施設整備状況などの条件を総合的に勘案し、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定めることとされています。

那須町においては、第1期及び第2期計画に引き続き、第3期計画においても、町内の区域や通勤圏、提供区域内での需要調整などを勘案し、町内全域を1区域として設定します。

### ■事業一覧

		取組		区域
保育 教育	特定教育・保育施設	幼稚園、保育所(園)、認定こども園		町内 全域
	特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育		
地域 子ども 子育て 支援 事業	①利用者支援事業	②地域子育て支援拠点事業		
	③乳児家庭全戸訪問事業	④妊婦健康診査事業		
	⑤養育支援訪問事業	⑥子育て世帯訪問支援事業		
	⑦児童育成支援拠点事業	⑧親子関係形成支援事業		
	⑨子育て短期支援事業			
	⑩子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)			
	⑪一時預かり事業	⑫時間外保育事業(延長保育・休日保育)		
	⑬病児保育事業、子育て援助活動支援事業	⑭放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)		
	⑮産後ケア事業	⑯乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)		
	⑰実費徴収に係る補足給付を行う事業	⑰多様な事業者の参入促進・能力活用事業		

## 第3節

## 子ども・子育て支援事業計画に関わる法制度等の改正

## (1) 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案

子ども・子育て支援法は、「子ども・子育て関連3法」のうちの1つです。令和5（2023）年12月に閣議決定されたこども未来戦略の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、関係する内容を改正する案が令和6（2024）年10月に施行されました。

## ■子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案の概要

## 1. 「加速化プラン」において実施する具体的な施策

## (1) ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化

- 児童手当について、支給期間を中学生までから高校生年代までとする、支給要件のうち所得制限を撤廃する、第3子以降の児童に係る支給額を月額3万円とする、支払月を年3回から隔月（偶数月）の年6回とする抜本的拡充を行う。
- 妊娠期の負担の軽減のため、妊婦のための支援給付を創設し、当該給付と妊婦等包括相談支援事業とを効果的に組み合わせることで総合的な支援を行う。

## (2) 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

- 妊婦のための支援給付とあわせて、妊婦等に対する相談支援事業（妊婦等包括相談支援事業）を創設する。
- 保育所等に通っていない満3歳未満の子どもの通園のための給付（こども誰でも通園制度）を創設する。
- 産後ケア事業を地域子ども・子育て支援事業に位置付け、国、都道府県、市町村の役割を明確化し、計画的な提供体制の整備を行う。
- 教育・保育を提供する施設・事業者には経営情報等の報告を義務付ける（経営情報の継続的な見える化）。
- 施設型給付費等支給費用の事業主拠出金の充当上限割合の引上げ、拠出金率の法定上限の引下げを行う。
- 児童扶養手当の第3子以降の児童に係る加算額を第2子に係る加算額と同額に引き上げる。
- ヤングケアラーを国・地方公共団体等による子ども・若者支援の対象として明記。
- 基準を満たさない認可外保育施設の無償化に関する時限的措置の期限到来に対する対応を行う。

## (3) 共働き・共育での推進

- 両親ともに育児休業を取得した場合に支給する出生後休業支援給付及び育児期間に時短勤務を行った場合に支給する育児時短就業給付を創設する。
- 自営業・フリーランス等の育児期間中の経済的な給付に相当する支援措置として、国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料の免除措置を創設する。

## 2. 子ども・子育て支援特別会計（いわゆる「こども金庫」）の創設

こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるため、年金特別会計の子ども・子育て支援勘定及び労働保険特別会計の雇用勘定（育児休業給付関係）を統合し、子ども・子育て支援特別会計を創設する。

## 3. 子ども・子育て支援金制度の創設

- 国は必要な費用に充てるため、医療保険者から子ども・子育て支援納付金を徴収することとし、額の算定方法、徴収の方法、社会保険診療報酬支払基金による徴収事務等を定める。
- 医療保険者が被保険者等から徴収する保険料に納付金の納付に要する費用（子ども・子育て支援金）を含めることとし、医療保険制度の取扱いを踏まえた被保険者等への賦課・徴収の方法、国民健康保険等における低所得者軽減措置等を定める。
- 歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で、令和8（2026）年度から令和10（2028）年度にかけて段階的に導入し、各年度の納付金総額を定める。
- 令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの各年度に限り、支援納付金対象費用の財源について、子ども・子育て支援勘定の負担において、子ども・子育て支援特例公債を発行できること等とする。

## (2) 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正案

子ども・子育て支援法に基づく基本指針（以下、「基本指針」という）は、教育・保育の提供体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項と子ども・子育て支援事業計画の記載事項等を定め、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供する体制の整備や、その他法に基づく業務の円滑な実施が計画的に図られるようにすること等を目的として策定された、いわば子ども・子育て支援事業計画策定のガイドラインです。

同基本指針は、児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う必要があることから「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第66号。以下、「改正法」という）が、第208回国会において成立したもので、令和6（2024）年4月1日に施行されました。

また、この改正法において、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行うことも家庭センターの設置の努力義務化、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）の作成、市区町村における子育て家庭への支援の充実等が定められました。

### ■基本指針の改正案の概要

1. 家庭支援事業（子育て世帯訪問支援事業等）の新設・拡充及び利用勧奨・措置に関する事項の追加
基本指針に新設した事業の位置づけ等を行うとともに、市町村子ども・子育て支援事業計画において、家庭支援事業の量の見込み（事業需要量）を設定する際には、利用勧奨・措置による提供も勘案の上、設定すること等を規定。
2. こども家庭センター及び地域子育て相談機関に関する事項の追加
市町村子ども・子育て支援事業計画の任意記載事項として、こども家庭センターと地域子育て相談機関の設置に努めることや、これら機関の連携を図ること等を規定。
3. こどもの権利擁護に関する事項の追加
都道府県子ども・子育て支援事業計画の基本的記載事項として、①児童相談所等が適切に意見聴取等措置をとること、②都道府県が意見表明等の支援やこども権利擁護に向けた必要な環境の整備を行うことについて規定。
4. 妊婦等包括相談支援事業に関する事項の追加
子ども・子育て支援法等改正法により新設され、新たに地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた妊婦等包括相談支援事業について、基本指針への位置付けを行うとともに、市町村子ども・子育て支援事業計画において量の見込み（事業需要量）を設定する際の参酌基準を設定する。
5. 児童発達支援センター等に関する事項等の追加
児童福祉法等改正法において、児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことを明確化したことを踏まえ、市町村子ども・子育て支援事業計画において、障害児支援の体制を整備するに際し、関係者が連携・協力して地域社会への参加及び包摂（インクルージョン）を推進すること等を規定。
6. 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関する事項の追加
子ども・子育て支援法等改正法により新たに定義した乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、基本指針への位置付け等を行う。
7. 産後ケアに関する事業の追加
地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた産後ケア事業の参酌標準や、産後ケア事業等実施時における留意点の規定等を行う。
8. その他所要の改正
基本指針に規定している計画の更新等を踏まえた所要の改正。

第4節

量の見込みの基本的な考え方と町の将来人口の推計

1 量の見込みの基本的な考え方

量の見込みとは、子ども・子育て支援法に基づく、教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の利用人数の見込みのことを意味します。

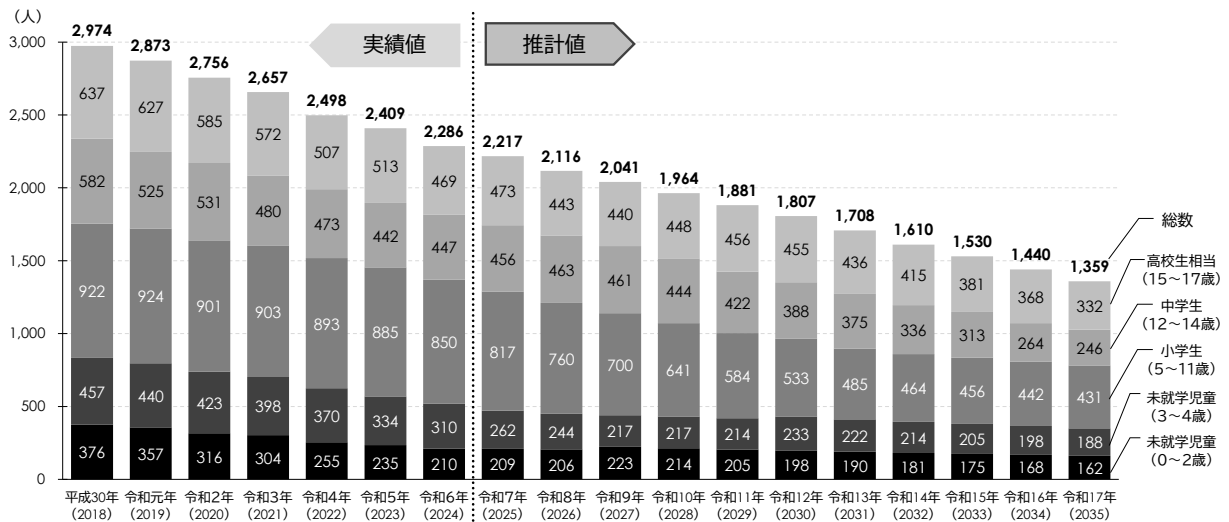
量の見込みの算出方法は、基本的に町の将来人口の推計による各年齢の子どもの数に対して、おおよそ過去5年間の認定区分の対象となった子どもの人数（実績値）や各種事業の利用者数（実績値）から算出した割合の傾向を把握した上で、今後5年間の認定区分対象者数及び各種事業利用者数の変化の方向を検討しながら設定しました。

2 町の将来人口の推計(住民基本台帳によるコーホート変化率法に基づく推計)

町の将来人口の推計は、既存の町の人口推計結果を踏まえつつ、第3期計画が年齢別の子ども的人数を年度ごとに必要とする特性を考慮し、改めて1歳階級別コーホート変化率法による将来人口推計を算出しました。

なお、9ページに掲載している人口推計は、国勢調査の統計データベースによる社人研推計のため、本推計とは異なる算出方法、算出結果となっています。この推計は、中長期的スパンに適している推計であり、対してコーホート変化率法に基づく本推計は、近い将来の状況を把握することに適している推計であるため、量の見込みの算出においては、本推計を採用しています。

■那須町の1歳階級別の0～17歳の子どもの将来人口推計



資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）を基にしたコーホート変化率法による将来人口推計

## 第5節 教育・保育施設の量の見込み及び確保の方策

### 1 子どもの認定区分

幼稚園や保育所（園）等の教育・保育施設を利用する子どもの保護者は、居住する市町村へ「子どものための教育・保育給付」を受ける資格があること及び子どもの区分についての認定を申請することとされています。

保護者の申請を受けた市町村が、客観的な基準に基づいて、教育・保育の必要性を認定します。

#### ■認定区分

認定区分	対象年齢	利用先	対象家庭類型
1号認定	3～5歳	・幼稚園 ・認定こども園(幼稚園部分)	・専業主婦(夫)家庭 ・共働きであるが幼稚園利用の家庭
2号認定	3～5歳	・保育所(園) ・認定こども園(保育所(園)部分)	・共働き家庭
3号認定	0～2歳	・保育所(園) ・認定こども園(保育所(園)部分) ・特定地域型保育事業	

### 2 子どものための教育・保育給付

幼稚園、保育所（園）、認定こども園を通じた共通の給付である「施設型給付」、及び小規模保育等への給付である「地域型保育給付」があります。教育・保育施設の利用にあたり、「通常教育・保育に要する費用」のうち、「国で定めた利用者負担額」を除く部分を国・栃木県・那須町で負担します。令和元（2021）年10月から、幼稚園、保育所（園）、認定こども園などを利用する3～5歳児及び0～2歳児（住民税非課税世帯）の子どもたちの保育料が無料となっています。

#### ■施設（事業）の類型

施設(事業)の類型	利用先
特定教育・保育施設 (施設型給付)	・幼稚園 ・保育所(園) ・認定こども園
特定地域型保育事業 (地域型保育給付)	・小規模保育(定員:6～19人) ・家庭的保育(定員:5人以下) ・居宅訪問型保育 ・事業所内保育(事業所の従業員の子どもに加えて、地域の保育を必要とする子どもの保育を実施するものに限る)
確認を受けない幼稚園	・施設型給付を受けるための確認を、町から受けない幼稚園 (私学助成の幼稚園)

### 3 1号認定

満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、幼稚園・認定こども園の教育を受ける子どもの認定区分です。

#### ■量の見込みと確保の方策

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み（利用者数）	33人	30人	27人	27人	27人
②確保の方策（定員数） 特定教育・保育施設	60人	60人	60人	60人	60人
② - ①	27人	30人	33人	33人	33人

### 4 2号認定

満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働または疾病その他事由により保育所（園）・認定こども園の保育を必要とする子どもの認定区分です。

#### ■量の見込みと確保の方策

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み（利用者数）	234人	221人	199人	202人	202人
②確保の方策（定員数） 特定教育・保育施設	335人	335人	285人	285人	285人
② - ①	101人	114人	86人	83人	83人

## 5 3号認定

満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働または疾病その他事由により保育所（園）・認定こども園の保育を必要とする子どもの認定区分です。

### ■量の見込みと確保の方策

0歳児保育	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み（利用者数）	36人	35人	34人	34人	33人
②確保の方策（定員数） 特定教育・保育施設	36人	36人	36人	36人	36人
② - ①	0人	1人	2人	2人	3人

1歳児保育	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み（利用者数）	43人	61人	59人	57人	56人
②確保の方策（定員数） 特定教育・保育施設	79人	79人	67人	67人	67人
② - ①	36人	18人	8人	10人	11人

2歳児保育	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み（利用者数）	64人	46人	67人	64人	62人
②確保の方策（定員数） 特定教育・保育施設	100人	100人	82人	82人	82人
② - ①	36人	54人	15人	18人	20人

第6節

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び

確保の方策

国が示す基本指針等に沿って、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めることとされています。また、設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに確保の内容及び実施時期を「確保の方策」として設定します。

1 利用者支援事業

子どもや保護者が、幼稚園や保育所（園）等での教育・保育や、一時預かり等の地域の子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、関係機関と連携して、情報提供や助言・相談等の支援を行う事業です。

基本型	子ども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、当事者目線の寄り添い型の支援を実施するもの
こども家庭センター型	旧子育て世代包括支援センター及び旧市区町村子ども家庭総合支援拠点の一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及び全ての子どもと家庭に対して虐待への予防的な対応から、個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応するもの
妊婦等包括相談支援事業	妊婦のための支援給付とあわせて、妊婦等に対する相談支援事業を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援の充実を図ることを目的としたもの

■量の見込みと確保の方策

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
基本型	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
こども家庭センター型	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
②確保の方策	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
基本型	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
こども家庭センター型	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
② - ①	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所

単位の考え方：施設数

■量の見込みと確保の方策 【妊婦等包括相談支援事業】

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み	225 回	213 回	204 回	198 回	192 回
②確保の方策	230 回	220 回	210 回	200 回	200 回
② - ①	5 回	7 回	6 回	2 回	8 回

単位の考え方：利用回数

## 2 地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所（園）等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。

### ■量の見込みと確保の方策

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み	160 人日	160 人日	160 人日	160 人日	160 人日
②確保の方策	160 人日	160 人日	160 人日	160 人日	160 人日
施設数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
② - ①	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

単位の考え方：利用者数×利用日数

## 3 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握と助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげていきます。この訪問を、乳児のいる家庭と地域社会とをつなぐ最初の機会とすることにて、乳児家庭の孤立を防ぐことを目指す事業です。

### ■量の見込みと確保の方策

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	75 人	71 人	68 人	66 人	64 人

単位の考え方：利用人数

## 4 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業です。

### ■量の見込みと確保の方策

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	1,027 人回	972 人回	931 人回	904 人回	876 人回

単位の考え方：利用者数×利用回数

## 5 養育支援訪問事業 対象:要支援児童、要保護児童、特定妊婦

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助等）を行う事業です。正式名は「養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業」。

### ■量の見込みと確保の方策

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み	10人日	10人日	10人日	10人日	10人日
②確保の方策	20人日	20人日	20人日	20人日	20人日
② - ①	10人日	10人日	10人日	10人日	10人日

単位の考え方：利用者数×利用日数

## 6 子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等を未然に防ぐ事業です。

### ■量の見込みと確保の方策

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み	20人日	20人日	20人日	20人日	20人日
②確保の方策	20人日	20人日	20人日	20人日	20人日
② - ①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

単位の考え方：利用者数×利用日数

## 7 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

### ■量の見込みと確保の方策

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み	－人	－人	9人	9人	9人
②確保の方策	－人	－人	9人	9人	9人
② - ①	－人	－人	0人	0人	0人

単位の考え方：利用者数

## 8 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。令和4（2022）年の児童福祉法改正により新たに事業として創設されました。

今後、利用者のニーズに応じて実施を検討します。

## 9 子育て短期支援事業

母子家庭等が安心して子育てしながら働くことができる環境を整備するため、疾病や疲労等の身体・精神上的の理由により、児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設等において養育・保護を行う事業です。（短期入所生活援助：ショートステイ、夜間養護等：トワイライトステイ）

### ■量の見込みと確保の方策

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み	10人日	10人日	10人日	10人日	10人日
②確保の方策	10人日	10人日	10人日	10人日	10人日
施設数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
② - ①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

単位の考え方：利用者数×利用日数

## 10 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

子育ての手助けがほしい人（利用会員）、子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）、両方を兼ねる人（両方会員）に会員登録いただき、子育てのサポートを提供する相互援助活動に関する連絡調整等を行う就学児対象のファミリー・サポート・センター事業です。

### ■量の見込みと確保の方策

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み	30人日	30人日	30人日	30人日	30人日
②確保の方策	30人日	30人日	30人日	30人日	30人日
② - ①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

単位の考え方：利用者数×利用日数

## 11 一時預かり事業

保護者の就労や疾病・出産等により一時的に保育が困難となった乳幼児について、幼稚園、保育所（園）その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

### (1) 幼稚園における在園を対象とした一時預かり

#### ■量の見込みと確保の方策

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み	1,255 人日	1,131 人日	973 人日	940 人日	894 人日
②確保の方策	1,300 人日	1,200 人日	1,100 人日	1,000 人日	1,000 人日
施設数	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
② - ①	45 人日	69 人日	127 人日	60 人日	106 人日

単位の考え方：利用者数×利用日数

### (2) 一時預かり事業(幼稚園在園児以外)、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業、病児・緊急対応強化事業除く)、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)

#### ■量の見込みと確保の方策

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み	414 人日	395 人日	386 人日	378 人日	368 人日
②確保の方策	414 人日	395 人日	386 人日	378 人日	368 人日
一時預かり事業※1	384 人日	365 人日	356 人日	348 人日	338 人日
子育て援助活動支援事業※2	30 人日	30 人日	30 人日	30 人日	30 人日
子育て短期支援事業※3	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
確保の方策(施設数)	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
一時預かり事業※1	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
子育て短期支援事業※3	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
② - ①	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

単位の考え方：利用者数×利用日数

※1 在園児対象型を除く

※2 病児・緊急対応強化型事業を除く

※3 トワイライトステイ

## 12 時間外保育事業(延長保育・休日保育) 対象年齢:0～5歳児

保育認定を受けた子どもについて、保護者の就労形態の多様化、長時間の通勤等に伴う延長保育需要に対応するため、通常の利用時間及び利用日以外において、引き続き保育を実施する事業です。

### ■量の見込みと確保の方策

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み	140人	134人	131人	128人	125人
②確保の方策	140人	134人	131人	128人	125人
施設数	6か所	6か所	5か所	5か所	5か所
② - ①	0人	0人	0人	0人	0人

単位の考え方：利用者数

## 13 病児保育事業、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)

病気にかかっている子どもや回復期にある子どもを病院等の医療機関や保育施設等に付設された専用スペース等で、看護師等が一時的に保育を行う事業です。

### ■量の見込みと確保の方策

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み	350人日	350人日	350人日	350人日	350人日
②確保の方策	350人日	350人日	350人日	350人日	350人日
病児保育事業	350人日	350人日	350人日	350人日	350人日
子育て援助活動支援事業※	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
確保の方策(施設数)	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
病児・病後児対応型	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
体調不良児対応型	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
非施設型(訪問型)	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
② - ①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

単位の考え方：利用者数×利用日数

※ 病児・緊急対応強化事業

## 14 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) 対象年齢:就学児

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後等に、適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全育成を図る事業です。

### ■学年別の量の見込みと確保の方策

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み	388人	385人	369人	360人	344人
1年生	80人	64人	58人	58人	60人
2年生	71人	89人	71人	64人	65人
3年生	70人	58人	72人	56人	50人
4年生	72人	76人	67人	88人	72人
5年生	46人	50人	50人	42人	53人
6年生	49人	48人	51人	52人	44人
②確保の方策	400人	400人	400人	400人	400人
1年生	82人	66人	63人	65人	70人
2年生	73人	93人	77人	71人	76人
3年生	72人	61人	78人	63人	58人
4年生	74人	79人	72人	97人	84人
5年生	48人	52人	54人	46人	61人
6年生	51人	49人	56人	58人	51人
確保の方策(施設数)	10か所	10か所	10か所	10か所	10か所
② - ①	12人	15人	31人	40人	56人

単位の考え方：利用者数

## 15 産後ケア事業

産後の母子に対し、助産師等の専門職が心身のケア、授乳や相談等の育児支援を行う事業で、委託助産院等で行う「宿泊(ショートステイ)型」、「通所(デイケア)型」、「訪問型」から、希望により計7日間の利用が可能です。

### ■量の見込みと確保の方策

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み	45人日	48人日	51人日	54人日	57人日
②確保の方策	45人日	48人日	51人日	54人日	57人日
② - ①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

単位の考え方：利用者数×利用日数

## 16 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度) 対象年齢:0歳6か月～2歳児

全ての子どもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる事業です。

### ■量の見込みと確保の方策

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み	－人日	4人日	4人日	3人日	3人日
0歳	－人日	2人日	2人日	1人日	1人日
1歳	－人日	1人日	1人日	1人日	1人日
2歳	－人日	1人日	1人日	1人日	1人日
②確保の方策	－人日	4人日	4人日	4人日	4人日
0歳	－人日	2人日	2人日	2人日	2人日
1歳	－人日	1人日	1人日	1人日	1人日
2歳	－人日	1人日	1人日	1人日	1人日
②－①	－人日	0人日	0人日	1人日	1人日

単位の考え方：利用者数×利用日数

※なお、令和8（2026）年度以降は、新設される「乳児等のための支援給付」に位置付けられる

## 17 実費徴収に係る補足給付を行う事業

世帯の所得の状況等を勘案して、幼稚園、保育所（園）等に支払うべき副食費や日用品、文房具その他の保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加等に要する費用等を助成する事業です。

今後の制度動向等に注視しながら、事業を検討・調整します。

## 18 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

保育所（園）、小規模保育事業、認定こども園や地域子ども・子育て支援事業に参入する民間事業者に対して支援を行う事業です。

多様な事業者の新規参入の支援等、良質かつ適切な教育・保育等の提唱体制の確保に向けて、検討・調整します。

## 第7節 その他の基本的な取組

### 1 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

1 世帯あたり人員の減少や保護者の就労形態の変化等により、子どもを取り巻く環境は大きく変わってきています。また、子どもの人口は減少が続いていますが、幼児期の教育・保育に対するニーズは多様化しています。

幼稚園、保育所（園）などにおける一時的な預かりなど、多様なニーズに対応できる体制の確保が求められるため、引き続き、幼稚園、保育所（園）、認定こども園による教育・保育の提供体制について、総合的な充実を図る必要があります。

幼児期の教育・保育は、生涯の人格形成の基礎を培うために極めて重要であり、各施設がこれまで培ってきた知識・技能をいかしながら、子ども一人ひとりの育ちを支援する質の高い教育・保育を一体的に提供していきます。

また、幼稚園、保育所（園）、認定こども園においては、幼稚園教育要領、保育所保育指針等についての理解を深めるとともに、幼稚園、保育所（園）、認定こども園と小学校との連携・交流を推進するため、連携・交流事例に関する情報提供や、連携を図るための環境づくりを進めていきます。

### 2 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元（2019）年10月から開始された幼児教育・保育の無償化の実施にあたり、主に従来型の幼稚園や認可外保育施設等の利用料を対象とした「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

本町における子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を考慮しながら、支給方法について公正かつ適正な支給の確保に取り組みます。

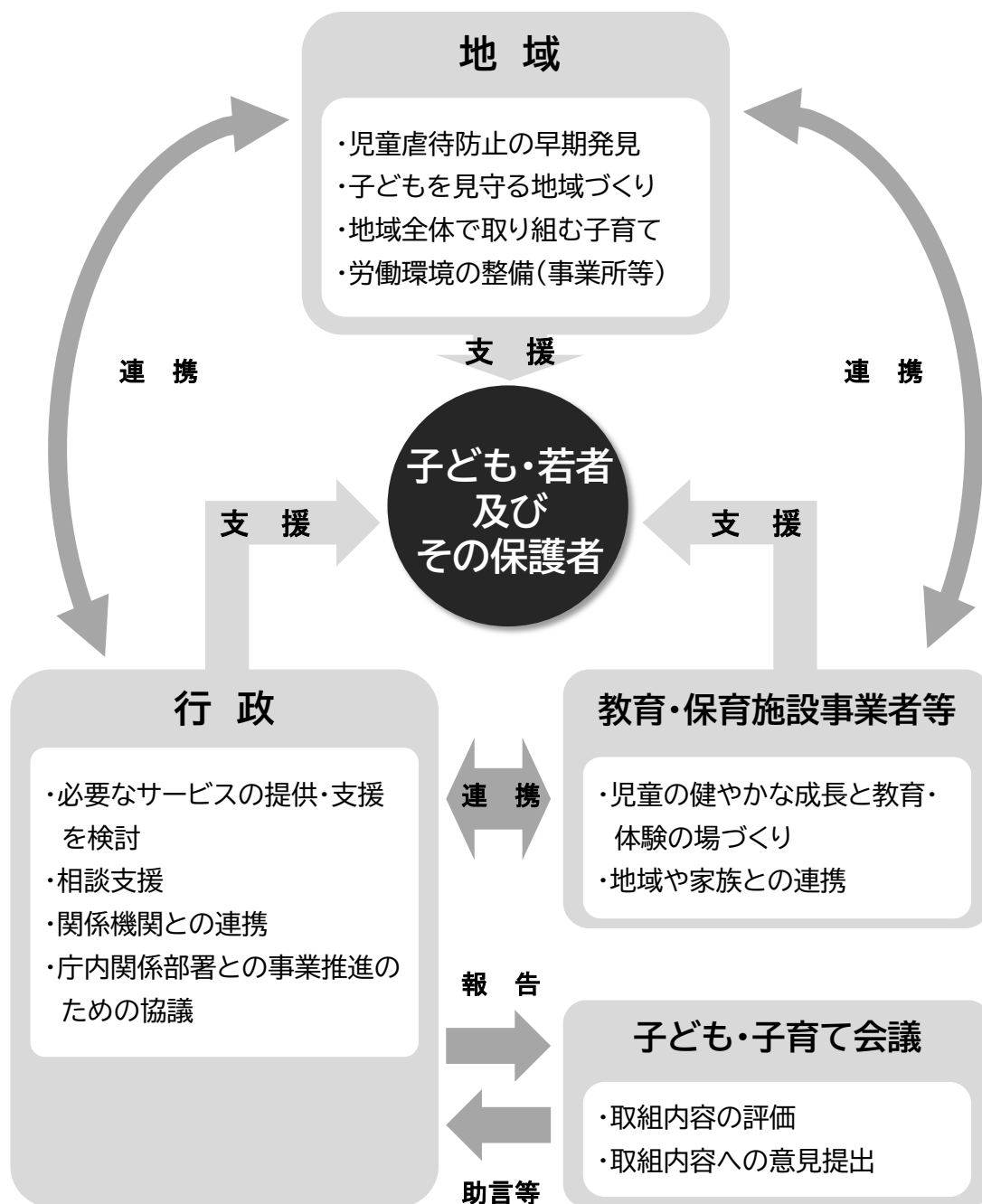
# 第6章 計画の推進体制

## 第1節 地域及び関係機関等との連携

那須町では、子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に推進するため、地域及び教育・保育施設事業者等や関係機関等と連携し、子ども・子育て支援に取り組みます。

また、本計画の推進にあたっては、児童福祉、母子保健、商工労働、教育、住宅などの各分野における関係部局と連携し、部局横断的に取り組む総合的な推進体制を整えます。

■本計画の推進体制図

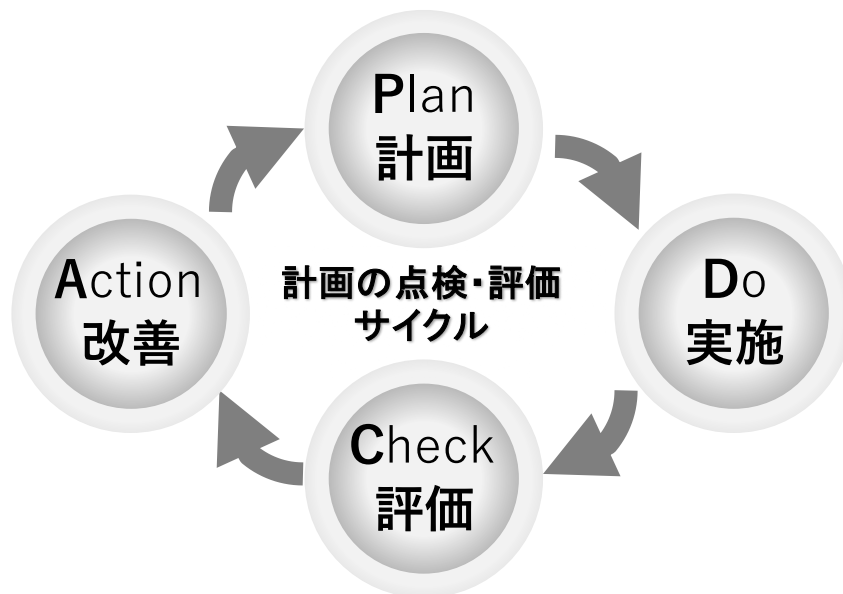


## 第2節 計画の達成状況の点検・評価

本計画の進捗状況については、定期的に点検・評価することが重要です。そのため、計画策定後も適切に進行管理を行うにあたり、計画を立案し（Plan）、実施する（Do）ことはもちろん、目標設定や計画策定後も適切に評価（Check）し、改善（Action）が行えるよう、循環型のマネジメントサイクル（PDCAサイクル）を構築します。

また、那須町子ども・子育て会議で協議しながら、施策（事業）の改善や見直しを含め、本計画の着実な推進を図ります。

### ■PDCA サイクルによる計画の推進イメージ



---

## 那須町こども計画

令和7年3月

発行 那須町

編集 那須町こども未来課

〒329-3215

栃木県那須郡那須町大字寺子乙 2566-1

TEL : 0287-72-6959 FAX : 0287-72-5820

ホームページ <http://www.town.nasu.lg.jp>

---